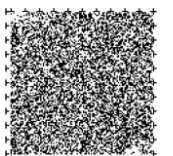


第 1 部 総論



第1章 久山町福祉総合計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と目的

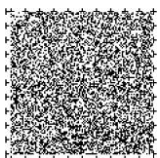
本町では、平成15年3月に保健・福祉分野の各実施計画を統合する計画として「久山町総合保健福祉計画」を策定し、平成18年3月には「久山町総合保健福祉計画（改訂版）」を策定しました。この計画に基づき、地域福祉、高齢者保健福祉、障がい福祉など、各分野における法・制度等の改正や社会情勢の変化に応じて各分野の計画の見直しを行い、施策を展開してきました。

近年、我が国は、社会経済情勢の変化やライフスタイルの多様化、人口減少や少子高齢化、核家族化などの家族形態の変化によって、家族での支え合いや、地域における住民同士のつながりが希薄化しています。また、高齢者の孤独死、自殺、ひきこもり、虐待、ドメスティックバイオレンス、生活困窮など、地域住民の抱える課題が複雑化・複合化しており、このような課題は、公的な福祉サービスや制度だけでは対応できない「制度の狭間」である場合が少なくありません。

このような課題に対応するためには、個人や家庭、地域、関係機関・関係団体、行政がそれぞれの役割に基づきながら連携し、新たな支え合いの構築が必要となっています。また、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

このような背景を踏まえ、本町におけるこれまでの取り組みや保健・福祉分野における共通した課題の認識や考え方を一致させ、共通の目標に向かって連携していく必要があります。子ども、高齢者、障がい者など全ての人々がともに地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指すとともに、久山町のこれまで培ってきた「国土の健康」「人間の健康」「社会の健康」の3つの健康を守り、活かし、発展させていくことを「久山町福祉総合計画」策定の目的とします。

また、令和2年1月頃から流行し始めた新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの人が集まる行事等の中止、人と人が対面で交流する機会が制限されるなど、日常生活が一変する事態となりました。さらに、高齢者等の身体機能や認知機能の低下、社会的孤立、経済的困窮などの新たな問題も危惧されています。収束の見通しが立っていない状況ではありますが、この苦難を乗り越え、住民の安心した生活を取り戻すため、国及び県の感染症予防方針や支援策とともに、本町としての感染症対策に関する取り組みを計画にできる限り盛り込み、福祉行政を進めていきます。



第2節 計画策定の位置づけ・計画期間

本計画は「地域福祉」「高齢者保健福祉」「障がい福祉」など、福祉分野の課題に総合的に対応していく計画として位置づけられるものです。

また、本計画は、町の上位計画である「第3次久山町総合計画」や「第2期久山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、関連する他の計画との整合性を図ります。

なお、「久山町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」は、令和2年度から令和6年度までの計画として進められており、本計画においては、そこで示されている基本理念や基本方針、子どもと子育て家庭を支援するための施策との整合性を図ります。

久山町福祉総合計画

○ 久山町地域福祉計画

- ・社会福祉法第107条が定める「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。
- ・計画期間は、他計画との整合性を図り、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。
- ・社会福祉法第109条が定める「地域福祉活動計画」を含みます。

○ 久山町高齢者保健福祉計画

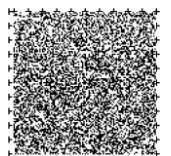
- ・老人福祉法第20条の8が定める「市町村老人福祉計画」として位置づけられます。
- ・成年後見制度利用促進法第14条が定める「成年後見制度利用促進基本計画」を含みます。
- ・計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

○ 久山町障がい者計画

- ・障害者基本法第11条第3項が定める「市町村障害者計画」として位置づけられます。
- ・計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

○ 久山町障がい福祉計画・久山町障がい児福祉計画

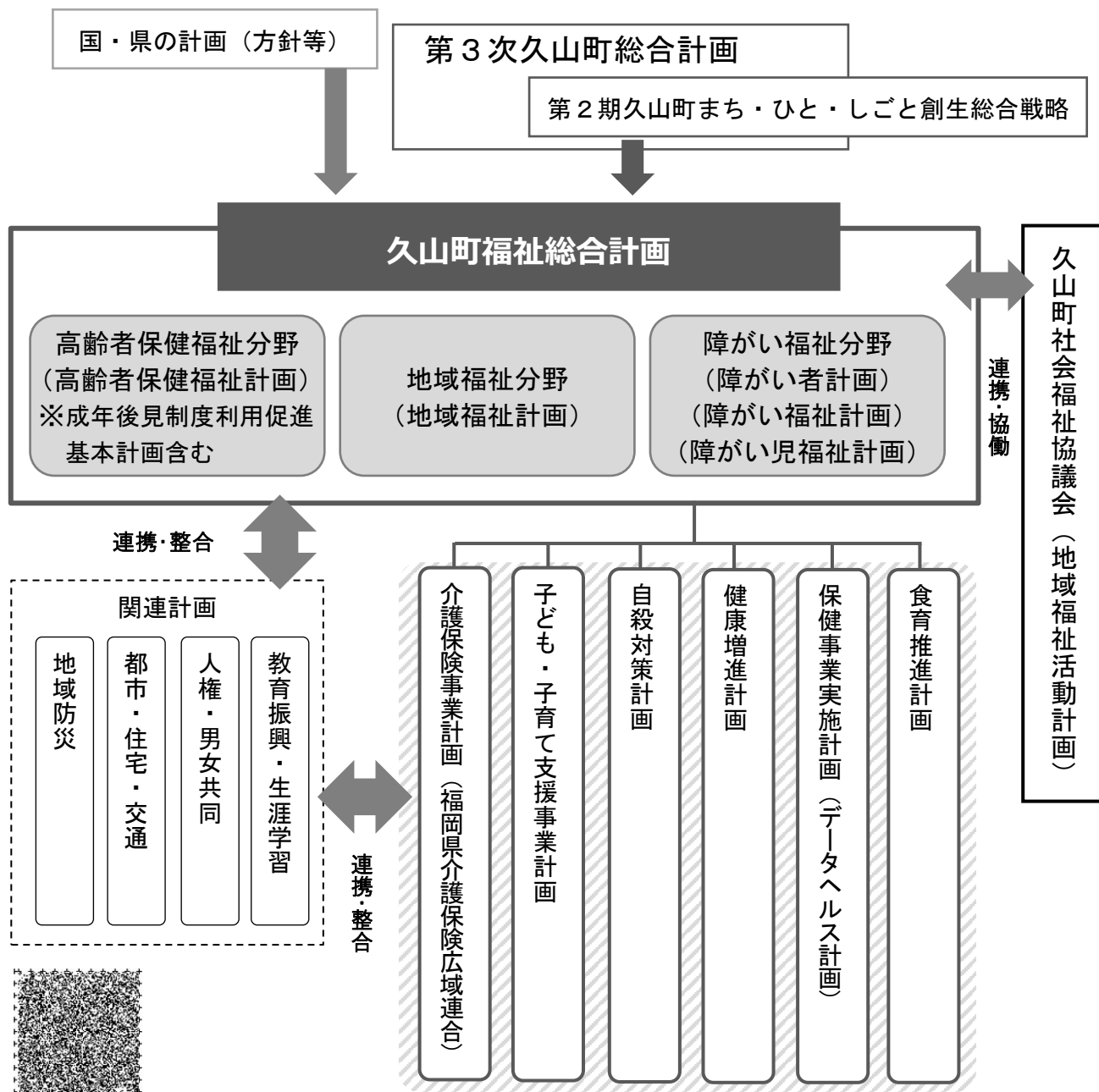
- ・障害者総合支援法第88条が定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20が定める「市町村障害児福祉計画」として位置づけられ、障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する計画です。
- ・計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



【各計画期間】

	令和					
	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
福祉総合計画	6 か年計画					
地域福祉計画 ※地域福祉活動計画含む	6 か年計画					
高齢者保健福祉計画 ※成年後見制度利用 促進基本計画含む	第 8 次（3 か年計画）			第 9 次（3 か年計画）		
障がい者計画	第 4 期（6 か年計画）					
障がい福祉・ 障がい児福祉計画	第 6 期障がい福祉・第 2 期障がい児 福祉（3 か年計画）			第 7 期障がい福祉・第 3 期障がい児 福祉（3 か年計画）		

【計画の位置づけ（イメージ）】



第3節 国の動向

1 地域福祉の推進、地域共生社会の実現に関する動向

国は、「ニッポン一億総活躍プラン」において、全ての人々が「地域」「暮らし」「生きがい」を共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を掲げ、「社会福祉法」を改正するなど、包括的な支援体制の整備や市町村地域福祉計画の充実、「我が事・丸ごと」による地域福祉を推進しています。従来、各福祉分野で、サービスの基盤整備や生活環境整備が行われてきました。しかし、単一の公的支援制度では対応が難しい複合的な課題や、制度と制度の狭間に起こる課題が顕在化しており、各制度・分野が縦割りではなく、また住民参加も視野に入れた包括的な取り組みの方向性を示しています。

また、令和2年6月には「地域共生社会」の実現を図るため、包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。この中で、「社会福祉法」に基づく事業ならびに「介護保険法」「障害者総合支援法」「子ども・子育て支援法」「生活困窮者自立支援法」に基づく事業を一体のものとして実施することにより、支援体制ならびに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する「重層的支援体制整備事業」を行うことができると定められました。

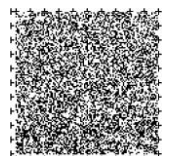
2 生活困窮者の自立促進に関する動向

社会経済の悪化や就業形態の多様化等を背景に、全国的に経済的に困窮している家庭の増加を踏まえ、平成25年に「生活困窮者自立支援法」が成立し、平成27年4月に施行されました。このことにより、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティーネット」として、生活の自立及び尊厳の確保と支援が開始されました。

また、平成30年には、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が施行され、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化や生活困窮世帯の子どもへの学習支援、ひとり親家庭の生活の安定などの取り組みが進められています。

3 成年後見制度利用促進に関する動向

平成28年5月には「成年後見制度利用の促進に関する法律」が施行され、これにより市町村に対して、必要な制度利用に関する促進体制の整備などに努めることが明示されました。また、平成29年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、その中で、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画の策定や、関係機関との連携の中核となる機関設置等に努めるものとされ、制度の利用促進に向けた取り組みが進められています。



4 介護・高齢者保健福祉分野

平成12年に始まった介護保険制度は20年以上が経過し、介護が必要な高齢者の生活支援として、定着・発展してきました。一方、高齢化の進展に伴う要介護者の増加、それに伴う介護給付費の増加、介護サービスを支える人材不足など、新たな問題が顕在化しています。さらに、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に到達する令和7年（2025年）が近づく中、制度の持続可能性を確保することや高齢者が住み慣れた地域でできる限り住み続けることができる環境づくりが求められています。

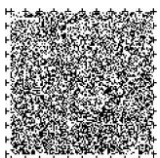
こうした状況を踏まえ、国は「第8期介護保険事業計画」の基本指針として、2025年・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくりの施策の充実、認知症施策の推進、介護人材の確保、災害や感染症対策に係る備えの充実などを示しました。

5 障がい福祉分野

国は、障がい保健福祉施策においては、障がい者及び障がい児が、基本的人権を有する主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、制度を整備されてきました。平成25年4月に「障害者総合支援法」が施行され、以降、「障害者差別解消法」や「成年後見制度利用促進法」の施行など、障がい者の権利擁護に関する取り組みなどが進められてきました。

また、平成30年4月には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズへのきめ細かな対応、サービス基盤の計画的整備等を規定し、これにより、各市町村には「障がい児福祉計画」の策定が義務づけられました。

さらに、令和元年度に国は「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の策定に向け、基本指針の審議・見直しを行い、各市町村においても、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る取り組みや目標などの設定が求められています。



第4節 計画の策定方法

1 久山町福祉総合計画策定委員会による協議

本計画は、行政区や民生委員児童委員をはじめとする住民の代表、社会福祉協議会や福祉サービス事業所、関係機関や関係団体などの代表者、行政関係者等で構成する「久山町福祉総合計画策定委員会」（以下、「策定委員会」という。）を設置し、計画内容について協議しました。

2 住民へのアンケート調査による現状・課題の把握

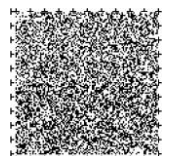
地域福祉、介護・医療、障がい者・障がい児の現状やニーズを把握し、施策を検討するため、各種調査を実施しました。調査結果は、策定委員会に報告し、課題の抽出を行うとともに、今後の施策を検討するための参考資料としました。

調査方法・回収結果は以下の通りです。

【調査方法】 郵送配布・郵送回収

【調査時期】 令和2年8月21日～9月4日

調査対象	調査対象範囲	調査数	回収数（回収率）
一般住民	町内在住の20歳以上の町民	1,000人	582件（58.2%）
要支援・要介護認定者	介護サービス給付台帳に基づく在宅で生活する要支援・要介護認定者	150人	106件（70.6%） うち、有効回収数91件 （有効回収率60.6%）
障がい者・障がい児	町内在住の障害者手帳所持者及び障がい福祉サービス利用者（障がい児含む）	400人	269件（67.3%）



3 関係団体・事業所からの意見聴取

町内で地域福祉、高齢者保健福祉、障がい福祉に関する活動や事業を行う関係団体・事業所の活動状況や地域の福祉課題・解決策などを把握し、施策を検討するため、アンケート調査を実施しました。

【調査方法】 郵送配布・郵送回収

調査対象	調査対象範囲	調査時期	調査数	回収数 (回収率)
民生委員 児童委員	民生委員児童委員 全員	令和2年 8月21日～ 9月4日	20人	20件 (100.0%)
関係団体 ・事業所	町内の社会福祉全般、介護・ 高齢者保健福祉、障がい福祉、 子ども・子育てに関する活動 や事業を行う団体・事業所	令和2年 9月1日～ 9月11日	6団体 14事業所	5団体 (83.3%) 10事業所 (71.4%)

4 各種計画の実施状況等の評価及び検証

町の各種担当課、関係課が、これまでの町の高齢者保健福祉計画、障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づく取り組みや施策・事業の実施状況等について評価・検証を行うとともに、今後の方針を明確にした上で、施策検討などの資料としました。

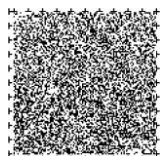
5 パブリックコメントの実施

より広く、住民意見の反映に努めるため、町のホームページ等を活用し、計画素案に対するパブリックコメント（意見募集）を行いました。

【実施方法】 ホームページ上での掲載、広報紙（2月）での周知

【募集期間】 令和3年2月19日～令和3年3月10日

【募集結果】 0件（0人）

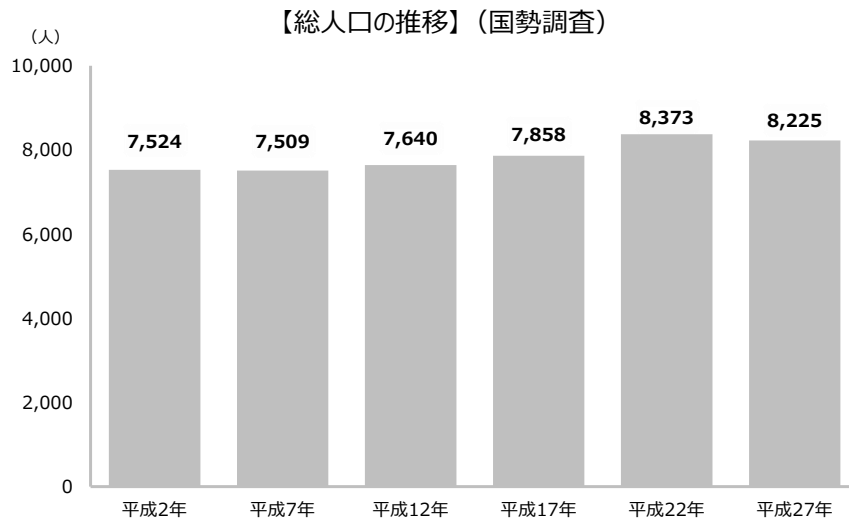


第2章 基礎データによる久山町の現状

第1節 久山町の人口等の推移

1 総人口の推移

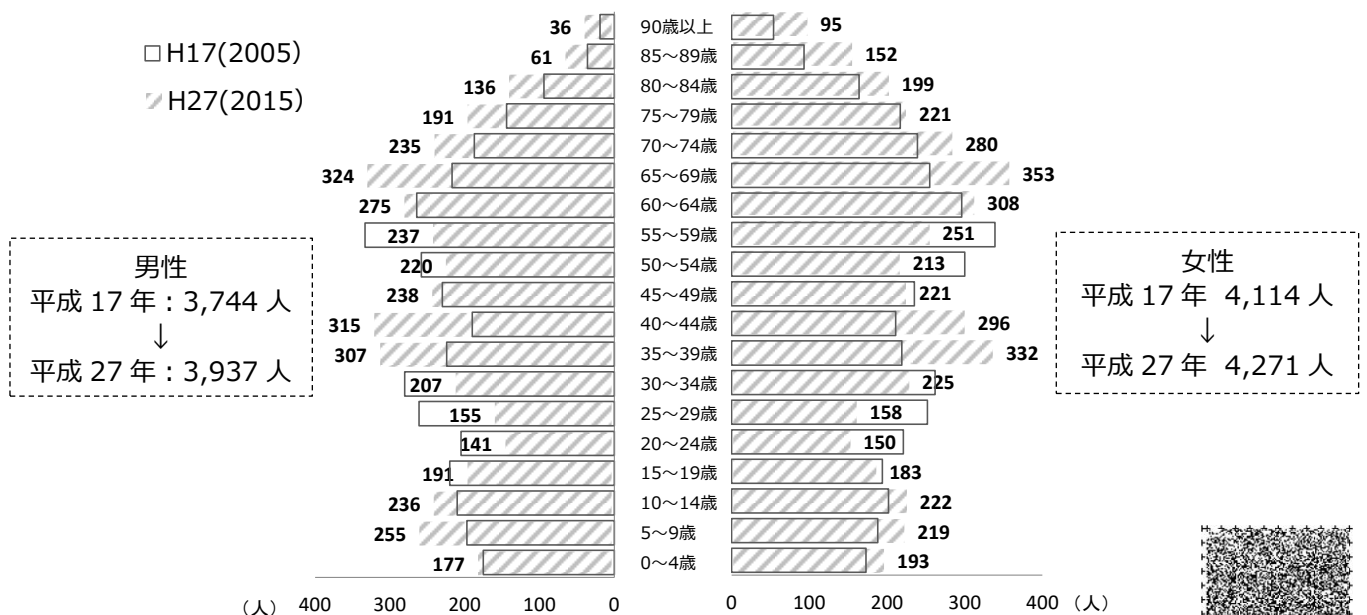
国勢調査による本町の総人口の推移をみると、平成2年からは横ばいまたは微増となっていました。平成17年から平成22年にかけて515人増加し、平成27年時点で8,225人となっています。



資料：国勢調査

平成27年の本町の5歳階級人口ピラミッドをみると、男女とも65～69歳の人口が最も多く、次に、女性は35～39歳、男性は40～44歳の層が多くなっています。これを平成17年と比較すると、男女ともに65歳以上の高齢者層が増加する一方で、35～44歳及びその子どもにあたる5～14歳の人口が増加しています。

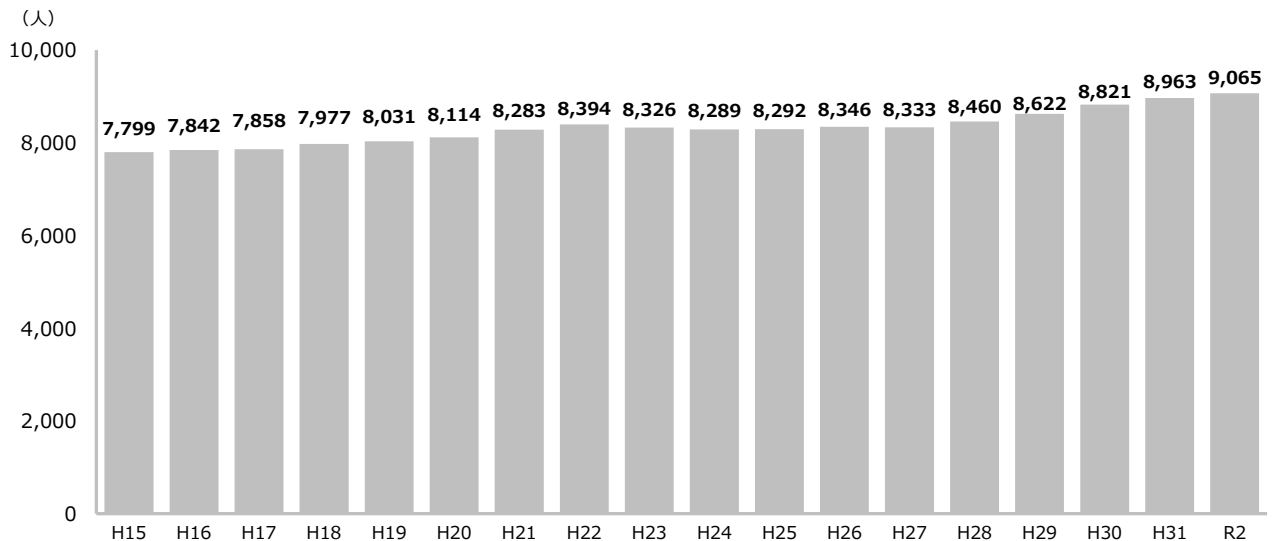
【人口ピラミッド】



資料：国勢調査（グラフ上の数値は平成27年の値）

住民基本台帳人口による本町の総人口の推移をみると、平成15年4月1日時点の7,799人から、平成19年4月1日時点には8,000人を超え、令和2年4月1日現在では9,065人と9,000人を超えています。

【総人口の推移】（住民基本台帳人口）

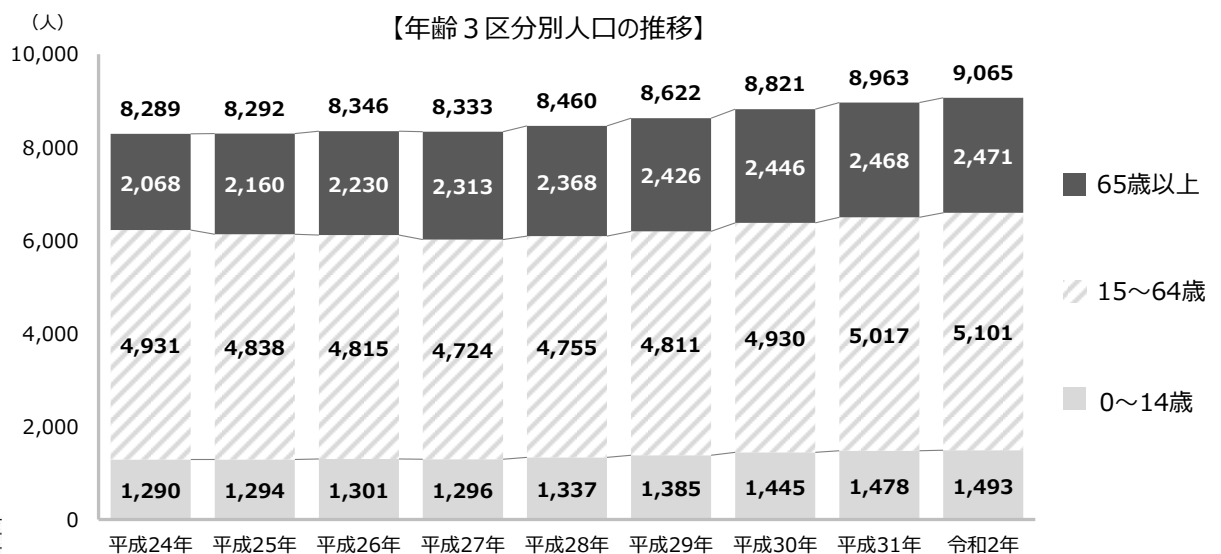


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日）

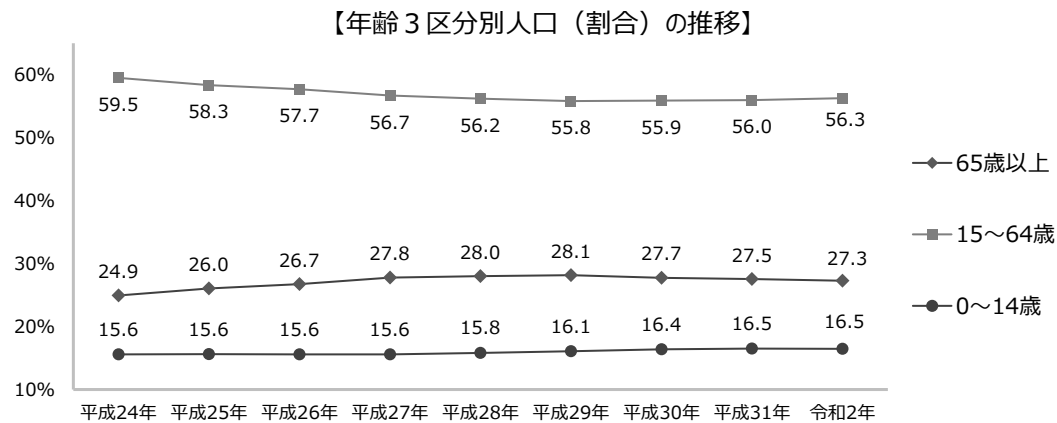
2 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、平成24年から令和2年にかけて、0～14歳の年少人口は203人、15～64歳の生産年齢人口は170人、65歳以上の高齢者人口は403人増加しています。

各年齢区分が総人口に占める割合をみると、0～14歳及び15～64歳は近年では増加傾向となっていることから、65歳以上の割合（高齢化率）は、平成29年の28.1%をピークに減少し、令和2年4月1日現在で27.3%となっています。



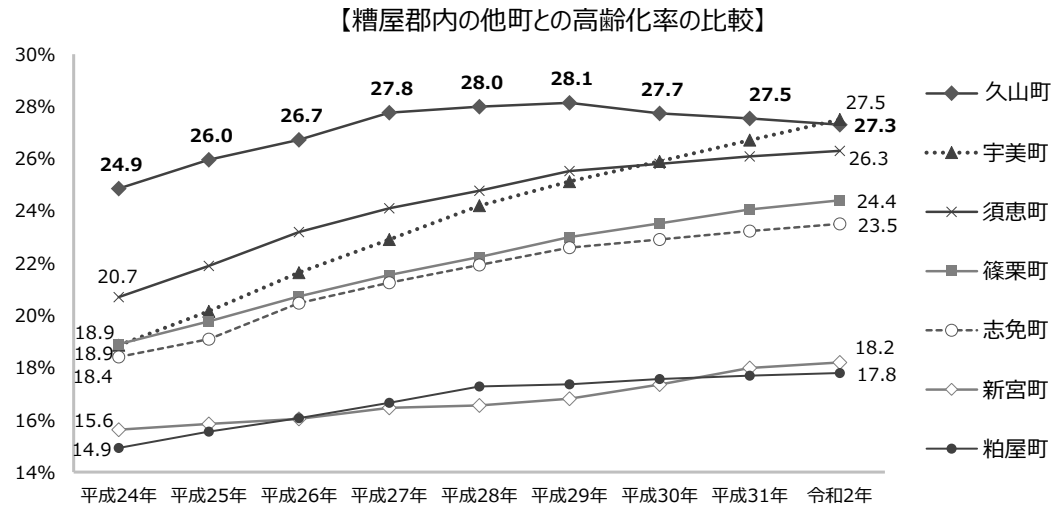
資料：住民基本台帳人口（各年4月1日）



資料：住民基本台帳人口（各年 4 月 1 日）

糟屋郡内の他町と比べると、本町の高齢化率は最も高い値で推移していましたが、令和 2 年 4 月 1 日現在で 27.3%と宇美町（27.5%）に次いで高くなっており、最も低い粕屋町（17.8%）とは 9.5 ポイントの差がみられます。

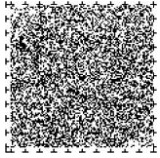
ただ、平成 24 年から令和 2 年までの推移をみると、本町の高齢化率は 2.4 ポイント増加と他町に比べて低いことから、本町の高齢化率は元々高いものの、近年の高齢化の進行は食い止められている状況と考えられます。



(%)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	H24→R2 増加ポイント
久山町	24.9	26.0	26.7	27.8	28.0	28.1	27.7	27.5	27.3	2.4pt
篠栗町	18.9	19.8	20.7	21.5	22.2	23.0	23.5	24.1	24.4	5.5pt
粕屋町	14.9	15.6	16.1	16.7	17.3	17.4	17.6	17.7	17.8	2.9pt
須恵町	20.7	21.9	23.2	24.1	24.8	25.5	25.8	26.1	26.3	5.6pt
新宮町	15.6	15.8	16.0	16.5	16.6	16.8	17.4	18.0	18.2	2.6pt
志免町	18.4	19.1	20.5	21.2	21.9	22.6	22.9	23.2	23.5	5.1pt
宇美町	18.9	20.2	21.6	22.9	24.2	25.1	25.9	26.7	27.5	8.6pt
糟屋郡平均	18.9	19.8	20.7	21.5	22.1	22.7	23.0	23.3	23.6	4.7pt
福岡県平均	22.4	23.2	24.1	25.0	25.7	26.2	26.7	27.1	27.4	5.0pt

資料：福岡県統計資料（各年 4 月 1 日）

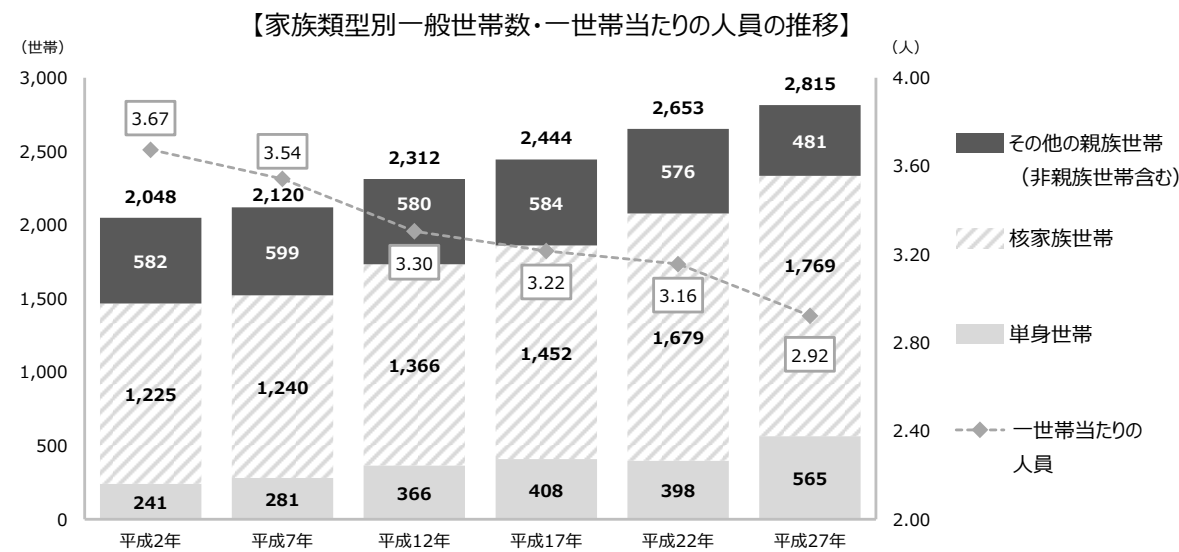


第2節 世帯の状況

1 一般世帯数の推移

国勢調査による本町の一般世帯総数は平成27年で2,815世帯となっており、平成2年から767世帯増加しています。一方、一世帯当たりの人員は年々減少し、平成27年は2.92人と3人を下回るようになりましたが、福岡県平均と比べると一世帯当たりの人員は多い状況です。

また、家族類型別の世帯の状況をみると、平成27年は、核家族世帯が1,769世帯と最も多く、一般世帯総数の62.8%を占めています。また、単身世帯は平成2年の241世帯から平成27年では565世帯と324世帯増加しており、増加率は134.4%と他の家族類型に比べて大きくなっています。



		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	H2→H27 増減率
久山町	一般世帯総数	2,048	2,120	2,312	2,444	2,653	2,815	37.5%
	単身世帯	241	281	366	408	398	565	134.4%
		11.8%	13.3%	15.8%	16.7%	15.0%	20.1%	70.6%
	核家族世帯	1,225	1,240	1,366	1,452	1,679	1,769	44.4%
		59.8%	58.5%	59.1%	59.4%	63.3%	62.8%	5.1%
	夫婦のみ	286	348	438	461	510	560	95.8%
		14.0%	16.4%	18.9%	18.9%	19.2%	19.9%	42.5%
	夫婦と子ども	796	758	772	808	943	954	19.8%
		38.9%	35.8%	33.4%	33.1%	35.5%	33.9%	-12.8%
	男親と子ども	16	21	25	27	41	58	262.5%
		0.8%	1.0%	1.1%	1.1%	1.5%	2.1%	163.7%
	女親と子ども	127	113	131	156	185	197	55.1%
		6.2%	5.3%	5.7%	6.4%	7.0%	7.0%	12.9%
福岡県	その他の親族世帯 (非親族世帯含む)	582	599	580	584	576	481	-17.4%
		28.4%	28.3%	25.1%	23.9%	21.7%	17.1%	-39.9%
	総人口	7,524	7,509	7,640	7,858	8,373	8,225	9.3%
	一世帯当たりの人員	3.67	3.54	3.30	3.22	3.16	2.92	-20.5%
福岡県	一般世帯総数	1,623,805	1,774,183	1,906,862	1,984,662	2,106,654	2,196,617	35.3%
	総人口	4,811,050	4,933,393	5,015,699	5,049,908	5,071,968	5,101,556	6.0%
	一世帯当たりの人員	2.96	2.78	2.63	2.54	2.41	2.32	-21.6%

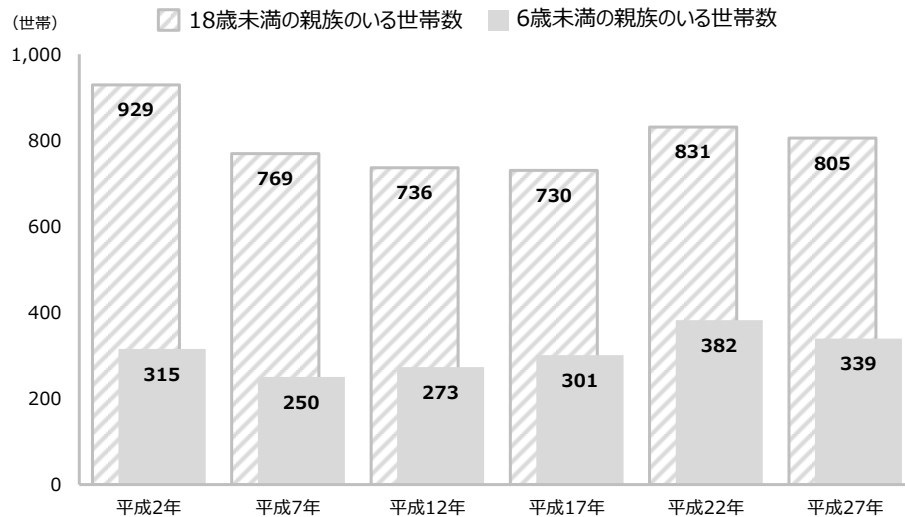
※一世帯当たりの人員＝総人口／一般世帯総数

資料：国勢調査

2 子育て世帯の状況

本町の18歳未満の親族のいる子育て世帯は、平成17年から平成22年にかけて大幅に増加しており、平成27年では、18歳未満の親族のいる世帯数が805世帯、6歳未満の親族のいる世帯数が339世帯となっています。

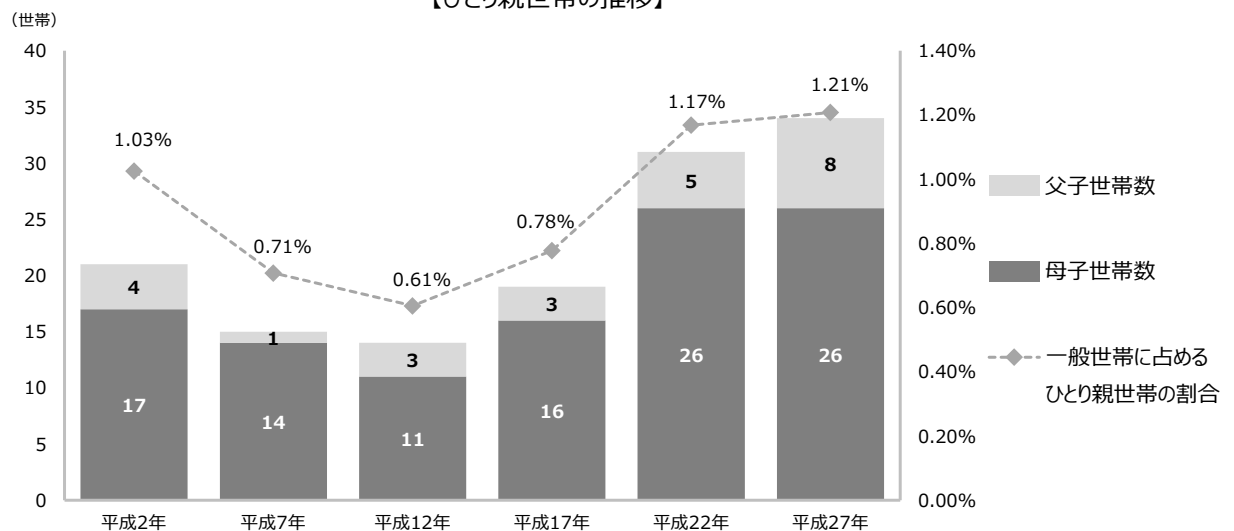
【18歳未満の親族のいる世帯の推移】



資料：国勢調査

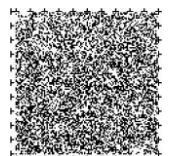
ひとり親世帯の状況をみると、前述した子育て世帯の減少に伴い、ひとり親世帯の割合も減少傾向にありましたが、平成17年以降、再び増加に転じ、平成27年では、母子世帯数が26世帯、父子世帯が8世帯、合わせたひとり親世帯が34世帯となっており、一般世帯に占める割合は1.21%となっています。

【ひとり親世帯の推移】



資料：国勢調査

※母子世帯・父子世帯とは、核家族世帯のうち未婚、死別又は離別の女親又は男親とその未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯

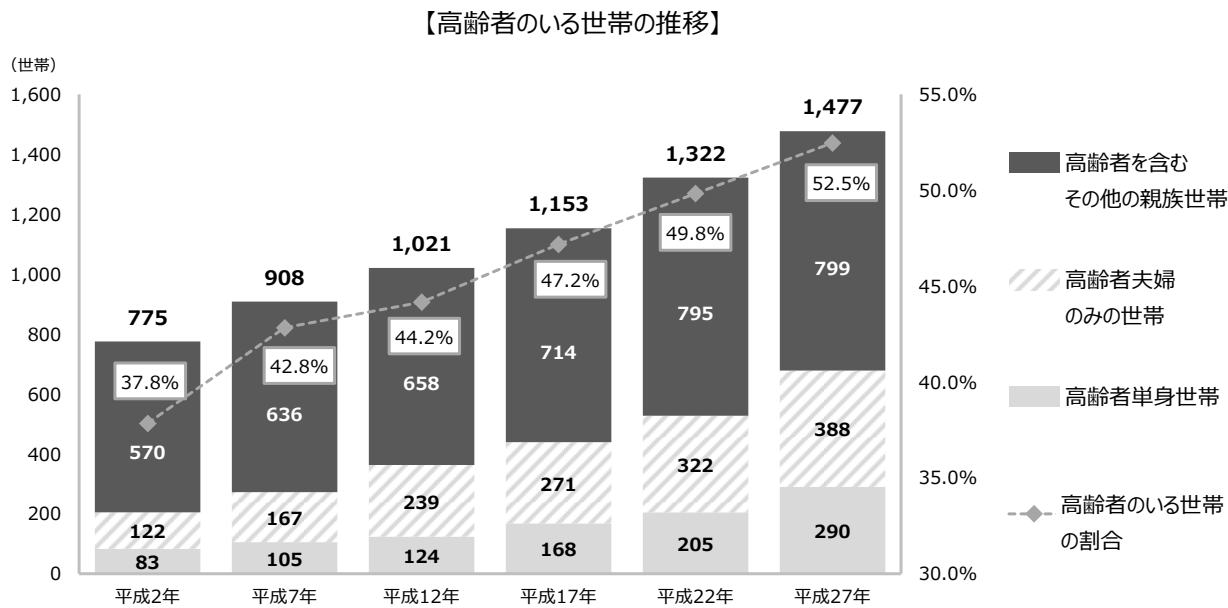


3 高齢者世帯の状況

高齢者世帯の状況をみると、高齢者のいる世帯は年々増加しており、平成27年では1,477世帯、一般世帯数に占める割合は52.5%と半数以上となっています。また、平成2年から平成27年にかけて2倍近く増加しています。

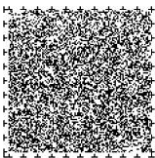
平成27年の高齢者のいる世帯の内訳は、高齢者単身世帯が290世帯、高齢者夫婦のみの世帯が388世帯となっており、これらを合わせると678世帯、一般世帯数に占める割合は24.0%となっています。

また、平成2年から平成27年までの増加率は、高齢者単身世帯が249.4%増、高齢者夫婦のみの世帯が218.0%増と大きく増加しています。



		単位: 世帯						
		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	H2→H27 増減率
久山町	一般世帯総数	2,048	2,120	2,312	2,444	2,653	2,815	37.5%
	高齢者のいる世帯総数	775	908	1,021	1,153	1,322	1,477	90.6%
		37.8%	42.8%	44.2%	47.2%	49.8%	52.5%	38.7%
	高齢者単身世帯	83	105	124	168	205	290	249.4%
		4.1%	5.0%	5.4%	6.9%	7.7%	10.3%	154.2%
	高齢者夫婦のみの世帯	122	167	239	271	322	388	218.0%
		6.0%	7.9%	10.3%	11.1%	12.1%	13.8%	131.4%
	高齢者を含む その他の親族世帯	570	636	658	714	795	799	40.2%
		27.8%	30.0%	28.5%	29.2%	30.0%	28.4%	2.0%

※高齢者夫婦のみの世帯は、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上
資料：国勢調査



第3節 人口動態

1 婚姻・離婚の状況

本町の婚姻・離婚の推移をみると、年によってばらつきがあり、平成24年から平成30年までの平均をみると、婚姻件数が35件、離婚件数が16件となっています。

また、本町の婚姻率（人口千対）は、福岡県平均よりも下回っています。

【婚姻・離婚の推移】

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
久山町	婚姻数（件）	27	35	44	24	39	41	33
	離婚数（件）	13	13	14	19	21	9	22
	婚姻率（人口千対）	3.28	4.23	5.32	2.94	4.71	4.85	
	離婚率（人口千対）	1.58	1.57	1.69	2.33	2.53	1.07	
福岡県	婚姻率（人口千対）	5.55	5.58	5.42	5.52	5.26	5.12	
	離婚率（人口千対）	2.09	2.04	1.98	2.01	1.93	1.90	

※婚姻率・離婚率（人口千対）＝婚姻数・離婚数÷人口×1000

資料：人口動態調査

2 出生・死亡の状況

本町の出生・死亡の推移をみると、平成25年以降、死亡数が出生数を上回るようになり、その後も自然減が続いています。平成30年は出生数が79人、死亡数が96人、17人の自然減となっています。

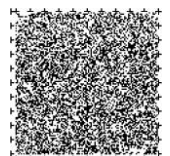
また、本町の出生率（人口千対）は、福岡県平均よりも下回っており、平成29年には福岡県平均が8.60に対して本町は7.70と低くなっています。一方、死亡率は平成25年以降、福岡県平均を上回るようになり、その後も高い値で推移しています。

【出生・死亡の推移】

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
久山町	出生数（人）	68	59	60	70	65	65	79
	死亡数（人）	61	86	84	83	92	95	96
	自然増減数（人）	7	-27	-24	-13	-27	-30	-17
	出生率（人口千対）	8.30	7.10	7.30	8.60	7.80	7.70	
	死亡率（人口千対）	7.40	10.39	10.16	10.16	11.10	11.24	
福岡県	出生率（人口千対）	9.10	9.10	9.00	9.10	8.70	8.60	
	死亡率（人口千対）	9.70	9.80	9.77	10.06	10.09	10.40	

※出生率・死亡率（人口千対）＝出生数・死亡数÷人口×1000

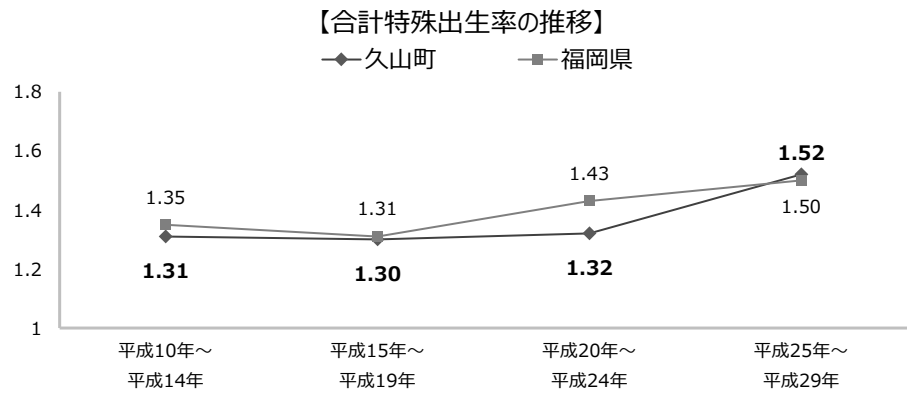
資料：人口動態調査



3 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとした子どもの数に相当します。

本町の合計特殊出生率は、横ばいで推移しており、福岡県平均を下回っていましたが、直近の統計（平成 25 年～平成 29 年）では、1.52 と大幅に増え、福岡県平均を上回っています。



資料：厚生労働省 人口動態統計特殊報告

4 転入・転出、人口増減の状況

転入・転出の状況は、平成 28 年以降、転入数が転出数を大幅に上回るようになり、社会増が続いています。平成 30 年では、転入数が 586 人、転出数が 361 人、225 人の社会増となっています。

また、本町は平成 27 年以降、自然減と社会増の状況が続き、平成 30 年では 208 人の人口増加となっています。

【転入・転出の推移】

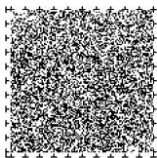
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
久山町	転入（人）	300	355	266	372	533	484	586
	転出（人）	267	270	279	340	304	354	361
	社会増減数（人）	33	85	-13	32	229	130	225

資料：住民基本台帳人口移動報告

【人口増減の推移】

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
出生数（人）	68	59	60	70	65	65	79
死亡数（人）	61	86	84	83	92	95	96
自然増減数（人）	7	-27	-24	-13	-27	-30	-17
転入（人）	300	355	266	372	533	484	586
転出（人）	267	270	279	340	304	354	361
社会増減数（人）	33	85	-13	32	229	130	225
人口増減（人）	40	58	-37	19	202	100	208

資料：自然増減数は人口動態調査、社会増減数は住民基本台帳人口移動報告



第4節 校区別人口・世帯・高齢化等の状況

本町は、2校区にエリア分けされ、令和2年4月1日現在、山田校区が4,017人、久原校区が5,048人となっており、久原校区が町全体の55.7%を占めています。また、高齢化率は山田校区が31.4%と高く、久原校区は24.0%となっています。

各校区はそれぞれ4行政区に分かれ自治組織を形成しています。

山田校区の中で、総人口は下山田行政区が1,649人と最も多く、高齢化率は草場行政区が45.2%と最も高くなっています。平成28年から令和2年までの総人口の増減率は上山田行政区（13.8%増）、高齢者数の増減率は下山田行政区（9.4%増）が大きくなっています。

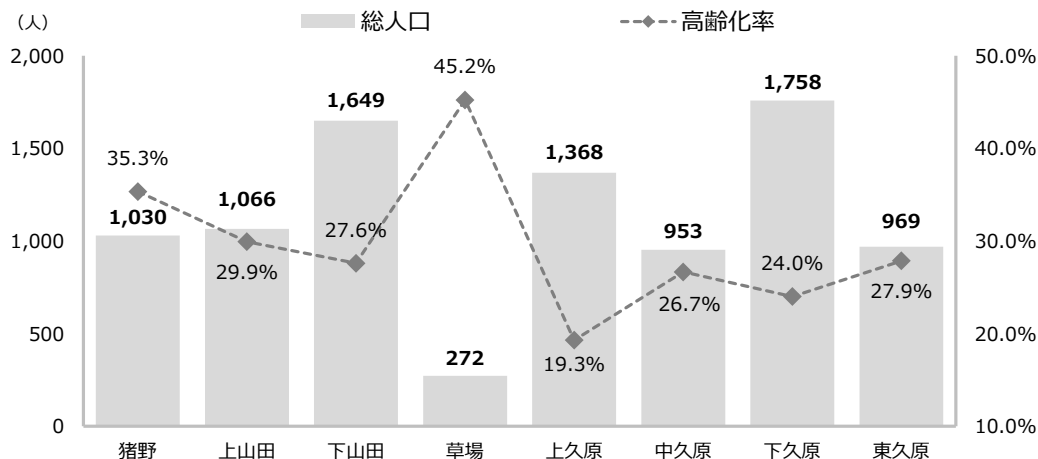
久原校区の中で、総人口は下久原行政区が1,758人と最も多く、高齢化率は東久原行政区が27.9%と最も高くなっています。平成28年から令和2年までの総人口の増減率は、上久原行政区が44.0%増となっており、人口増加が顕著となっています。一方、東久原行政区では唯一、人口減少がみられ、高齢者数の増減率も8.4%増と大きくなっています。

【行政区別人口・世帯数、高齢者人口の推移】

行政区名	平成28年4月1日					令和2年4月1日					H28→R2	H28→R2
	総人口	世帯数	世帯人員	高齢者人口	高齢化率	総人口	世帯数	世帯人員	高齢者人口	高齢化率	総人口増減率	高齢者数増減率
猪野	1,007人	353世帯	2.85人	353人	35.1%	1,030人	393世帯	2.62人	364人	35.3%	2.3%	3.1%
上山田	937人	347世帯	2.70人	306人	32.7%	1,066人	396世帯	2.69人	319人	29.9%	13.8%	4.2%
下山田	1,641人	603世帯	2.72人	416人	25.4%	1,649人	660世帯	2.50人	455人	27.6%	0.5%	9.4%
草場	261人	131世帯	1.99人	117人	44.8%	272人	137世帯	1.99人	123人	45.2%	4.2%	5.1%
山田校区	3,846人	1,434世帯	2.68人	1,192人	31.0%	4,017人	1,586世帯	2.53人	1,261人	31.4%	4.4%	5.8%
上久原	950人	357世帯	2.66人	250人	26.3%	1,368人	577世帯	2.37人	264人	19.3%	44.0%	5.6%
中久原	905人	327世帯	2.77人	251人	27.7%	953人	392世帯	2.43人	254人	26.7%	5.3%	1.2%
下久原	1,745人	628世帯	2.78人	426人	24.4%	1,758人	660世帯	2.66人	422人	24.0%	0.7%	-0.9%
東久原	1,014人	368世帯	2.76人	249人	24.6%	969人	380世帯	2.55人	270人	27.9%	-4.4%	8.4%
久原校区	4,614人	1,680世帯	2.75人	1,176人	25.5%	5,048人	2,009世帯	2.51人	1,210人	24.0%	9.4%	2.9%
町全体	8,460人	3,114世帯	2.72人	2,368人	28.0%	9,065人	3,595世帯	2.52人	2,471人	27.3%	7.2%	4.3%

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

【行政区別人口・高齢化率（令和2年4月1日現在）】



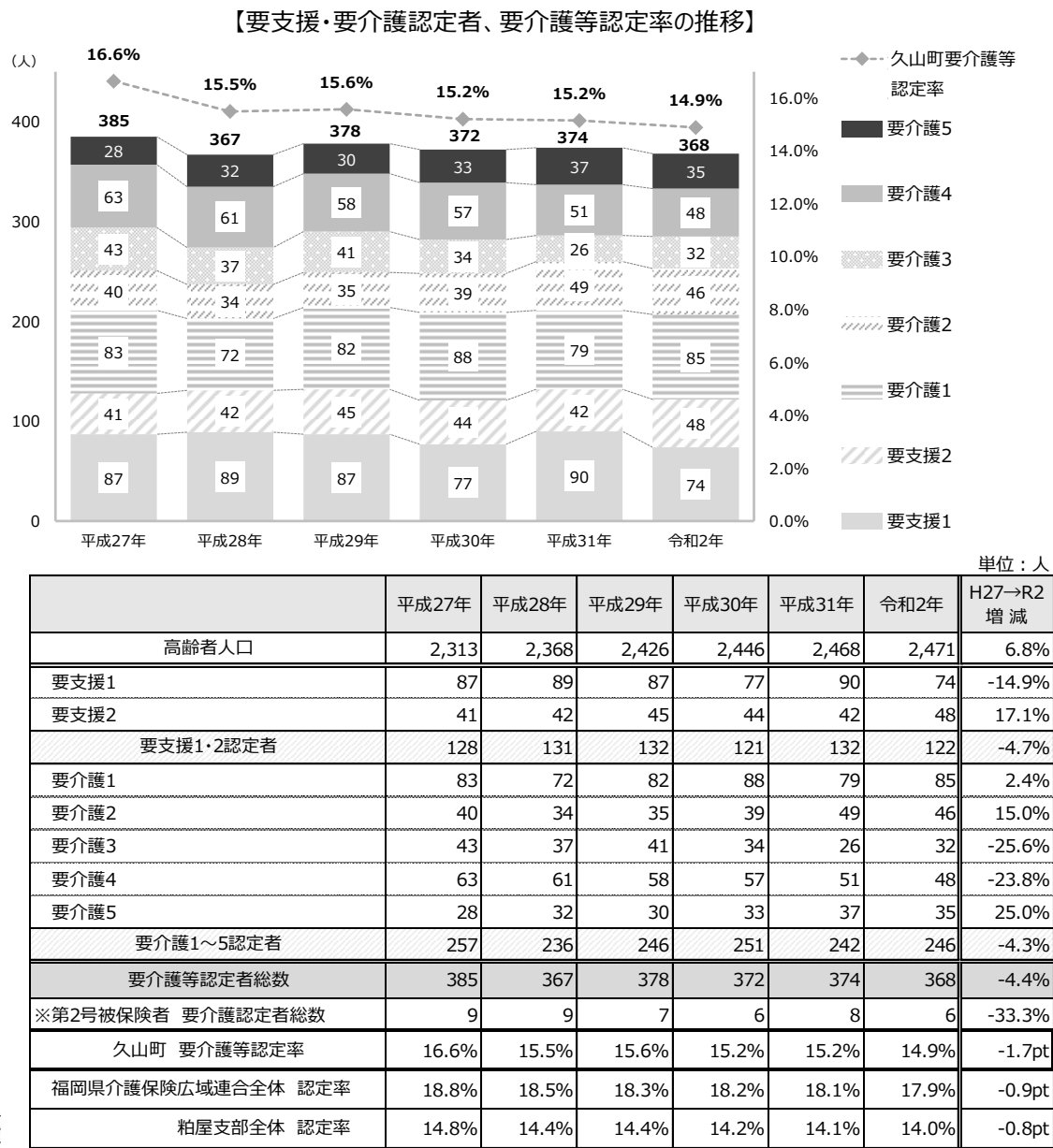
資料：庁内資料（令和2年4月1日現在）

第5節 支援が必要な人の状況

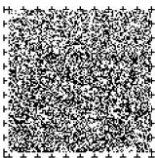
1 要支援・要介護高齢者の推移

要支援・要介護認定を受けている高齢者は、概ね 370 人前後で推移しており、令和 2 年 4 月 1 日現在で 368 人となっています。要介護度別でみると、要支援 1・2 は 122 人と全体の 33.2%を占め、また、要介護 1～5 は 246 人と全体の 66.8%を占めています。平成 27 年から令和 2 年までの増減率は、要介護 5 が 25.0%増と最も大きく、次いで、要支援 2 が 17.1%増となっています。

本町の高齢者人口に占める割合（要介護等認定率）は、横ばいまたは減少で推移しており、令和 2 年 4 月 1 日現在で 14.9%となっています。また、要介護等認定率は、福岡県介護保険広域連合全体と比べると低い値ですが、粕屋支部全体と比べると、やや高い値で推移しています。



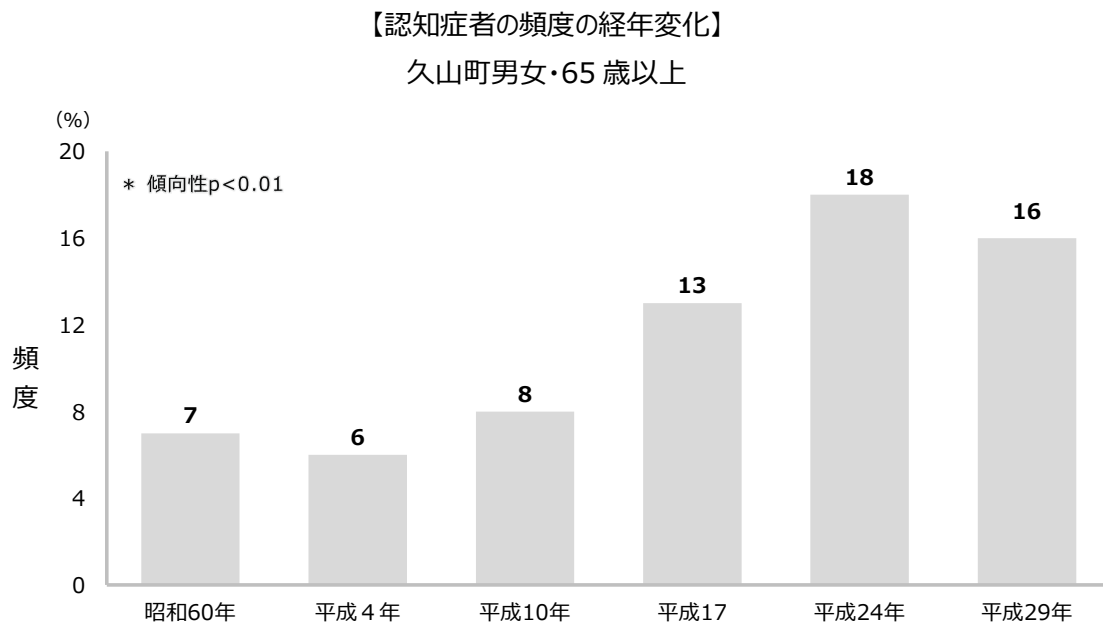
※要介護等認定率（要介護認定者総数÷高齢者人口）資料：庁内資料（各年 4 月 1 日）
※福岡県介護保険広域連合全体・粕屋支部全体は月次統計報告（各年 3 月末現在）



2 認知症高齢者等の推移

久山町では昭和60年（1985年）から、九州大学久山町研究室が「高齢者健康調査」を開始しています。

65歳以上の高齢者のうち、認知症の粗有病率は開始当初の昭和60年（1985年）から平成4年（1992年）に一旦減少していますが、平成24年（2012年）まで時代とともに増加しており、直近の平成29年（2017年）の結果では認知症者はおよそ6人に1人の割合となっています。



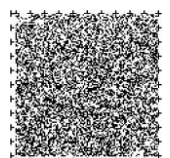
資料：九州大学久山町研究室

【高齢者健康調査】
対象者数・受診者数・受診率

単位：人

	昭和60年	平成4年	平成10年	平成17年	平成24年	平成29年
対象者数	938	1,231	1,442	1,711	2,036	2,340
受診者数	887	1,189	1,437	1,566	1,904	2,202
受診率	94.6%	96.6%	99.7%	91.5%	93.5%	94.1%

資料：九州大学久山町研究室



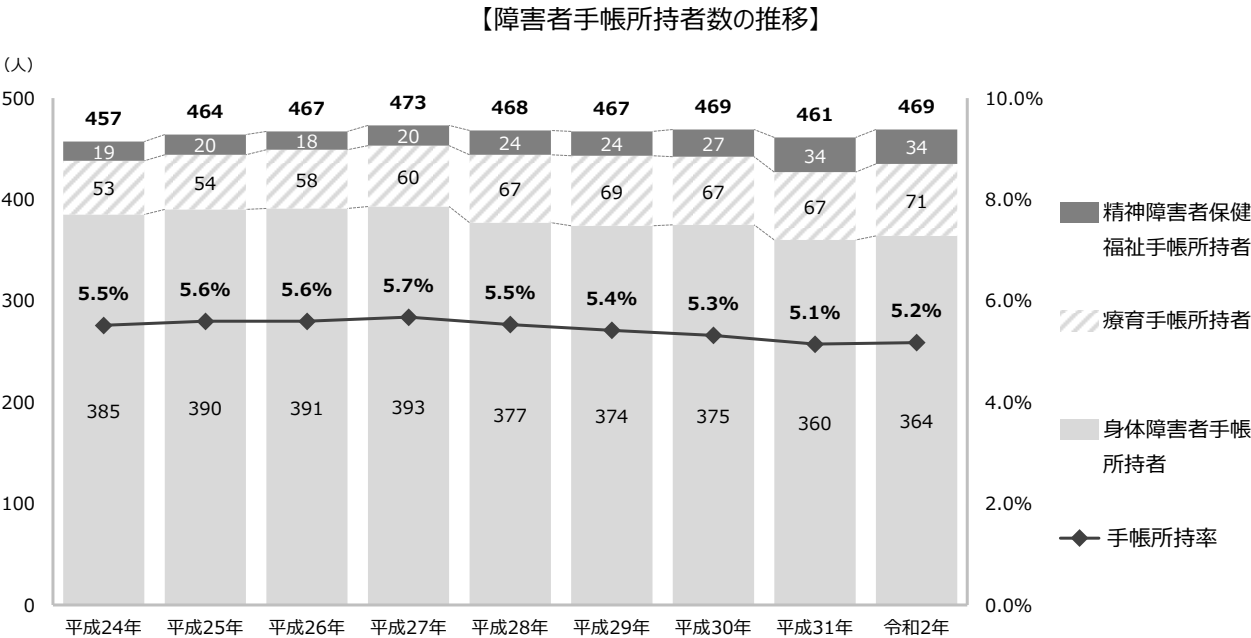
3 障がいのある人・障がいのある児童の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

本町の障害者手帳所持者数全体の数は横ばいで推移しており、令和2年3月末現在で469人、手帳所持率（総人口に占める割合）は5.2%となっています。

手帳の種類別でみると、令和2年3月末現在、身体障害者手帳所持者が364人と最も多く、全体の約8割を占めています。また、療育手帳所持者は71人、精神障害者保健福祉手帳所持者は34人となっており、身体障害者手帳所持者は微減傾向に対して、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。

また、平成24年から令和2年までの増減率をみると、身体障害者手帳所持者は5.5%減に対して、療育手帳所持者は34.0%増、精神障害者保健福祉手帳所持者は78.9%増となっています。

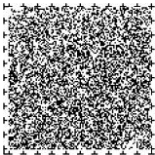


単位：人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	H24→R2増減率
身体障害者手帳所持者	385	390	391	393	377	374	375	360	364	-5.5%
療育手帳所持者	53	54	58	60	67	69	67	67	71	34.0%
精神障害者保健福祉手帳所持者	19	20	18	20	24	24	27	34	34	78.9%
合 計	457	464	467	473	468	467	469	461	469	2.6%
総人口	8,289	8,292	8,346	8,333	8,460	8,622	8,821	8,963	9,065	9.4%
手帳所持率	5.5%	5.6%	5.6%	5.7%	5.5%	5.4%	5.3%	5.1%	5.2%	-6.2%

※手帳所持率＝障害者手帳所持者全体÷総人口

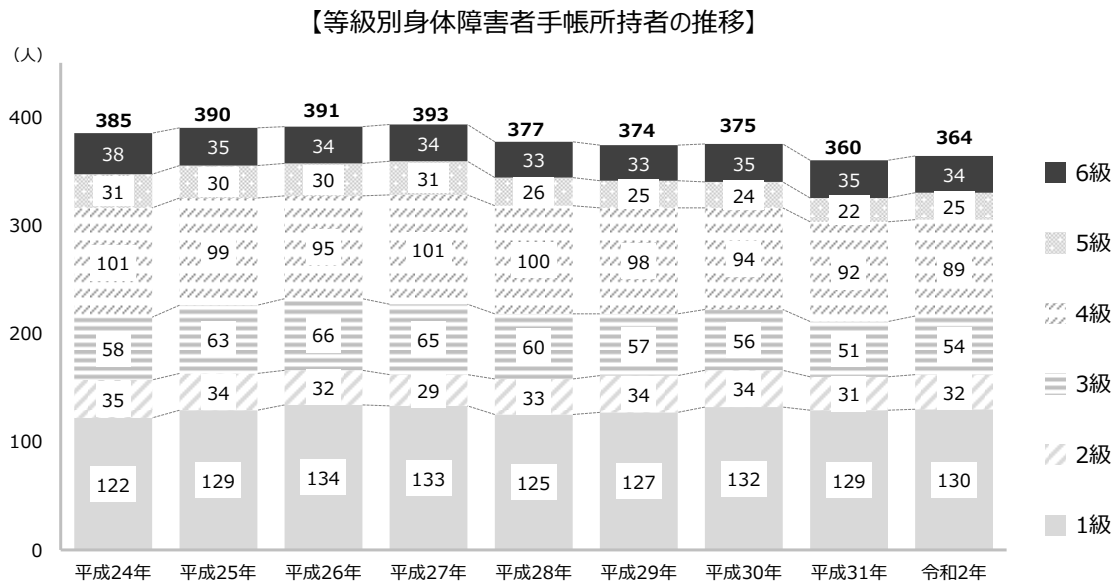
資料：庁内資料（各年3月末）



(2) 身体障がい者の状況

等級別に身体障害者手帳所持者数をみると、令和2年3月末現在、1級が130人と最も多く、所持者数全体に占める割合は35.7%となっています。次いで、4級が89人（24.5%）、3級が54人（14.8%）となっています。

また、平成24年から令和2年にかけて、1級のみが増加傾向となっており、障がい
が重度化している状況です。



資料：庁内資料（各年3月末）

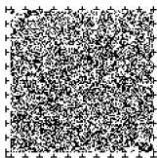
障がい種別でみると、令和2年3月末現在、肢体不自由が180人と最も多く、所持者数全体の49.5%を占めていますが、その割合は年々低下傾向にあり、内部障害（120人、全体の33.0%）の割合が上昇傾向にあります。

【障がい種別身体障害者手帳所持者の推移】

単位：人

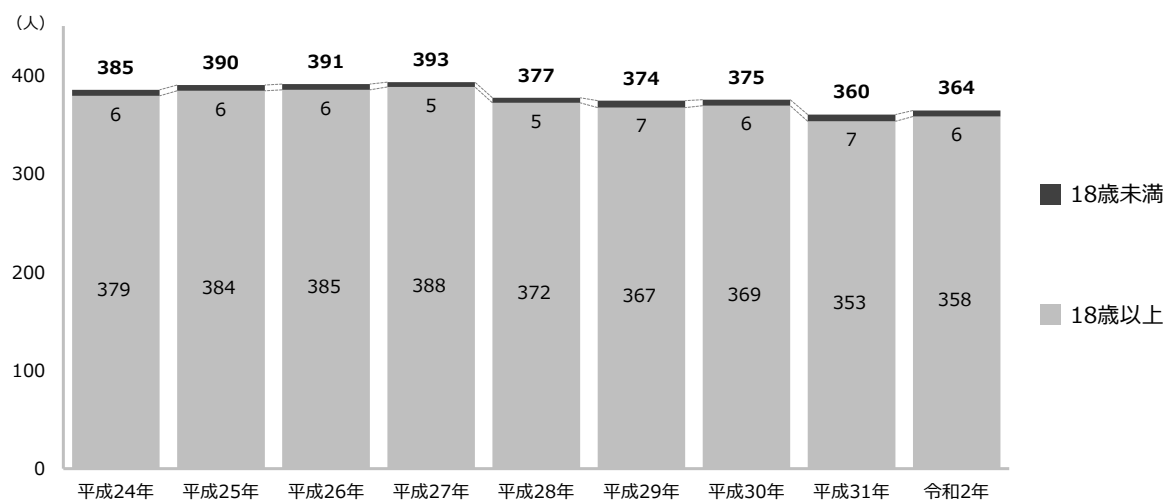
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	H24→R2増減率
視覚障害	19	21	22	24	22	21	18	17	18	-5.3%
（構成比）	4.9%	5.4%	5.6%	6.1%	5.8%	5.6%	4.8%	4.7%	4.9%	
聴覚障害・平衡機能障害	41	40	40	40	39	42	42	42	43	4.9%
（構成比）	10.6%	10.3%	10.2%	10.2%	10.3%	11.2%	11.2%	11.7%	11.8%	
音声・言語・咀嚼機能障害	4	4	4	4	4	4	4	4	3	-25.0%
（構成比）	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	0.8%	
肢体不自由	217	219	211	213	208	197	200	182	180	-17.1%
（構成比）	56.4%	56.2%	54.0%	54.2%	55.2%	52.7%	53.3%	50.6%	49.5%	
内部障害	104	106	114	112	104	110	111	115	120	15.4%
（構成比）	27.0%	27.2%	29.2%	28.5%	27.6%	29.4%	29.6%	31.9%	33.0%	
合 計	385	390	391	393	377	374	375	360	364	-5.5%

資料：庁内資料（各年3月末）



年齢階層別でみると、令和2年3月末現在、18歳以上が358人とほとんどを占めています。

【年齢階層別身体障害者手帳所持者の推移】

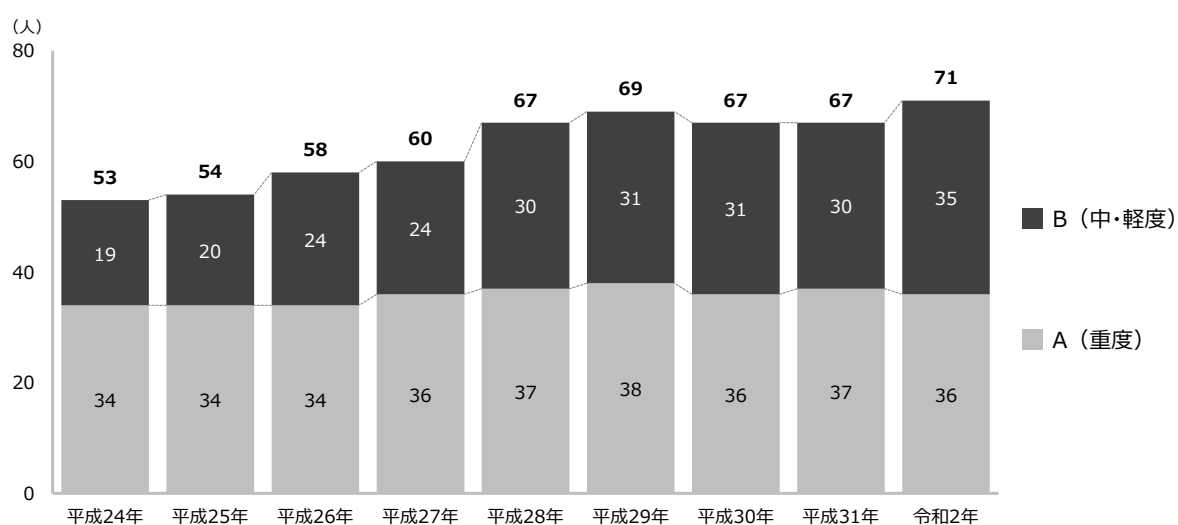


資料：庁内資料（各年3月末）

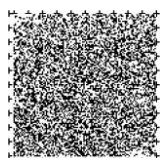
（3）知的障がい者の状況

障がい程度別に療育手帳所持者数をみると、令和2年3月末現在71人で、平成24年から増加傾向にあります。A（重度）判定は微増、B（中・軽度）判定は顕著に増加しており、令和2年3月末現在、療育手帳所持者の障がい程度はA、Bが同程度となっています。

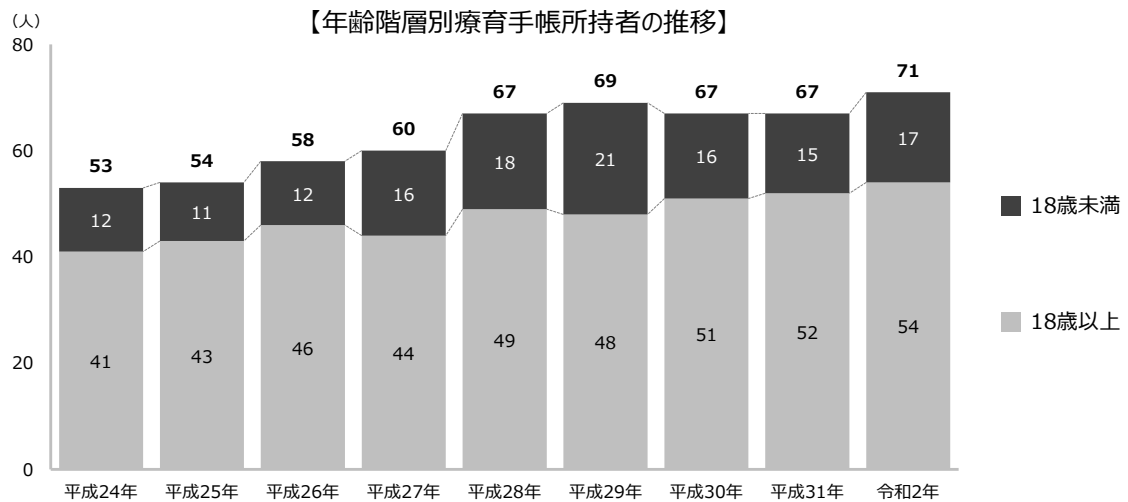
【障がい程度別療育手帳所持者の推移】



資料：庁内資料（各年3月末）



年齢階層別でみると、令和2年3月末現在で18歳以上が54人、18歳未満が17人となっています。18歳未満は平成29年の21人をピークに減少傾向にある一方、18歳以上は増加傾向となっています。

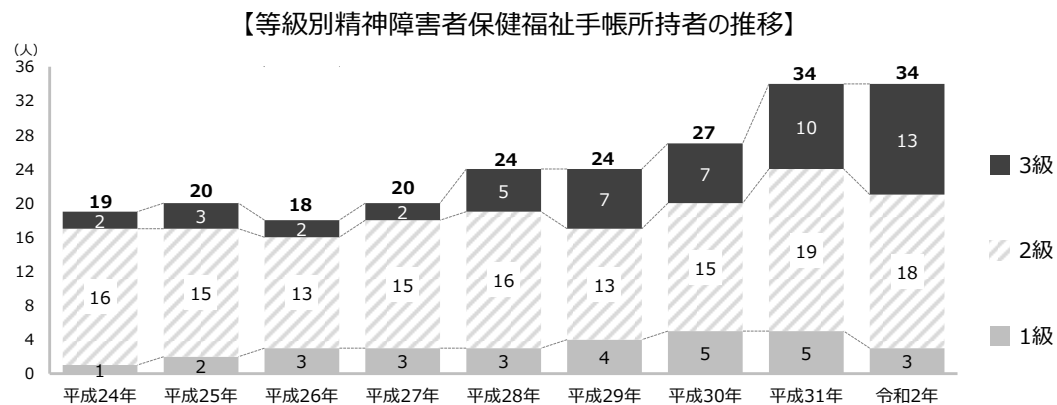


資料：庁内資料（各年3月末）

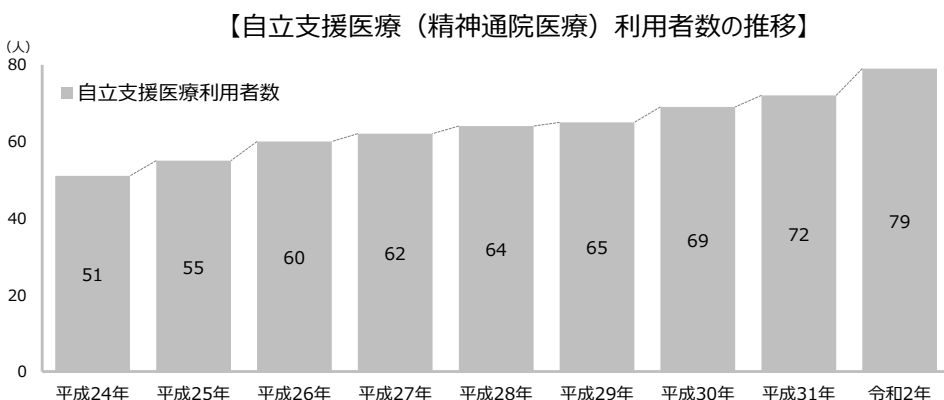
（4）精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しており、等級別では3級の増加が顕著となっており、平成24年の2人から令和2年3月末現在では13人となっています。

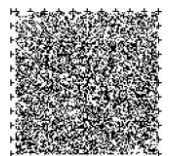
自立支援医療（精神通院医療）の利用者数は、毎年増加傾向にあり、令和2年3月末現在で79人となっています。



資料：庁内資料（各年3月末）

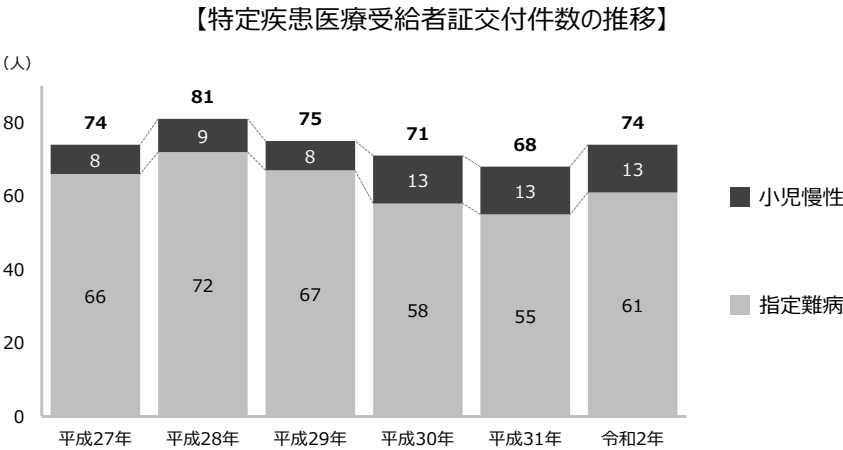


資料：庁内資料（各年3月末）



(5) 難病患者の状況

特定疾患医療受給者証交付件数は、平成 28 年の 81 件から減少していましたが、令和 2 年 3 月末現在で再び増加し、74 件となっています。平成 27 年から令和 2 年にかけて、指定難病は 5 件減少、小児慢性は 5 件増加しています。



資料：庁内資料（各年 3 月末）

(6) 障がい児の就学の状況

特別支援学校は、視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・病弱（身体虚弱含む）や知的に障がいのある児童・生徒を対象に教育を行う学校です。特別支援学校に通う児童・生徒は年々増加しており、令和 2 年 5 月 1 日現在、本町から町外の特別支援学校に通う児童・生徒は、小学部が 4 人、中学部が 2 人、高等部が 4 人、合計 10 人となっています。主に、療育手帳所持児童が就学しています。

特別支援学級は、小・中学校に設置された、障がい種別ごとに編成された少人数の学級です。町内の小・中学校に設置された特別支援学級に通う児童・生徒数は、平成 30 年までは 20 人台で推移していましたが、令和 2 年 5 月 1 日現在で 48 人と増加しています。

【特別支援学校への就学児童・生徒数の推移】

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
小学部	3	3	1	3	5	4
中学部	3	4	5	4	3	2
高等部	0	0	2	3	4	4
合 計	6	7	8	10	12	10
身体障害者手帳所持者	1	1	1	1	2	2
療育手帳所持者	5	6	7	9	10	8

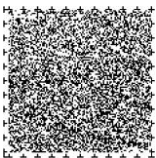
資料：庁内資料（各年 5 月 1 日現在）

【特別支援学級の児童・生徒数の推移】

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
小学校	20	17	18	19	30	38
中学校	8	7	4	5	4	10
合 計	28	24	22	24	34	48

資料：庁内資料（各年 5 月 1 日現在）



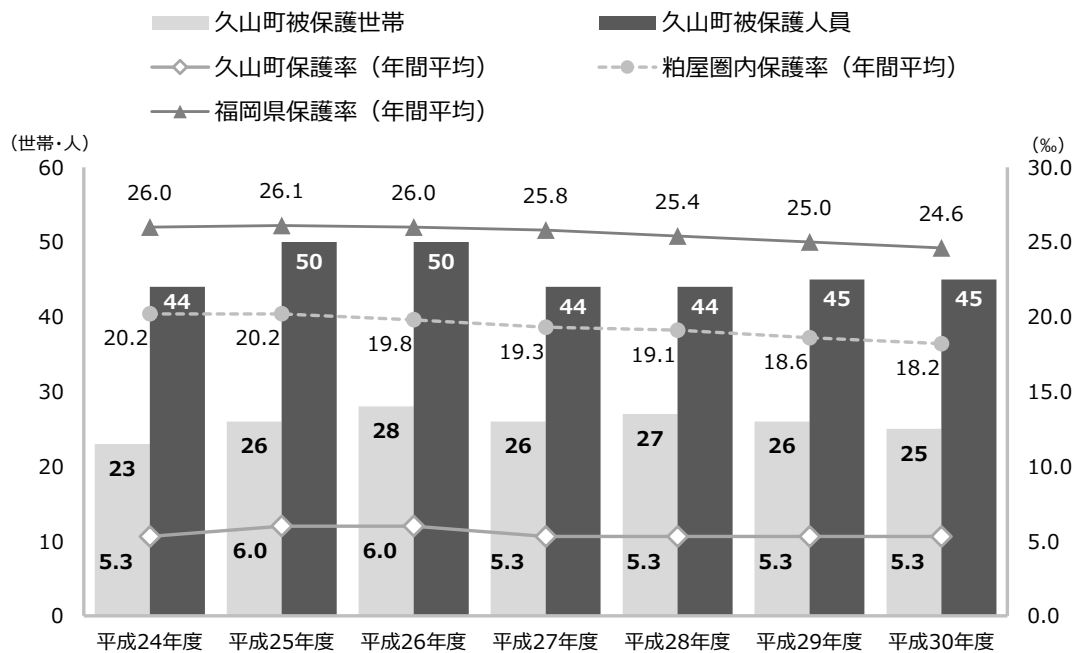
4 経済的な問題を抱える家庭（生活困窮家庭）の状況

（1）生活保護受給世帯・人員の状況

本町で生活保護を受けている被保護世帯数・被保護人員は横ばいで推移しており、平成30年度平均は、25世帯、45人となっています。

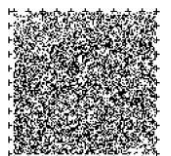
生活保護率（人口1,000人当たりの割合）は、平成26年度の6.0%をピークに減少し、平成30年度平均は5.3%となっています。また、粕屋圏内保護率や福岡県保護率に比べて、本町の生活保護率は大きく下回っています。

【生活保護受給世帯・受給者、生活保護率の推移】



※生活保護率＝被保護実人員（1か月平均）÷総人口×1000

資料：福岡県 生活保護の状況（各年度、年間平均）



(2) 就学援助の状況

就学援助は、生活保護の対象となる「要保護者」と要保護に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた「準要保護者」に対し行われるものです。

本町では、小中学校へ通う子どもたちがよりよい学校生活を送れるように、経済的な事情で就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な費用（学用品費、給食費、修学旅行費等）の一部を援助しています。

本町の要保護児童・生徒数及び準要保護児童・生徒数及び就学援助率（公立小中学校児童・生徒数に占める割合）は増加傾向にあり、令和2年5月1日現在で88人、就学援助率は9.6%となっています。

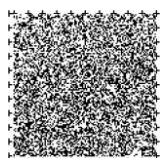
平成26年から令和2年までの増減をみると、準要保護児童・生徒の数は126.3%増、就学援助率は4.7ポイント増加となっており、今後、社会情勢や雇用環境の悪化に伴い、経済的に困難な状況にある子どもたちの増加が懸念されます。

【要保護・準要保護児童・生徒、就学援助率の推移】

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	H26→R2 増 減
公立小学校児童総数	573	596	608	596	614	625	619	8.0%
公立中学校生徒総数	234	233	247	273	293	283	293	25.2%
公立小中学校児童・生徒総数	807	829	855	869	907	908	912	13.0%
要保護児童・生徒数	11	9	7	5	4	0	2	-81.8%
要保護児童・生徒就学援助率	1.4%	1.1%	0.8%	0.6%	0.4%	0.0%	0.2%	-1.2pt
準要保護児童・生徒数	38	40	53	71	81	91	86	126.3%
準要保護児童・生徒就学援助率	4.7%	4.8%	6.2%	8.2%	8.9%	10.0%	9.4%	4.7pt
要保護・準要保護児童・生徒 合計	49	49	60	76	85	91	88	79.6%
就学援助率	6.1%	5.9%	7.0%	8.7%	9.4%	10.0%	9.6%	3.5pt

資料：庁内資料（各年5月1日現在）



5 心に悩みを抱える人の状況

平成 29 年度の生活習慣病予防健診において、24～93 歳までの受診者 2,782 人に対して、PHQ-9※質問紙によるストレスチェックを実施した結果、うつ病の可能性があると判定された割合は、全体の 2.7%となりました。性別でみると、男性が 2.5%、女性が 2.9%とやや女性が高い状況にあります。

また、年代別でみると、うつ病の可能性があると判定された割合は、40 歳未満、40～50 歳代が全体や 60 歳以上の割合よりも高く、若い年代にうつ傾向がみられます。

【男女別うつ病の可能性の割合】

単位：人・%

		全体	男性	女性
正常	実数	2,706	1,204	1,502
	割合	97.3%	97.5%	97.1%
うつ病の可能性あり	実数	76	31	45
	割合	2.7%	2.5%	2.9%
合計		2,782	1,235	1,547

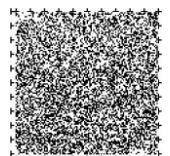
【年代別うつ病の可能性の割合】

単位：人・%

		全体	40歳未満	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
正常	実数	2,706	104	527	475	846	651	103
	割合	97.3%	95.4%	95.8%	96.9%	98.3%	97.5%	99.0%
うつ病の可能性あり	実数	76	5	23	15	15	17	1
	割合	2.7%	4.6%	4.2%	3.1%	1.7%	2.5%	1.0%
合計		2,782	109	550	490	861	668	104

資料：久山町自殺対策計画より（九州大学久山町研究室）

※PHQ-9（Patient Health Questionnaire-9）は、うつ病の診断等を目的とした「こことからだの質問票」のこと。合計 9 つの項目から、最近 2 週間について、該当するものに回答し、その結果からうつ病の可能性を判定する。



第3章 住民の意向調査からみる現状と課題

本計画策定にあたり、住民の生活実態やニーズなどを把握し、施策・事業検討の資料とするため、アンケート調査を実施しました。各種調査結果の要約を以下のように整理しました。

第1節 一般住民アンケート調査からみる現状と課題

1 自身のことや健康状態

- ・回答者の年齢は、65歳以上が約4割と多くを占めます。
- ・回答者の家族構成は、「二世帯同居（親・子）」（46.4%）「夫婦のみ」（26.8%）「ひとり暮らし」（13.6%）の世帯が約9割を占めています。
- ・ご自身の健康状態について、「とてもよい」（23.2%）と「まあよい」（65.6%）を合わせた約9割の人が『健康』と感じています。また、「とてもよい」という割合は50歳以上になると20%を下回るようになり、特に60～64歳は10.5%と他の年齢層に比べて低くなっています。
- ・現在の心の幸福度を10点満点で点数化すると、全体平均で7.5点、属性別でみると「男性」「50～64歳」「70～74歳」「ひとり暮らし」は全体の平均点を下回っています。

課題や問題

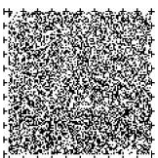
- 高齢化、ひとり暮らし世帯、核家族世帯が顕在化しています。
- 主体的にみた自身の健康状態は良いと感じている人が多くなっていますが、心の幸福度は性別や年齢、家族形態によって差がみられます。

2 地域との関わり、ボランティア活動・地域活動への参加

- ・地域と『付き合いがある』と回答した人は全体で60%以上、属性別でみると、20歳代～30歳代、居住年数が5年未満の人では40%前後と低い傾向がみられます。
- ・福祉ボランティア活動や地域活動に「活動したことがない」という人は全体で半数以上となっています。
- ・今後、福祉ボランティア活動や地域活動に『参加しても良い』と考える人は全体で約6割となっています。

課題や問題

- 若い世代や町の居住年数が短い住民などは、地域との付き合いが希薄化しています。
- 住民の福祉ボランティア活動や地域活動への参加経験者は半数程度となっていますが、今後の意向は高くみられます。ボランティア活動等についての情報発信による活動への理解や参加意識の向上を図り、さらなる担い手の発掘・養成が必要です。



3 困りごとや相談

- ・全体の約5割が外出の際に困ることがあると回答しており、その内容は「交通の便が悪いこと」が最も高くなっています。また、75歳以上の後期高齢者では、現在の不安や悩みは「外出（移動）に関すること」、地域の人に手伝ってほしいことは「外出時の車等による送迎」という人が多くなっています。
- ・自分の地区の民生委員児童委員について「担当している人の顔や名前を知っている」という人は3割以下となっています。
- ・支援が必要な人の自立を支えるために重要なことは「本人や家族が相談しやすい相談窓口の設置」という回答が半数以上となっています。

課題や問題

- 今後、高齢者の運転免許証返納等により、移動を制約される人、いわゆる交通弱者の増加が懸念されます。地域で安心して生活を続けていくことができるよう、既存の交通機関等の周知や運行のあり方について検討が必要です。
- 行政相談窓口の利便性の普及とともに、地域の身近な相談窓口である民生委員児童委員について、継続的な周知が必要です。

4 災害時の助け合い・支え合い

- ・災害に不安を持つ人は、特に30歳代・40歳代の子どもがいる家庭に多くみられます。また、この年代は災害発生時に「避難場所、避難経路」に対して不安を持つ人が多い一方、災害時の避難場所を「知っている」という人は約6割に留まります。
- ・本町に必要な災害対策は「災害時の情報伝達体制の充実」の割合が多くなっています。

課題や問題

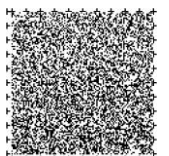
- 子育て世代は、町内での居住年数も短く、地域の避難場所や避難経路について知らない人が多いと想定されます。災害への備えや防災無線のさらなる普及啓発が必要です。

5 今後の町の福祉施策について

- ・60歳以上の人が高齢者福祉サービスを「高齢者に関することだったら気軽に相談できる窓口の充実」が半数程度と多くなっています。また、3年前と比べて「高齢者世帯の安否の確認体制の充実」の割合が大きく増加しています。
- ・今後、重要な町の保健・福祉施策は「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」の割合が高くなっています。

課題や問題

- 高齢者の不安や心配ごとを受け止め、必要な相談支援を行う地域包括支援センターや民生委員児童委員の周知が必要です。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯なども増加しており、地域における見守りや安否確認等の支援体制のさらなる充実が必要です。
- 町の保健・福祉に関する様々な情報が全ての住民に行き届き、情報の内容もわかりやすいものとなるよう、情報提供の方法について検討が必要です。



第2節 要介護等認定者アンケート調査からみる現状と課題

1 自身のことや生活、介護について

- ・要介護等認定者の多くは80歳以上となっています。
- ・家族構成は「ひとり暮らし」と「夫婦二人暮らし（ともに65歳以上）」を合わせた『高齢者のみの世帯』が約3割を占めています。
- ・昼間の過ごし方は「ほとんど毎日、一人で過ごしている」が25.3%となっており、そのうち、病気やケガ、災害時などの緊急時にかけつけてくれる人が『近くにいない（町内にいない）』という割合は約3割近くとなっています。
- ・介護保険サービス以外で利用したいサービスは「配食サービス」「移送サービス」「見守り、声かけ」の割合が高くなっています。
- ・約7割が介護保険サービスを利用しており、利用しているサービス内容は「通所介護（デイサービス）」の割合が最も高くなっています。

課題や問題

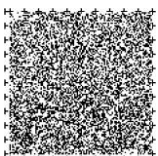
- 約4人に1人が日中独居となっており、緊急時にかけつけてくれる人が近くにいない人もいるため、地域住民の協力などによる平常時からのさりげない見守りや声かけを継続的にできる支援体制の充実が必要です。

2 困りごとや相談

- ・要介護等認定者の不安や悩みは「健康や病気、介護」が多くなっています。また、不安や悩みを相談する相手のほとんどが『家族』であり、役場の職員（地域包括支援センター、ヘルスC&Cセンター含む）や社会福祉協議会の職員、民生委員児童委員等に相談する人は少ない状況です。
- ・家族等介護者が介護を行う上での負担や悩みについて、半数以上が「精神的負担が大きい」と回答しています。介護を行う上で、悩みや困りごとを相談する相手は「同居の家族」または「ケアマネジャー」となっています。

課題や問題

- 介護が必要な高齢者やその家族が抱える不安や負担を解消し、地域で安心して暮らしていけるよう、福祉に関する専門的な相談窓口の周知が必要です。



3 在宅医療や認知症について

- ・在宅医療について「全く知らない」という人が約2割となっています。また、今後の在宅医療の利用希望について「わからない」が約半数を占めています。
- ・町が行う認知症支援策のうち「認知症初期集中支援チームによる支援」の認知状況は非常に少ない一方で、認知症施策を進めていく上で重要なことは「医療・介護が連携した早期発見・早期診療の仕組みづくり」の割合が半数以上となっています。
- ・認知症になったら、または今後進行するとしたら、約半数の人が「家族に身体的・精神的負担をかけるのではないか」という不安を持っています。
- ・家族等介護者が介護を行う上での負担や悩みとして「要介護者本人に認知症があること」という回答が約3割となっています。

課題や問題

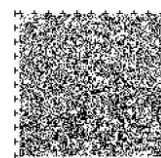
- 今後、医療と介護の両方のニーズを持つ高齢者の増加も見込まれることから、在宅医療に関する情報提供など、さらなる普及啓発が必要です。
- 認知症の早期発見・早期治療につなげるため、身近なかかりつけ医や病院、認知症専門病院などの医療機関と連携し、検査・受診環境の整備や町が取り組む認知症初期集中支援チームなど、さらなる事業の周知が必要です。
- 認知症に関する相談窓口の周知や必要な支援に適切につなぐとともに、認知症高齢者本人やその家族等介護者の精神的負担が和らぐ場への参加の呼びかけなどが必要です。

4 高齢者福祉施策について

- ・要介護等認定者の半数以上が今後も自宅で生活を続けたいと回答しています。また、家族等介護者の多くが今後も在宅で介護していくことを希望しています。
- ・町の高齢者福祉サービスの利用意向は「紙おむつ等支給事業」が最も高くなっています。
- ・充実を望む町の高齢者福祉サービスは「高齢者に関することだったら気軽に相談できる窓口の充実」が最も高くなっています。

課題や問題

- 住み慣れた自宅や地域でできる限り生活を続けていくため、町の職員や社会福祉協議会の職員、民生委員児童委員など、身近な相談支援体制の充実が求められています。



5 家族等介護者支援について

- ・主な介護者が配偶者の場合、70歳以上の割合が高く、高齢者同士による老々介護の状況がみられます。
- ・現在、働きながら介護している人は半数以上となっており、今後の就労継続意向は、「問題はあるが、何とか続けていける」が約6割となっています。
- ・介護者への必要な支援として「介護者の急病、急用などの時に、一時的に預けられる施設の充実」という割合が最も高くなっています。

課題や問題

- 家族等介護者の精神的負担は大きく、介護の抱え込みや共倒れなども懸念されます。介護者への負担解消に向けた、レスパイトケア（介護者の一時的な休息）や相談しやすい環境整備など、介護者支援の充実が必要です。
- 介護者の離職防止に向け、福祉サービスの充実とともに、住民や企業・事業所等への介護休業制度に関する情報提供など、仕事と介護の両立への理解を深める普及啓発が必要です。

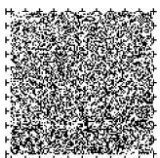
第3節 障がい者アンケート調査からみる現状と課題

1 自身のことや生活状況について

- ・障がい別でみると、身体障がい者は60歳以上、知的障がい者は30歳未満、精神障がい者は30～59歳が多くなっています。
- ・障害者手帳所持のほか、「介護保険の要介護・要支援認定を受けている」「発達障がい」「難病」「高次脳機能障がい」という回答もみられます。
- ・多くの方が自宅で配偶者や子ども、父母などの保護者と同居しています。
- ・日中の過ごし方は、18～49歳は働いているまたは施設・作業所等に通っている人が多く、50歳以上になると自宅で過ごす人が増える傾向がみられます。

課題や問題

- 障がいのある人の高齢化が進んでおり、併せて要介護等認定を受けるなど、重度化が進んでいることが推測され、重度障がいに対応した施設やサービスの確保が課題となっています。
- 精神障がいや発達障がい、難病、高次脳機能障がいなど、障がいのあることがわかりにくい人も顕在化しており、利用できるサービスの周知や適切な支援につながる相談支援体制の充実が必要です。
- 日中、自宅で過ごす人も多く、日常的な関わりが家族に限定されていることも読み取ることができ、障がいのある人とその家族が様々な人と関わり、つながり合う機会を設ける必要があります。



2 相談や情報について

- ・障がいのある人の心配ごとには「身体について」「生活費（経済的なこと）」「老後について」が多い状況にあります。また、不安や悩みを相談する相手は「家族や親せき」が最も高くなっています。
- ・福祉サービス等に関する情報について『届いていない』という人が半数近くみられます。また、情報の入手先は「家族や親せき」「町の広報紙やホームページ」が多くなっています。

課題や問題

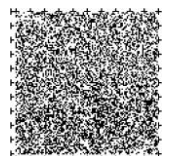
- 相談先や情報の入手先は家族に偏っており、将来、主な介助者が世話をできない状態になった際、障がいのある人の相談先や情報の入手先が途切れることが懸念されます。家族以外にも相談できたり、情報を受け取れる場や機会を確保することが必要です。

3 外出、地域や社会との関わりについて

- ・外出時の交通手段について「路線バス」や「イコバス」などの利用は少ない状況です。また、外出時に困ることは「公共交通機関が少ない（ない）」という割合が最も高くなっています。
- ・近所や地域の人と「会った時はあいさつしあう」という割合は全体で72.1%となっていますが、身体障がい以外の障がいを持つ人では70%を下回っています。また、「行政区などの地域活動と一緒に参加する」という割合は、30～49歳で低くなっています。
- ・障がいがあることで差別を受けたことがある場面は「街中など外での人の視線」「隣近所づきあい」「日常生活の中で周りの人から」という割合が高くなっています。
- ・住み慣れた地域で生活するために必要なことは「生活の中で困ったときに、いつでも気軽に相談できる場所や人」という割合が最も高くなっています。

課題や問題

- 障がい者（児）の日常生活の行動範囲の拡大及び自立に向け、今後も移動支援や移動手段の充実が必要です。
- 障がい者に対して、地域の理解が依然として低いことや、若年層の障がい者が地域活動への参加に消極的であることが読み取れます。住民への障がいに対する理解を求めるとともに、障がい者自身が進んで地域や社会に参加していけるよう支援し、障がいのある人と障がいのない人が互いに認め合い、理解し合う場や機会を確保する必要があります。



4 就労について

- ・就労している障がい者の勤務形態は、身体障がい者では「正社員・正規職員として働いている」、知的障がい者と精神障がい者では「パート・アルバイト、臨時雇用、契約・派遣として働いている」がそれぞれ最も高くなっています。
- ・仕事をする上での悩みについて、知的障がい者や勤務形態がパート・アルバイト等、就労移行支援施設、就労継続支援B型の人では「収入が少ないこと」が多くなっています。
- ・精神障がいのある人では「仕事や収入」の場面で差別を受けたとする割合が他の障がいに比べて高くなっています。
- ・生活費の主な収入源は「親や自分の年金や手当」の割合が最も高く、また、精神障がい者では「自分の就労等による収入」の割合が低くなっています。
- ・障がいのある人が働くために必要なことは「障がいのある人に対する事業主（社長等）や職場の仲間の理解があること」「障がいのある人にあった就労条件（短時間労働など）が整っていること」が多くなっています。

課題や問題

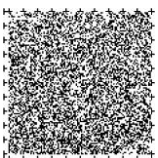
- 障がいのある人が働きやすい職場環境となるよう、職場の人の理解や協力をはじめ、障がいの特性に配慮した仕事内容や就労条件が整った企業・事業所等の案内が必要です。

5 就学について

- ・障がいのある児童が、放課後や休日に過ごす場所は「自宅」が最も多く、次いで「放課後等デイサービス」となっています。
- ・通園・通学していて困っていることは「友人関係を築くのが難しい」が最も多く、次いで「障がい教育や療育などに関する専門知識を持った人が少ない・いない」と続きます。
- ・通園・通学先に望むことは「能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい」「個別的な支援を充実してほしい」「関係機関などと連携を密にしてほしい」という回答が多くみられます。
- ・障がいのある児童が希望する将来の進路は、「企業等での一般就労」が最も高く、次いで「障がい者の雇用が多い事業所等での就労」「大学や専門学校への進学」となっています。

課題や問題

- 通園・通学先以外に過ごす場所が自宅や放課後等デイサービスなどに限られていることが読み取れます。障がいのある子どもが地域において障がいのない子どもや大人と関わり、交流できる場や機会の確保が今後必要です。
- 障がいのある児童一人ひとりに即した教育や個別支援が求められています。また、障がいのある子どもの自立に向け、就労相談や就学相談など、適切な進路指導の充実が必要です。



6 災害時の対応について

- ・災害時の避難場所について「知っている」という割合は、知的障がい者は半数程度となっています。
- ・災害時に自力で避難できないという人は、18歳未満や知的障がい者、重複障がい者、障害福祉サービス受給者にその傾向は強くみられます。
- ・家族等と同居している人では、家族以外に手助けをしてくれる人は「いない」「わからない」という割合が高くなっています。
- ・災害が起こった場合「障がいなどに配慮した避難所に避難できるか」「障がい者や高齢者などを優先的に救護してもらえるか」という不安を持つ人が多くなっています。また、災害時への備えとして「地域・近所での日頃からの協力体制づくり」「障がい者や高齢者に配慮した避難所の整備」を必要とする人が多い状況です。

課題や問題

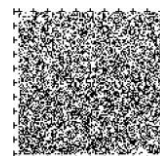
- 避難場所や避難経路について、障がいの特性に合わせた周知啓発が必要です。
- 災害時に自力で避難できない人や日中独居の人などを把握し、地域住民等の協力の下、災害時にスムーズに避難ができるよう支援体制の構築が必要です。

7 福祉サービスについて

- ・現在利用しているサービスと今後利用したいサービスとともに、18歳未満は「放課後等デイサービス」、18～59歳は「計画相談支援」、60歳以上は「居宅介護（ホームヘルプ）」の割合がそれぞれ最も高くなっています。
- ・障がい福祉のために力を入れてほしいことは「身近なところで相談ができるよう相談体制の充実」「交通機関の充実」「サービス利用手続きの簡素化」が多くなっています。

課題や問題

- 障がいの種別や程度、年齢など、異なるニーズに対応したサービスの提供が必要です。
- 町役場や社会福祉協議会、相談支援事業所など、障がい者が身近なところで気軽に相談できる窓口の周知が必要です。

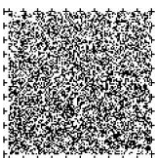


8 介助者自身の悩みや不安、将来について

- ・障がい者本人の主な介助者は「配偶者（夫または妻）」「保護者（父親また母親）」がそれぞれ2割程度となっています。
- ・介助者自身が高齢であったり、重複障がい者を介助している人では、健康状態は良いと感じている人は少ない状況です。
- ・介助者の悩みや不安は「介助者の急病や急用などの緊急時に、代わりに介助を頼める人がいない」という割合が最も高くなっています。また、知的障がい者や障がい者本人の年齢が30歳未満の場合、「親亡き後の子どもの将来が不安」という割合が7割以上と高くなっています。
- ・将来、介助者自身が介助できなくなったと考えた場合、障がい者本人には、自宅以外で暮らしてほしいという割合が高く、また、障がいの種別によって希望する居住形態に違いがみられます。
- ・今後、介助していく上で望むことは「介助者の急病、急用などの時に、一時的に預けられる施設が身近にあること」「困った時にいつでも相談できること」という回答が多くみられます。

課題や問題

- 親亡き後の子どもの将来に対する不安を持つ人も多く、今後、保護者等が介助できなくなったことを見据え、障がい者（児）が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みの検討が必要です。
- 介助者自身の身体的・精神的負担を軽減するため、一時的に預けられる施設等の確保や障がい者（児）及びその家族等の相談支援体制の充実が必要です。



第4節 民生委員児童委員アンケート調査からみる現状と課題

- ・地域の住民が、民生委員児童委員のことや活動を理解していると思う人は半数程度となっています。
- ・活動をする上で困っていることは「個別相談にどこまで関わればよいかわからない」「支援が必要な対象者に拒否される」「地域の情報が収集できない」が多くみられます。また、活動をしやすいするためには「住民や団体と協力・連携を図りやすい体制の構築」「町（行政）や社会福祉協議会からの必要な個人情報の提供」という回答が多くなっています。
- ・住民によるボランティア活動や地域福祉活動の輪を広げていくために必要なことは「町や社会福祉協議会からの継続的な活動支援」「行政区や子ども会など、地域で行う活動への加入促進」が半数程度となっています。

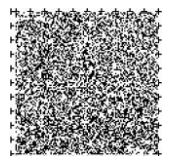
課題や問題

- 地域住民が民生委員児童委員を理解していると感じている人は半数に留まっています。民生委員児童委員が円滑に活動を行うためには、住民からの理解と協力が必要となりますが、一般住民調査においても、民生委員児童委員のことや活動の認識は低い状況にあります。
- 以前に比べて、各世帯が家庭内の情報を開示することに慎重になっており、個人への介入方法に困難を感じている人も多くなっています。
- 民生委員児童委員は、住民にとって最も身近な福祉の専門相談窓口であり、その重要性を住民に周知し、活動への理解と協力を求めていくとともに、民生委員児童委員一人ひとりの技術や知識の向上を図る研修会等の実施が今後も必要です。

第5節 事業所・団体アンケート調査からみる現状と課題

1 事業所（介護保険施設、障がい者支援施設）

- ・事業所の職員数について、約4割が「不足」と回答しています。また、運営上の問題点や課題について「施設整備」のほか「施設職員の確保」の割合が高く、人材確保が難しい状況がみられます。
- ・事業やサービスを提供する上で、「他の福祉施設・事業所」「病院や診療所等の医療機関」「町の福祉課」と連携・協力関係にある事業所が多くなっています。
- ・町内で量的な充実が必要なサービスについて、介護保険施設では「訪問系サービス」「リハビリテーション」「在宅医療」という回答が多くなっています。障がい者支援施設では、「地域生活を支援するサービス」や「障がいのある児童の居場所づくり、活動の場の改善」が必要とされています。
- ・障がい福祉サービスの向上に関する取り組みについて、「職員の研修」や「専門職員の配置」など、職員の資質向上に取り組む事業所は少ない状況です。
- ・今後、力を入れるべき障がい者施策について「福祉人材確保のための方策」が圧倒的に高くなっています。



課題や問題

- 他の福祉施設や医療機関、行政と連携・協力している事業所もみられ、今後、さらに複雑化・多様化する課題に対して、保健・福祉分野や法人などの枠を超えて、横断的につながり、切れ目のないサービスを提供する町全体としての基盤強化が必要です。

2 団体・機関

(活動上の現状と課題)

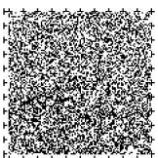
- ・活動を担う会員や登録者が高齢化とともに、減少しています。
- ・コロナ禍における事業や活動の実施が難しい状況です。
- ・複合的な課題を抱える住民や世帯の把握・介入が難しくなっています。
- ・障がいのある子どもと地域、障がい者支援事業所と団体との交流機会が少なくなっています。

(町の福祉に関する現状と課題)

- ・地域との交流が全くない高齢者は見守り等が難しいため、地域から孤立している状況がみられます。
- ・障がいのある人と障がいのない人とが交流し、お互いに理解を深める機会が少なくなっています。
- ・子どもの発達の遅れを心配する保護者が多くなっています。
- ・町内への転入者も増えており、周囲に家族・親族がいない家庭は、子育てに協力してくれる人、頼れる人が少なくなっています。

課題や問題

- 活動や会の継続に向け、若い世代など、新たな人材の確保や行政からの支援が必要です。
- 災害や感染症の影響により、団体等の活動が中断せざるを得ない場合、対面以外の研修会や情報交換の機会など、今後、新しい生活様式に沿った活動のあり方について検討が必要です。
- 障がいのある人と障がいのない人が交流できる場や機会等の確保が必要です。
- 保護者が安心して子育てできるよう、身近なサポート体制や相談支援体制の充実が必要です。



第4章 町の取り組みに関する現状と課題

第1節 第7次久山町高齢者保健福祉計画の評価・検証

平成29年度に策定した第7次久山町高齢者保健福祉計画（以下、「第7次計画」という。）では、7つの個別目標を掲げ、その個別目標に沿った事業（35事業）を実施しています。

第8次久山町高齢者保健福祉計画（以下、「第8次計画」という。）の策定にあたり、第7次計画の実施状況や課題等について、主担当課・関係課が評価・検証を行い、第8次計画策定に向けた基礎資料としました。

評価の方法及び結果については、以下の通りです。

【評価方法】

- ① 個別目標に沿った事業ごとに、主担当課が実施状況や課題を踏まえて、達成度を評価しました。

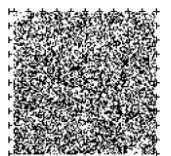
【達成度】

- a : 計画に掲げた施策を達成した
- b : 計画に掲げた施策を概ね達成した
- c : 現在、施策の達成に向けて動いている
- d : 現在、施策の達成に向けて動き始めている
- e : 施策が進んでいない

【個別目標ごとの事業評価】

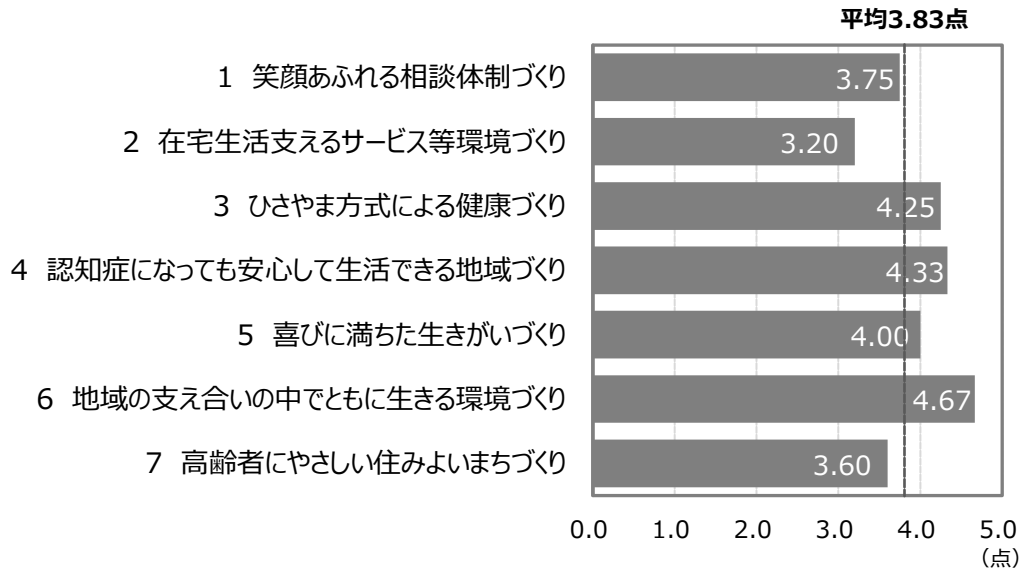
※個数

個別目標	達成度					事業数 合計
	a	b	c	d	e	
1 尋ねてほっとひと安心！ 笑顔あふれる相談体制づくり	2	1	0	0	1	4
2 在宅生活支える！ 安全・安心なサービス等 環境づくり	4	0	3	0	3	10
3 半世紀の歴史を活かした、ひさやま方式による健康づくり	1	3	0	0	0	4
4 認知症を予防し、認知症になっても安心して生活できる地域づくり	3	2	1	0	0	6
5 豊かな人生自ら創る！ 喜びに満ちた生きがいづくり	1	1	1	0	0	3
6 地域を支え、地域に支えられる！ 地域とともに生きる環境づくり	2	1	0	0	0	3
7 安心して暮らせる！ 高齢者にやさしい住みよいまちづくり	1	3	0	0	1	5
合 計	14	11	5	0	5	35



- ② 事業ごとの達成度を点数化・平均化し、個別目標を総合的に評価することで、施策・事業の進捗状況や強み・弱みを分析しました。

【個別目標の進捗状況評価結果】



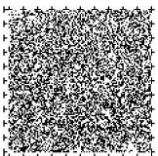
計画全体の評価結果（平均点）は、5点満点中 3.83 点となりました。

個別目標の評価結果は、「個別目標6 地域の支え合いの中でともに生きる環境づくり」が 4.67 点と最も高く、次いで「個別目標4 認知症になっても安心して生活できるサービス等環境づくり」が 4.33 点、「個別目標3 ひさやま方式による健康づくり」が 4.25 点となっており、これらの個別目標における施策・事業は概ね順調に進んでいます。

一方、「個別目標1 笑顔あふれる相談体制づくり」（3.75 点）、「個別目標2 在宅生活支えるサービス等環境づくり」（3.20 点）、「個別目標7 高齢者にやさしい住みよいまちづくり」（3.60 点）は、計画全体の平均点（3.83 点）よりも低く、これらの個別目標における施策・事業の進捗度合はやや遅れている状況です。

「個別目標2 在宅生活支えるサービス等環境づくり」は、日常生活用具給付事業や福祉電話貸与事業の利用は普及していないため、今後、事業継続について見直す必要があります。また、その他の在宅福祉サービスについても、周知し、利用を促していく必要があります。

「個別目標7 高齢者にやさしい住みよいまちづくり」は、公共施設や道路歩道等の整備については関係課とともに進めており、交通手段の利便性向上に向けた取り組みについては、住民からのニーズ等を把握しながら、今後も関係課との協議を進めていく必要があります。



第2節 第3期久山町障がい者計画、久山町第5期障がい福祉・第1期障がい児福祉計画の評価・検証

平成27年度に策定した第3期久山町障がい者計画、平成29年度に策定した久山町第5期障がい福祉・第1期障がい児福祉計画（以下、「前期障がい福祉計画」という。）では、6つの基本テーマを定め、そのテーマに沿った施策（58施策）、事業（104事業）を実施しています。

第4期久山町障がい者計画、久山町第6期障がい福祉・第2期障がい児福祉計画（以下、「次期障がい福祉計画」という。）の策定にあたり、前期障がい福祉計画の実施状況や課題等について、主担当課・関係課が評価・検証を行い、次期障がい福祉計画策定に向けた基礎資料としました。

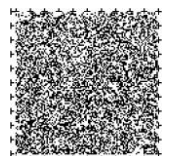
評価の方法及び結果については、以下の通りです。

【評価方法】

- ① 基本テーマの主な施策に沿った実施事業ごとに、主担当課が実施状況や課題を踏まえて、達成度を評価しました。

【達成度】

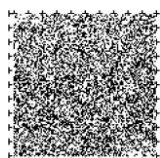
- a : 計画に掲げた施策を達成した
- b : 計画に掲げた施策を概ね達成した
- c : 現在、施策の達成に向けて動いている
- d : 現在、施策の達成に向けて動き始めている
- e : 施策が進んでいない



【個別目標ごとの事業評価】

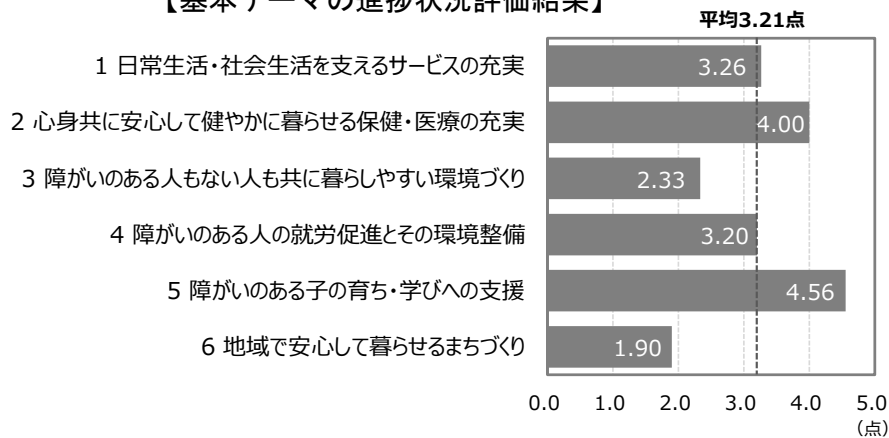
※個数

基本テーマ	施策の柱	実施事業の達成度					主な施策 合計
		a	b	c	d	e	
1 日常生活・社会生活を支えるサービスの充実	1 相談・情報提供体制の充実	1	5	1	4	1	12
	2 福祉サービスの充実	13	1	0	2	0	16
	3 権利擁護のための施策の充実	0	1	2	3	0	6
2 心身共に安心して健やかに暮らせる保健・医療の充実	1 保健・医療の充実	7	8	0	0	0	15
3 障がいのある人もない人も共に暮らしやすい環境づくり	1 障がい理解の推進	0	0	2	1	1	4
	2 福祉のまちづくりの推進	3	0	3	3	2	11
4 障がいのある人の就労促進とその環境整備	1 雇用・就労、経済的自立の支援	2	1	1	1	1	6
5 障がいのある子の育ち・学びへの支援	1 療育・教育の充実	10	4	0	0	0	14
6 地域で安心して暮らせるまちづくり	1 災害時の備え	2	1	1	0	5	9
	2 コミュニケーション支援施策の充実と各種活動の促進	1	0	1	0	9	11
合 計		39	21	11	14	19	104



- ② 主な施策ごとの達成度を点数化・平均化し、基本テーマ及び施策の柱を総合的に評価することで、施策・事業の進捗状況や強み・弱みを分析しました。

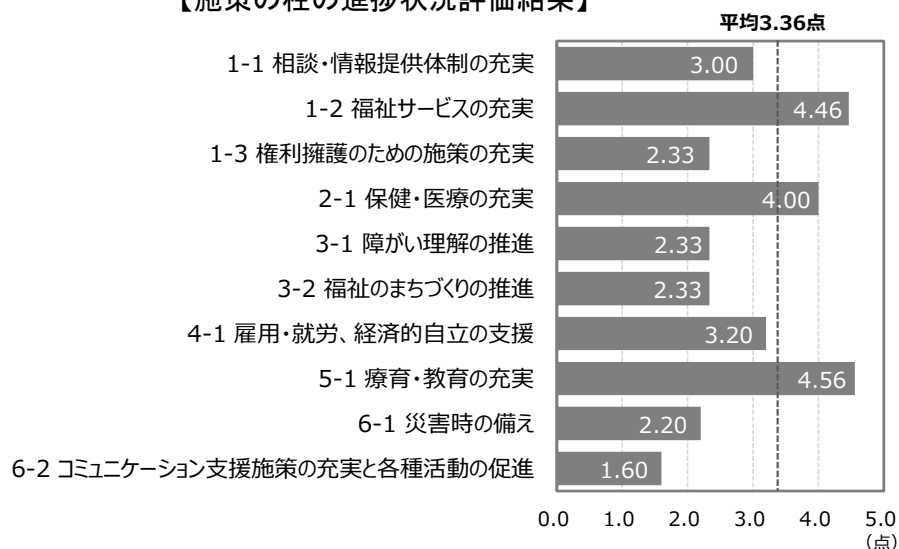
【基本テーマの進捗状況評価結果】



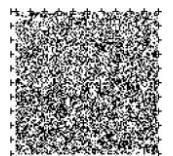
計画全体の評価結果（平均点）は、5点満点中 3.21 点となりました。

基本テーマの評価結果は、「基本テーマ5 障がいのある子の育ち・学びへの支援」が 4.56 点と最も高く、次いで「基本テーマ2 心身共に安心して健やかに暮らせる保健・医療の充実」が 4.00 点となっており、これらの基本テーマにおける施策・事業は概ね順調に進んでいます。

【施策の柱の進捗状況評価結果】



施策の柱別でみると、「5-1 療育・教育の充実」が 4.56 点と最も高く、次いで「1-2 福祉サービスの充実」が 4.46 点、「2-1 保健・医療の充実」が 4.00 点と全体平均 3.36 点を上回っています。一方、「6-2 コミュニケーション支援施策の充実と各種活動の促進」は 1.60 点と最も低く、障がい者・児が社会参加しやすい環境づくりや地域におけるスポーツ活動・文化活動への参加促進に向けた取り組みに遅れがみられます。また、「6-1 災害時の備え」は行政単独で取り組みを進めることが難しい点もあり、今後、関係機関と連携しながら、災害対策の強化が必要です。



第 3 節 障がい福祉サービス等の成果目標の評価・検証

平成 29 年度に策定した久山町第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画では、計画の基本理念に基づく目標を達成するために、国の第 4 期障害福祉計画の基本指針に沿って、令和 2 年度までに達成すべき数値目標を設定しました。

成果目標の概要及び達成状況は以下の通りです。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行とは、福祉施設に入所している入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行することを意味します。

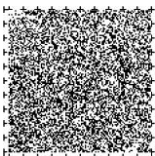
国の基本指針によれば、令和 2 年度末までに**平成 28 年度末時点の施設入所者の 9 % 以上**を地域生活へ移行するとともに、**平成 28 年度末時点の施設入所者の 2 % 以上を削減**することになっています。

本町では、平成 28 年度末時点の施設入所者数 15 人から、3 年間に地域生活へ移行する人数を 2 人、新規施設利用者をゼロに抑え、3 年間の減少数をそれぞれ 2 人、令和 2 年度末までに施設入所者数を 13 人とすることを目標として設定していました。

達成状況は、令和 2 年度末（見込み）の施設入所者数は 16 人、削減率は+7.7%となっており、目標は達成できませんでした。また、地域生活移行者数についても、令和 2 年度末で 0 人と目標達成は難しい状況です。その要因として、入所者の高齢化や障がいの重度化、家庭の事情などにより、地域生活への移行が困難であると判断されます。

【成果目標 1 福祉施設入所者の地域生活への移行】

	基礎数値 (平成 28 年度末)		目標値 (令和 2 年度末)		実績 (令和 2 年度末)
施設入所者数	15 人	⇒	13 人	⇒	16 人
増減（削減率）		⇒	-13.3%	⇒	+7.7%
地域生活移行者数	0 人	⇒	2 人	⇒	0 人



2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めていくためには、町や関係行政機関を中心とした精神保健・医療・福祉の一体的な取り組みに加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取り組みが必要です。

国の基本指針によれば、令和2年度末までにすべての市町村で保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することが求められています。

本町では、令和2年度末までに、精神障がいのある人の包括的な支援を行うための保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目標として設定していました。

達成状況は、0か所と令和2年度末までの目標達成は難しい状況ですが、今後も設置に向けて、関係機関等と協議を進めていく必要があります。

【成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

	基礎数値 (平成28年度末)		目標値 (令和2年度末)		実績 (令和2年度末)
精神障がい者の包括的な支援を行うための保健・医療・福祉関係者による協議の場	0か所	⇒	1か所	⇒	0か所

3 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能（相談、体験の機会や場、緊急時の受け入れや対応、専門的人材の確保や養成、地域の体制づくりなど）をもつ場所や体制のことです。

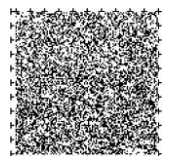
国の基本指針によれば、令和2年度末までに各市町村・圏域の地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備することが求められています。

本町では、令和2年度末までに、糟屋中南部6町において、障がい者の地域での生活を支援する拠点等（地域生活拠点等）を少なくとも一つ整備することを目標として設定していました。

「糟屋中南部6町自立支援協議会」を中心とし、地域生活支援拠点整備の機能の1つである緊急時の受け入れ体制の整備について、令和3年度から開始できるよう準備を進めています。

【成果目標3 地域生活支援拠点等の整備】

	基礎数値 (平成28年度末)		目標値 (令和2年度末)		実績 (令和2年度末)
地域生活支援拠点等の整備箇所数	0か所 (糟屋中南部)	⇒	1か所 (糟屋中南部)	⇒	0か所 (糟屋中南部)



4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針によれば、福祉施設から一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の **1.5 倍以上**にすることが表記されています。

また、就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末の利用者から **2 割以上増加**させるとともに、就労移行支援事業所のうち、**就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上**とすることが表記されています。

本町では、平成 28 年年度末時点で一般就労移行者はおらず、目標年度にも見込まれないことから、目標を 0 人として設定しました。就労移行支援事業利用者数の目標を令和 2 年度末までに 4 人、2 割以上の増加を目指すこととし、また、前就労移行事業所数に占める就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所を全体の 50%とすることを目標して設定していました。

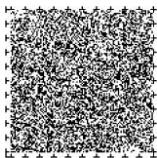
達成状況は、一般就労移行者数は、令和 2 年度末で 0 人となっています。また、就労移行支援事業の月間利用者数は 3 人となっています。全就労移行支援事業所に占める就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合については、町内では、1 事業所が就労移行支援のサービスを開所しており、就労移行率 3 割以上を達成しています。

【成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等】

	基礎数値 (平成 28 年度末)		目標値 (令和 2 年度末)		実 績 (令和 2 年度末)
一般就労移行者数	0 人	⇒	0 人	⇒	0 人

【成果目標 5 就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率】

	基礎数値 (平成 28 年度末)		目標値 (令和 2 年度末)		実 績 (令和 2 年度末)
就労移行支援事業の 月間利用者数	2 人	⇒	4 人	⇒	3 人
全就労移行支援事業所 数に占める就労移行率 3 割以上の就労移行 支援事業所の割合		⇒	50%	⇒	100%



5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある未就学の子どもへの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化が求められています。国の基本指針によれば、令和2年度までに、**児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上整備**することが求められています。

また、重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービスなどを受けられるよう、支援体制の充実が必要とされており、令和2年度までに、主に重症心身障がいのある児童を支援する**児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保**することが求められています。

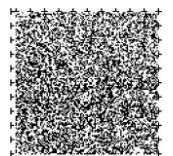
さらに、医療的ケア児が身近な地域で心身の状況に応じた保健・医療・障がい福祉、保育、教育などの各関連分野の支援が受けられるよう、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、**保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場**を設けることが求められています。

本町では、令和2年度末までに、中核的な役割を担う児童発達支援センターを1か所整備することや、糟屋中南部において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所それぞれ1か所確保することを目標として設定していました。また、医療的ケア児の適切な支援の協議の場について、令和2年度末までに設置を進め、合わせて医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置についても、協議を進めていくこととしました。

児童発達支援センターは、町内にはないものの、糟屋中南部圏域に2か所整備されており、本町で暮らす障がいのあるお子さんも利用できるようになっています。また、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスについては、町内事業所により事業が行われています。医療的ケア児について、関係機関が連携を図るための協議の場の設置を行う予定です。

【成果目標6 障がい児支援の提供体制の整備等】

	基礎数値 (平成28年度末)		目標値 (令和2年度末)		実績 (令和2年度末)
児童発達支援センターの設置	0か所	⇒	1か所	⇒	0か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	0か所 (糟屋中南部)	⇒	1か所 (糟屋中南部)	⇒	1か所 (糟屋中南部)
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス(糟屋中南部)	0か所 (糟屋中南部)	⇒	1か所 (糟屋中南部)	⇒	1か所 (糟屋中南部)
医療的ケア児の支援に関し、関係機関が連携を図るための協議の場	1か所	⇒	1か所 (平成30年度末)	⇒	0か所



第4節 地域福祉推進に関する取り組みと課題

本町では「第3次久山町総合計画（後期基本計画）」の「地域で支え合う環境をつくる」の基本施策のもと、①地域福祉に対する意識啓発、②地域福祉活動の推進、③低所得者福祉の推進を主要施策として掲げ、地域福祉を推進してきました。

一方で、国の社会福祉法改正により、地域における高齢者、障がい者、児童などの福祉に関し、共通して取り組む事項や包括的な支援体制の整備に関する取り組みが示されています。

町の関連計画や国の法制度等を踏まえ、本町における地域福祉推進に関する取り組み状況や課題は次の通りです。

1 地域福祉に対する意識啓発

【取り組み状況】

- ・住民の地域福祉活動に対する意識向上を図るため、地域包括支援センターが中心となり、元気サポーター養成講座事業において、地域で行う介護予防や認知症予防に資する取り組みの必要性について周知啓発しています。
- ・地域福祉推進にあたり、住民の主体的な参加促進に向け、生活支援体制整備事業の集まりの場において、住民の交流会や勉強会を実施しています。

課題

- 今後、高齢化の進行に伴い、地域には高齢者単身世帯や認知症の人、障がいのある人など、見守りや手助けを必要とする人が増えていくと考えられます。また、地域を支える担い手の高齢化・固定化もみられます。地域福祉の意識向上や地域福祉活動への参加につながるよう、子どもから高齢者まで全ての住民に対する周知啓発が必要です。

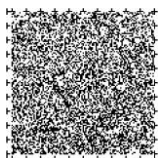
2 住民との連携・協働による地域福祉活動の推進

【取り組み状況】

- ・地域福祉の推進に向けて、地域包括支援センター、社会福祉協議会、元気サポーター養成講座参加者が連携・協力し、地域福祉活動に取り組んでいます。
- ・住民によるひとり暮らし高齢者等の見守り活動の充実を図るため、各行政区ごとに行政、社会福祉協議会、行政区役員、民生委員児童委員、シニアクラブ、見守り協力者※による「ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク会議」を毎年1回実施しています。その際、ひとり暮らし高齢者等の情報共有を行い、見守り活動を推進しています。

課題

- 元気サポーター養成講座への参加者が減少傾向にあり、新規受講者を増やしていくため、広報活動に力を入れる必要があります。また、フォローアップ講座に関しては、講座の内容が固定化しているため、参加者が興味を持ち、さらなるやりがいと活動の継続につながるような内容の工夫が必要です。
- ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク会議では、主にひとり暮らし高齢者の情報を共有しており、今後は日中独居高齢者や高齢者のみの世帯、高齢者と障がい者の世帯など、情報共有の対象拡大などの検討が必要です。



※見守り協力者とは、地域にお住まいの高齢者世帯に対して、日常生活の中で声かけ、見守りなどの安否確認を行っています。事前登録制であり、社会福祉協議会が事務局をしています。

3 地域包括ケアシステム体制の構築

【取り組み状況】

- ・医療や介護のニーズを持つ高齢者を支援するため、糟屋地区1市7町で在宅医療介護連携推進事業を実施し、医療と介護の切れ目のない支援体制を構築しています。
- ・地域における介護予防や認知症予防を目的に、地域デイサービスを行政区で開催しています。また、活動のサポーターに対してフォローアップ講座を毎年実施し、利用者とサポーター双方の生きがいくりの場を提供しています。

課題

- 今後、在宅で暮らしながら医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれており、医療と介護の一体的かつ円滑な支援体制の構築が必要です。また、在宅療養者に対する地域の理解を深めることも重要であり、在宅医療介護連携推進事業等について、住民へのさらなる周知啓発が必要です。
- 地域デイサービスを中心とした高齢者の介護予防や生活支援に取り組む中で、お互いに支え合い生活できる地域づくりの裾野を住民全体に広げ、地域共生のまちづくりを目指していく必要があります。

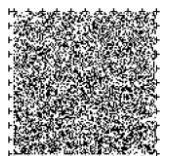
4 複合的な課題を抱えた住民の生活支援、相談支援の充実

【取り組み状況】

- ・生活困窮世帯の中学生を対象に、学習の機会づくりとして、週に1度、NPO 法人主体による学習支援事業を実施しています。
- ・県の相談支援事業の一環として、生活困窮を含む、就労支援や居住確保などの相談について、困りごと相談室を設置し、生活の確保と自立の支援につなげています。
- ・従来の福祉制度では支援が行き届かない人や世帯については、老人世帯巡回員派遣事業や民生委員児童委員による訪問時、各種制度の申請や利用時に把握し、早期発見と状態の悪化予防につながっています。
- ・生活習慣病予防健診の中で、ストレスチェックを実施し、医療機関への紹介やストレス相談を行っているほか、九州大学久山町研究室の医師や町の保健師が面談・電話での健康相談を行っています。

課題

- 学習支援事業は、人材バンク制度を活用していますが、講師となるボランティアが少ないため、今後、ボランティアの確保に向けた取り組みが必要です。また、受講生に関しても少なくなっており、事業のさらなる周知啓発やNPO 法人との連携強化が必要です。
- 生活困窮や虐待、障がいなど複合的な問題を抱える家庭が多くなっています。今後、多様化・複雑化する生活課題や住民の相談に対し、包括的に受け止める場として、困りごと相談室のさらなる周知と関係課や関係機関との連携体制の強化が必要です。
- 本町は若い世代の男性の自殺死亡率が全国に比べて高い状況にありますが、自殺対策や自殺につながりやすいひきこもり等への支援は十分とは言えず、心の悩みを相談できる窓口のさらなる周知が必要です。



第5節 課題の整理

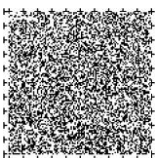
1 町の横断的な課題

地域福祉、高齢者保健福祉、障がい福祉の各分野で抽出された主要な課題について、独自で取り組むだけでなく、町全体として横断的に取り組む必要のある課題を整理しました。

地域福祉分野の主要課題	高齢者保健福祉分野の主要課題	障がい福祉分野の主要課題
・核家族世帯の増加 ・若い世代や町外からの転入者と地域とのつながりの希薄化または未構築 ・住民のライフスタイルの多様化や価値観の変化による地域への興味・関心の低下 ・地域福祉活動やボランティア活動を行う人の固定化・高齢化 ・複合的な課題や問題を抱える人々に対応する包括的な支援体制の構築 ・心に悩みを抱える人の相談支援 ・社会情勢の悪化による生活困窮者への対策 ・支援が必要な人の早期発見と必要な支援につなぐ仕組み ・行政や民生委員児童委員など、相談対応窓口の周知 ・保健・福祉に関する情報や災害時に必要な情報提供体制の充実	・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加 ・認知症を有する要介護認定者の顕在化 ・高齢者がいる世帯への見守り、安否確認体制の構築 ・行政や民生委員児童委員など、高齢者の相談に対応する窓口の周知 ・在宅医療や認知症施策、町が行う各種サービス・事業の周知 ・家族等介護者の介護疲れを軽減する相談支援体制や集いの場の充実 ・高齢者の外出（移動）に必要な交通手段の検討 ・コロナ禍における心身機能低下や社会的孤立の問題 ・医療と介護の一体的な支援体制の構築 ・高齢者を支える事業所等の人材確保に対する支援	・障がいのある人の高齢化や重度化 ・知的障がいや精神障がいなど、障がいを持つことがわかりにくい人が増加 ・障がいのある人の日常的な関わりや相談先、情報の入手先が家族に集中 ・親亡き後の子どもの将来を支援する体制づくり ・障がいのある人や家族に対する切れ目のない相談支援やサービス提供体制 ・障がいのある人とない人が互いに認め、理解し合う場や機会の確保 ・施設から地域生活移行後の生活や自立を支援する体制の強化 ・コロナ禍における社会的孤立の問題 ・障がいのある人を支える事業所等の人材確保に対する支援

町の横断的な課題

- 身近な相談窓口の周知と相談支援体制の強化
- 地域福祉活動の促進による担い手の確保・育成
- 生涯にわたる体と心の健康づくり
- 住み慣れた地域の安心・安全な生活を支えるサービスや居住環境の充実
- 保健・医療・福祉や様々な分野との連携体制の強化



2 校区・行政区の現状や課題

地域住民が主体となったまちづくりを進めるにあたって、校区やより細かい行政区の活動が重要となります。校区・行政区の現況や課題について整理します。

【山田校区の現状】

項目		行政区			
		猪野	上山田	下山田	草場
(令和2年4月1日) 基礎統計	人口（町全体に占める割合）	1,030 人 (11.4%)	1,066 人 (11.8%)	1,649 人 (18.2%)	272 人 (3.0%)
	高齢者（高齢化率）	364 人 (35.3%)	319 人 (29.9%)	455 人 (27.6%)	123 人 (45.2%)
	世帯（一世帯人員）	393 世帯 (2.62 人)	396 世帯 (2.69 人)	660 世帯 (2.50 人)	137 世帯 (1.99 人)
	民生委員児童委員	2 人	2 人	3 人	2 人
アンケート結果 (令和2年度調査)	居住年数が30年以上の割合	55.7%	54.8%	41.8%	55.6%
	地域との付き合いがある人の割合	75.4%	67.2%	67.2%	66.7%
	緊急時にかけつけてくれる人が近くにいる人の割合	57.4%	56.2%	58.2%	44.4%
	交通の便が悪いことに困っている人の割合	52.5%	47.9%	42.6%	50.0%
	災害時に不安がある人の割合	57.3%	39.7%	34.4%	38.9%
	地域住民相互の支え合いが必要だと思う人の割合	86.9%	80.8%	86.1%	94.5%
	ボランティアや地域活動の活動経験がある人の割合	47.5%	45.2%	38.5%	33.4%
	ボランティアや地域活動に参加意向がある人の割合	57.4%	53.4%	57.4%	44.5%
	担当している民生委員児童委員を知っている人の割合	24.6%	35.6%	32.0%	61.1%
	困っていて手伝ってほしいと思うこと【第1位】	自身が急病になったときの看病や家族の世話	役場などへの届出や連絡	自身が急病になったときの看病や家族の世話	買い物・食事の世話
校区の公共施設	近所の世帯に対してできる支援や協力【第1位】	あいさつや安否確認などの声かけ	あいさつや安否確認などの声かけ	あいさつや安否確認などの声かけ	話し相手
	子育て支援施設	①山田小学校学童保育所			
	学校教育系施設	①山田小学校 ②けやきの森幼稚園			
	町民文化系施設	①いつき会館 ②猪野公民館/猪野柔剣道場 ③藤河黒河集会所 ④下山田集会所 ⑤小浦台集会所 ⑥草場集会所			
	スポーツ・レクリエーション系施設	①下山田体育館 ②久山ケイマンゴルフクラブ ③碧水亭			
校区の公共施設	公営住宅	①紅葉台町営住宅			

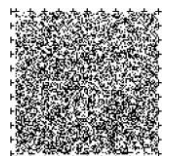
【久原校区の現状】

項目		行政区			
		上久原	中久原	下久原	東久原
(令和2年4月1日) 基礎統計	人口（町全体に占める割合）	1,368人 (15.1%)	953人 (10.5%)	1,758人 (19.4%)	969人 (10.7%)
	高齢者（高齢化率）	264人 (19.3%)	254人 (26.7%)	422人 (24.0%)	270人 (27.9%)
	世帯（一世帯人員）	577世帯 (2.37人)	392世帯 (2.43人)	660世帯 (2.66人)	380世帯 (2.55人)
	民生委員児童委員	2人	2人	3人	2人
アンケート結果 (令和2年度調査)	居住年数が30年以上の割合	27.0%	51.1%	46.4%	41.4%
	地域との付き合いがある人の割合	60.0%	73.3%	71.2%	56.9%
	緊急時にかけつけてくれる人が近くにいる人の割合	46.0%	55.6%	59.8%	46.6%
	交通の便が悪いことに困っている人の割合	38.0%	28.9%	34.0%	29.3%
	災害時に不安がある人の割合	56.0%	35.5%	57.7%	50.0%
	地域住民相互の支え合いが必要だと思う人の割合	89.0%	93.4%	89.7%	75.8%
	ボランティアや地域活動の活動経験がある人の割合	40.0%	35.5%	46.4%	34.5%
	ボランティアや地域活動に参加意向がある人の割合	68.0%	55.6%	75.2%	44.8%
	担当している民生委員児童委員を知っている人の割合	15.0%	28.9%	24.7%	25.9%
	困っていて手伝ってほしいと思うこと【第1位】	自身が急病になったときの看病や家族の世話	掃除・洗濯	買い物・食事の世話	自身が急病になったときの看病や家族の世話
	近所の世帯に対してできる支援や協力【第1位】	あいさつや安否確認などの声かけ	あいさつや安否確認などの声かけ	あいさつや安否確認などの声かけ	あいさつや安否確認などの声かけ
校区の公共施設	子育て支援施設	①ひさやま保育園「杜の郷」 ②久原小学校学童保育所 ③子育て支援センター木子里			
	学校教育系施設	①久原小学校 ②久山中学校			
	保健・福祉施設	①ヘルスC&Cセンター ②高齢者交流センター			
	町民文化系施設	①久山会館 ②勤労青少年ホーム ③文化交流センター（レスポアール久山） ④新建会館 ⑤東久原集会所 ⑥上久原集会所 ⑦生涯学習館 ⑧作業場/倉庫（ユークワーク）			
	スポーツ・レクリエーション系施設	①町民体育センター ②福岡久山相撲場 ③総合運動公園			
	公園	①新建川緑道公園			
	公営住宅	①昭和町町営住宅 ②東陽台町営住宅 ③平田町営住宅			
	産業系施設	①農産加工センター			

【校区の現状からみた町の課題】

	山田校区	久原校区	町全体（再掲）
人口・世帯・生活環境	・総人口は 4,017 人、町全体の 44.3% ・高齢者数は 1,261 人、高齢化率は 31.4% ・世帯数は 1,586 世帯、一世帯あたり 2.53 人 ・豊かな自然環境や田園景観が残る地域	・総人口は 5,048 人、町全体の 55.7% ・高齢者数は 1,210 人、高齢化率は 24.0% ・世帯数は 2,009 世帯、一世帯あたり 2.51 人 ・交通の利便性が高い地域 ・町の公共施設が集積	・総人口は 9,065 人 ・高齢者数は 2,471 人、高齢化率は 27.3% ・総世帯数は 3,595 世帯、一世帯あたり 2.52 人 ・自然との共生や福岡市に近く利便性が高いことから、特に若い世代の人口が増加
アンケート結果からみえる現状と課題	・居住年数が 30 年以上と長い人も多く、地域との付き合いは維持 ・緊急時には助けてくれる家族や親せき、友人等も存在し、自助・互助による助け合いが期待 ・交通の利便性に課題 ・災害に対する不安が高く、防災対策や避難支援体制の強化が必要	・居住年数が 10 年未満の住民も多く、定住人口の増加 ・地域との付き合いがある人の割合はやや低く、住民同士のつながりが希薄化またはコミュニティの形成途中段階 ・地域活動に参加意向のある人の割合が、現在の活動経験の割合を大きく上回る	・子育て家庭に対する相談支援や情報提供方法の工夫など子育て支援の充実が必要 ・急病や災害発生など緊急時に互助による支援体制の構築が必要 ・支援が必要な高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者に対し、高齢者の介護予防や社会参加も視野に入れた相互扶助による見守り活動や生活支援が必要 ・自主的な住民活動を促進するため、ボランティアや地域活動への参加機会の充実と情報発信の検討が必要

【町全体・校区・行政区の地図】



第5章 久山町福祉総合計画の基本方針

第1節 久山町福祉総合計画の基本理念

久山町の最上位計画である「第3次久山町総合計画」（以下、「久山町総合計画」という。）では、「安心・元気な『健康が薫る郷』の実現～みんなで創り、みんなで発信～」を将来像に掲げ、これまで町が培ってきた「国土・社会・人間」の3つの健康づくりを生かし、発展させていくために、心の豊かさや自立、暮らしの安心、家族・地域の絆を重視することで、今まで以上に「健康」を真に実感できるまちづくりを進めてきました。

本計画は、久山町総合計画に位置づける施策大綱の「すべての町民が健やかに暮らせるまちをつくる」を具現化する計画であり、住民や関係機関・関係団体、事業者、町の協働によりその実現を目指し取り組んでいくものです。

近年、少子高齢化や核家族化の進行など、地域を取り巻く環境が変化し、地域における人と人とのつながりが希薄になっており、個人や家族、地域が抱える課題は複雑化・複合化しています。また、国は制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という画一的な関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を提唱しています。

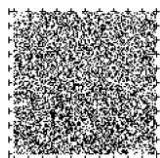
これらの視点を踏まえ、本計画ではすべての住民が互いの人格と個性を尊重しながら支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、健康、地域をともに創っていく「地域共生社会」のまちづくりを目指すこととし、本計画の基本理念を以下のように設定します。

基本理念

すべての人の健康と豊かな心の実現
共感でつながる元気なまち ひさやま

スローガン

（ひ）ととひとが （さ）さえあう （や）さしい （ま）ち



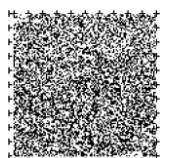
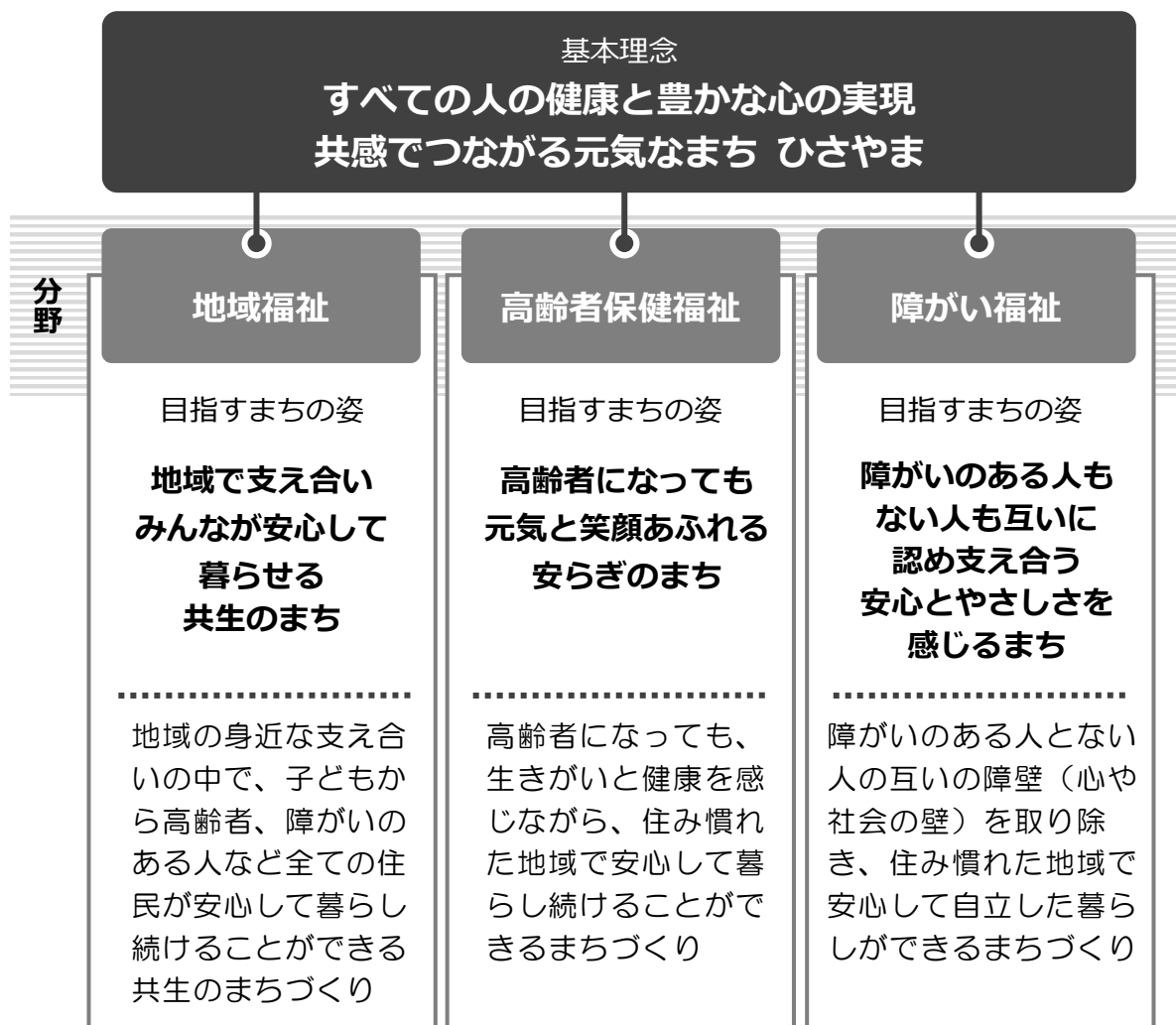
第2節 各分野の目指す姿

地域福祉、高齢者保健福祉、障がい福祉が横断的に取り組みながら、各分野が目指す姿を提唱し、本計画における基本理念や町の将来像、「地域共生社会」の実現を目指します。

町の横断的な課題

- 身近な相談窓口の周知と相談支援体制の強化
- 地域福祉活動の促進による担い手の確保・育成
- 生涯にわたる体と心の健康づくり
- 住み慣れた地域の安心・安全な生活を支えるサービスや居住環境の充実
- 保健・医療・福祉や様々な分野との連携体制の強化

課題解決に向けて



第3節 計画の全体図

基本理念

すべての人の健康と豊かな心の実現 共感でつながる元気なまち ひさやま

分野	目指す まちの姿	計画名	基本目標	主要施策
地域福祉	地域で 支え合いみんなが安心して 暮らせる共生のまち	地域福祉計画	基本目標 1 人と人、人と地域が つながるまちづくり	1 地域福祉・地域共生の意識向上 2 住民同士の交流の場・機会の充実 3 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化
			基本目標 2 一人ひとりの暮らしを 受け止め、支えるまちづくり	1 相談支援体制の充実 2 情報提供と福祉サービスの充実 3 複合的な課題を抱える人々への支援の充実
		地域福祉活動計画	基本目標 3 元気で笑顔があふれる やさしいまちづくり	1 健康づくり・生きがいづくりの充実 2 災害等の緊急時における備えの充実 3 安心できる生活環境の整備
			基本目標 4 安定した社会福祉協議会 の基盤づくり	1 社会福祉協議会の基盤整備 ※地域福祉活動計画のみ
高齢者保健福祉	高齢者になっても元気で笑顔 あふれる安らぎのまち	高齢者保健福祉計画	基本目標 1 自らつくる健康と 生きがい生涯現役のまち	1 ひさやま方式の健康づくり 2 社会参加と生きがいづくりの促進 3 高齢者が互いに支え合う地域づくりの推進
			基本目標 2 高齢者を包括的に支え 安心して暮らせるまち	1 いつでも相談でき、必要な情報が手に入る 仕組みづくり 2 認知症になっても、病気になっても安心して 生活できる環境づくり 3 在宅生活を支える多様なサービスの充実
			基本目標 3 高齢者にやさしい 住みよいまち	1 高齢者にやさしい住まいの確保 2 高齢者の安全対策の推進 3 安心した生活環境の整備
障がい福祉	互障 やいがい がさしい 認められ るさめあ る人々 が支えあ る安心 なまち	成年後見制度利用 促進基本計画	基本目標 1 権利擁護支援に向けた地域 連携ネットワークの構築	1 地域連携ネットワークの構築
			基本目標 2 成年後見制度の利用促進	1 成年後見制度を利用しやすい環境整備の推進 2 成年後見人等の育成・支援 3 成年後見制度の利用促進に向けた支援
		障がい者計画 障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	基本目標 1 障がいのある人もない人も 共に暮らしやすいまち	1 障がいへの理解の推進 2 地域で安心して暮らせるまちづくり
			基本目標 2 障がいがあっても 自分らしくいきいきと 暮らせるまち	1 日常生活・社会生活を支えるサービスの充実 2 保健・医療サービスの充実 3 療育・教育支援の充実 4 雇用・就労支援の充実と経済的自立の支援

第4節 計画の推進体制

1 計画の普及

本計画を推進していくためには、本町で暮らす住民の計画に対する理解と参加が重要です。このため、各分野の施策を推進する上で、中心的な役割を担う人々をはじめ、広く住民に対して、本計画の内容の普及、広報活動に取り組み、住民同士が互いに支え合う意識の醸成に努めます。

具体的には、本町の広報紙やホームページ、パンフレットなどを活用し、計画の内容を伝えていきます。また、各種講座やイベント、地域の集まりの機会などを活用し、情報を発信していきます。

2 計画の進捗管理

計画の推進にあたっては、各年度において計画の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。このため、PDCAサイクルの考えに基づき、各分野における施策・事業を「計画(Plan)」→「実行(Do)」→「評価(Check)」→「改善(Action)」を実施し、適切な進捗管理に努めます。

また、社会情勢等の変化や本計画の評価・検証の結果、改善の必要がある場合は、計画内容の変更や実施・推進方法を見直しながら取り組みを進めていきます。

3 推進体制

(1) 地域福祉分野

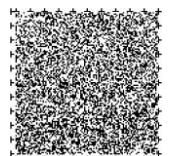
地域福祉計画は、地域の多様なニーズに幅広く対応するため、関係機関との連携が必要なことから、行政はその把握に努めるとともに、庁内担当課は各施策・事業の進捗状況を把握し、庁内関係課と連携を図りながら、推進するよう努めます。

(2) 高齢者保健福祉分野

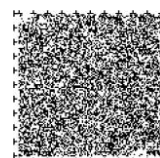
高齢者保健福祉計画は、庁内関係課をはじめ、久山町社会福祉協議会や福岡県介護保険広域連合などと連携し、施策の進捗状況を把握しながら、本計画の円滑かつ効果的な推進に努めます。

(3) 障がい福祉分野

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、事業の見込み量や数値目標の達成状況について、定期的に県に報告し、計画の達成に必要な施策を実施します。また、必要に応じて、関係各機関に対する調査を実施し、事業の進捗状況や課題を把握します。各種の情報・要望については、内容を分析し、計画の進捗状況の点検に合わせて検討を行います。



第2部 各論（分野別計画）



地域福祉計画

目指す
まちの姿

地域で支え合い
みんなが安心して暮らせる 共生のまち

第1章 地域福祉計画の基本方針

第1節 基本目標

地域福祉計画では、久山町福祉総合計画の基本理念に基づき、3つの基本目標を定め、各施策を推進することにより、「地域で支え合い みんなが安心して暮らせる 共生のまち」の実現を目指します。

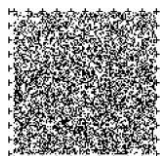
基本目標 1 人と人、人と地域がつながるまちづくり

地域共生社会の実現のためには、住民同士がお互いを尊重し、認め合い、支え合う関係を育てることが大切です。このため、地域で支え合うことの大切さを住民一人ひとりが理解するために地域福祉に対する意識啓発や福祉教育の推進に努めます。

また、互助による地域福祉活動の充実を目指し、住民が顔見知りになるきっかけの場や機会をつくり、ボランティア活動などの幅広い地域福祉活動につながるよう支援するとともに、地域福祉活動の活性化を図ります。

主要施策

- 1 地域福祉・地域共生の意識向上
- 2 住民同士の交流の場・機会の充実
- 3 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化



基本目標 2 一人ひとりの暮らしを受け止め、 支えるまちづくり

住民の多様化・複雑化する生活課題に対し、包括的に受け止める相談支援体制の充実や機能強化、必要とする福祉サービス等の情報提供や充実に取り組みます。

また、住民一人ひとりが自分らしく、地域で暮らし続けられるように、生活の安定と自立を支援していきます。

主要施策

- 1 相談支援体制の充実
- 2 情報提供と福祉サービスの充実
- 3 複合的な課題を抱える人々への支援の充実

基本目標 3 元気と笑顔があふれるやさしいまちづくり

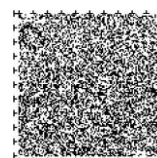
生涯にわたる体と心の健康づくりに向けて、健康意識の啓発や健康づくり事業の充実、生きがいづくり・社会参加の推進などに取り組みます。

また、地域の安全・安心を支える防災・消防・防犯体制の充実を図るとともに、災害時の避難活動に対し、住民同士の声かけや安否確認など、共に支え合う体制を充実し、災害に強いまちづくりを推進します。

さらに、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい施設整備や交通手段の確保など、地域生活を送る上での不便や障壁を減らし、安心できる生活環境を整えていきます。

主要施策

- 1 健康づくり・生きがいづくりの充実
- 2 災害等の緊急時における備えの充実
- 3 安心できる生活環境の整備



第2節 地域福祉計画の体系図

目指す
まちの姿

地域で支え合い

みんなが安心して暮らせる 共生のまち

基本目標

主要施策

施策の展開

基本目標 1

人と人、人と地域が
つながるまちづくり

1 地域福祉・地域共生の
意識向上

- 1 福祉教育の推進
- 2 地域福祉・地域共生に関する広報活動

2 住民同士の交流の場・
機会の充実

- 1 交流の場・機会づくりの支援
- 2 住民主体のまちづくりの推進

3 地域福祉活動・ボラン
ティア活動の活性化

- 1 地域の担い手の確保・育成
- 2 団体への活動支援

基本目標 2

一人ひとりの暮らしを
受け止め、支える
まちづくり

1 相談支援体制の充実

- 1 包括的な相談支援体制の充実
- 2 地域における相談機能の強化

2 情報提供と福祉サービ
スの充実

- 1 福祉に関する情報提供の充実
- 2 福祉サービスの充実

3 複合的な課題を抱える
人々への支援の充実

- 1 権利擁護の推進
- 2 生活困窮者自立支援の充実

基本目標 3

元気と笑顔があふれる
やさしいまちづくり

1 健康づくり・生きがい
づくりの充実

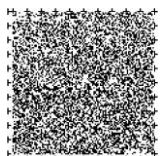
- 1 健康づくり・介護予防の推進
- 2 心の健康と生きがいづくりの推進

2 災害等の緊急時における
備えの充実

- 1 防災・防犯対策の強化
- 2 感染症への備えの充実

3 安心できる生活環境の
整備

- 1 交通や買い物などの生活環境の充実
- 2 バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

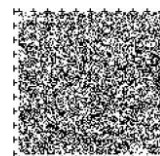


第3節 地域福祉の推進にあたって

住民の基本的な福祉ニーズに対しては、「公助」や「共助」などによる福祉サービスによって対応してきました。しかし、様々な社会問題や住民の福祉課題は多様化・複雑化しており、「公助」や「共助」による対応だけでは困難な状況となっています。また、少子高齢化などから、「公助」や「共助」の拡充は難しく、今後さらに「自助」と「互助」の果たす役割が重要となります。

このことを踏まえ、住民同士が地域において支え合い、助け合って、安心して暮らせるよう、「自助」「互助」「共助」「公助」が相互に関わりながら、地域福祉の推進に取り組み、地域共生社会の実現を目指す取り組みが重要です。

【「自助」「互助」「共助」「公助」による地域福祉の推進】



第2章 施策の展開

基本目標 1 人と人、人と地域がつながるまちづくり

主要施策 1 地域福祉・地域共生の意識向上

地域の課題を身近な問題として捉え、誰もが地域社会の一員として共に支え合う意識を育むため、家庭や学校、地域、社会福祉協議会などと連携し、ボランティア体験等の福祉体験の充実や生涯学習における福祉講座などの福祉教育・学習を推進し、心の豊かさや人を思いやる心を育てます。

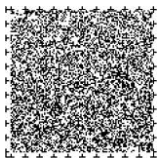
また、様々な情報媒体や行事を活用し、住民の福祉意識を高める意識啓発に取り組みます。

施策の展開

1 福祉教育の推進

地域や学校、地域の様々な団体が連携し、学校等の教育における福祉教育の推進をはじめ、地域における福祉体験学習や交流の機会、ボランティア活動等を通じて、地域福祉や地域共生社会の理念の普及に取り組み、思いやりの心と地域福祉を支える担い手としての実践力を育みます。

主な施策・事業	内 容
① 福祉教育や体験学習の充実	・高齢者や障がい者、外国人など、身近な地域でともに暮らす人々について学び、交流・体験活動などによって多様性や福祉について理解が深まるよう、学校等における福祉教育や体験学習の充実を図ります。
② 道徳教育の推進	・あいさつ運動、ふれあい弁当の日等の取り組みを継続し、子どもの頃から豊かな心を形成する道徳教育や体験活動を推進します。



2 地域福祉・地域共生に関する広報活動

地域福祉や地域共生社会の意義や必要性について、様々な機会を通じた広報啓発を推進し、地域の福祉や課題解決に向けた住民主体の見守りや支援活動の活性化を図ります。

主な施策・事業	内 容
① 計画の普及啓発	・地域福祉計画をはじめ、高齢者、障がい者、子ども・子育てに関する各種計画の周知を図ります。
② 広報啓発活動	・町の広報紙やホームページ等を通じて、地域福祉や人権に関する広報啓発活動に取り組みます。 ・地域福祉活動やボランティア活動の意義や理解を深め、参加につながるような講座や勉強会の開催に努めます。
③ 地域共生社会の普及啓発	・地域共生社会の意義や必要性について、普及啓発に取り組み、地域住民や地域の多様な主体が参画し、つながり合う地域づくりを推進します。

主要施策2 住民同士の交流の場・機会の充実

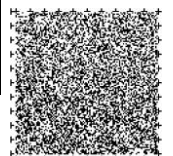
地域福祉活動やボランティア活動を推進していく上で、若い世代や町に移住してきた人が、昔から形成されてきた地縁関係と融合し、相互に助け合う関係性を築くことが重要です。このため、行政区活動をはじめ、各地域で高齢者、障がい者、子育て世帯などが気軽に参加・交流できる場や活動を支援し、住民主体のまちづくりを推進します。

施策の展開

1 交流の場・機会づくりの支援

性別や年齢、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に参加できるイベントを開催し、交流や生きがいづくりの場や機会を充実します。また、住民による子育て支援活動や世代間を超えた住民の交流を促進します。

主な施策・事業	内 容
① 住民同士の交流の促進	・住民や行政区、ボランティア団体、社会福祉協議会、社会福祉施設、その他福祉関係団体との連携・協働のもと、地域の行事やイベントの開催などを支援します。 ・地域活動への参加を促進するとともに、高齢者や障がい者、子どもとの交流や居場所づくりを推進します。

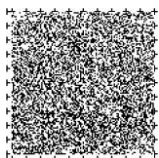


主な施策・事業	内 容
② 地域行事等の周知	・地域や各行政区で行われる行事やイベント、地域活動について、町の広報紙やホームページ、SNS等で周知し、参加を呼びかけます。
③ 高齢者の健康と生きがいづくりの推進	・各行政区の公民館や集会所等、身近な場所で介護予防に取り組める場や機会づくりを推進します。 ・地域の様々な行事を通じた高齢者の交流活動を広げ、高齢者の生きがいづくり・社会参加を推進します。
④ 子どもや親子の居場所づくり	・大人と子どもたちが交流し、健全な育成を見守る場や機会づくりを推進します。 ・地域の公民館や集会所の公共施設を開放し、子育て中の親子が集まり、交流できる場の充実に努めます。

2 住民主体のまちづくりの推進

住民と行政がともにパートナーシップを持ち、協働によるまちづくりを推進するため、住民のまちづくりへの関心喚起と参加機会の充実を図ります。また、まちづくりを共有できる情報提供の充実に取り組みます。

主な施策・事業	内 容
① 広報活動の充実	・広報紙やホームページ等での広報活動を充実に、まちづくりに関する情報をわかりやすく伝えていきます。
② まちづくりへの参加意識の啓発	・まちづくりへの住民意識の醸成やまちづくり活動の活性化を図るために、協働のまちづくりの基本となるまちづくり条例の見直しを図ります。 ・町の魅力を発見する町民参加型イベントを開催し、住民のまちづくりに対する関心を高め、地域活動への参加意識を醸成します。
③ 行政区活動・コミュニティ活動の充実	・行政区活動や地域の清掃活動、伝統行事等のイベントなど、住民によるコミュニティ活動を充実させていくため、住民が主体的に企画し、活動できる環境づくりを進めます。
④ 地域交流・連携の充実	・「祭りひさやま」の充実による住民同士の交流を広げていきます。 ・住民の交流と連携により、自主的な住民活動の輪が広がるよう、まちづくり団体※への支援等の環境づくりを進めます。



※まちづくり団体とは、町民相互の人的なふれあい、健康で文化的な活動を育成するために、まちづくり活動を目的とする町民組織で、町から認定・登録を受けている団体のこと。

主要施策3 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

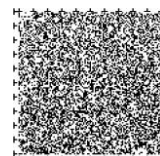
地域を支えていく人材の確保・育成を目指し、地域福祉活動に対する意識啓発や様々な講座等の開催、町内福祉団体等への活動を支援し、住民による地域福祉活動やボランティア活動の支援・促進を図ります。また、自主的な住民活動を促進するとともに、人材の育成、町内外の人材との連携によるまちづくりを推進していきます。

施策の展開

1 地域の担い手の確保・育成

地域福祉活動やボランティア活動に参加するきっかけや参加しやすい環境をつくとともに、若い世代や勤労者、団塊の世代などの様々な年齢層にアプローチし、地域福祉のリーダーとなる人材の育成に取り組みます。また、地域福祉の担い手となるよう、福祉教育や生涯学習などに取り組みます。

主な施策・事業	内 容
① 社会福祉協議会との連携	・ボランティア活動促進の中心的役割を果たす社会福祉協議会が行うボランティア講座等の開催を周知し、ボランティアの育成を推進します。 ・生活支援コーディネーターを配置し、自主的な住民活動を促進します。
② 地域福祉活動・ボランティア活動への参加促進	・ボランティア団体と連携し、活動内容の紹介や参加のきっかけとなる広報活動に取り組みます。
③ 人材育成と活動機会の拡大	・地域活動に関心のある住民が学び、地域づくりの担い手となる人材を育成し、福祉や教育など様々な分野で活動できる環境づくりを進めます。
④ 福祉教育・福祉体験活動の推進	・家庭や学校、地域における福祉活動の体験や福祉教育を推進し、地域福祉の担い手の育成に努めます。
⑤ 参加しやすい環境整備	・家族や友人、地域の人たちと気軽にボランティア活動を始められるよう、社会福祉協議会やボランティア連絡協議会と連携し、相談や養成講座の開催を行う活動拠点の整備に努めます。



2 団体への活動支援

地域福祉活動の維持と向上を目指し、関係機関等と連携のもと、町で活動する各団体を支援します。

主な施策・事業	内 容
① 各団体の活動支援	・住民の多彩な交流と連携により自主的な住民活動の輪が広がるよう、まちづくり活動助成制度の普及を図ります。 ・広報紙やホームページ等で各団体の活動内容を紹介し、住民の理解と参加促進を図ります。 ・子ども会育成会やシニアクラブ連合会などの活性化に向けた支援を行い、自治組織の強化に努めます。
② 関係者の資質向上	・民生委員児童委員が住民の相談内容に的確にアドバイスができるよう、知識や技術の向上を目指した研修会や情報提供等を行います。 ・関係団体や施設等職員に対し、制度改正や人材育成に関する情報を提供し、関係者の資質向上に努めるよう働きかけます。
③ 関係者間における連携強化	・社会福祉協議会と連携・協働し、町内の自治組織や関係機関や関係団体、サービス事業者等との交流機会をつくり、連携強化を図ります。

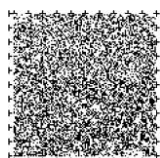
基本目標 1 の目標指標

（※本計画を推進する上で、成果や効果を評価するための数値目標）

成果指標	現状値	目標値
ボランティア連絡協議会会員数	128 人	130 人
	令和元年度	令和 7 年度
まちづくり団体登録数	3 団体	6 団体
	令和元年度	令和 7 年度
地域での付き合いの程度について「よく付き合っている」または「ある程度付き合っている」と回答した人の割合	66.7%	75%
	令和 2 年度	令和 8 年度

※令和 2 年 1 月から流行し始めた新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の中断や利用自粛、講座等の中止、もしくは延期、縮小により、令和 2 年度の見込みは少ない又は低い傾向がみられます。

（以下、同様）



基本目標 2 一人ひとりの暮らしを受け止め、支えるまちづくり

主要施策 1 相談支援体制の充実

個人や地域が抱える生活課題が多様化・複雑化する中、適切に対応できる専門的かつ包括的な相談支援体制の充実を進めます。

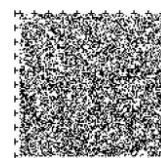
また、地域の身近な相談相手となる民生委員児童委員、町の相談窓口の周知を強化するとともに、相談しやすい体制の充実を図ります。

施策の展開

1 包括的な相談支援体制の充実

住民及びその家族等が抱える生活課題解決に向け、各相談窓口で専門性の高い相談支援の機能の充実を図ります。また、各相談窓口の周知啓発をさらに進めるとともに、気軽に相談できる環境を整え、必要なサービス提供や支援につながるよう、関係機関や関係団体との連携を強化します。

主な施策・事業	内 容
① 相談窓口の周知啓発	・福祉課や地域包括支援センター、社会福祉協議会等の相談窓口の周知啓発と利用促進の強化に取り組みます。
② 関係機関との連携強化	・住民からの多様な相談内容に応じて適切な支援を行うとともに、必要に応じて専門機関等との連携を図ります。
③ 地域包括支援センターの相談体制の充実	・地域包括支援センターにおいて、高齢者やその家族等が抱える介護や生活に関する様々な相談に応じ、必要なサービスや関係機関につなぎます。
④ 障がい者への総合的な相談体制の充実	・医療機関や相談支援事業所等との連携を強化し、障がいの種類を問わない総合的な相談支援体制の充実を図ります。
⑤ 子育てに関する総合的な相談体制の充実	・妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援体制を図るため、子育て支援センター「木子里」や子育て世代包括支援センター（ヘルスC&Cセンター）等の相談窓口を周知します。
⑥ 制度の狭間にいる人々への相談支援体制の充実	・ひきこもりや不登校など、制度の狭間にいる人に対応できる体制づくりに向けて、関係課や関係機関と連携し、必要な支援につなぎます。



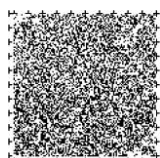
2 地域における相談機能の強化

複雑化・複合化する相談内容に対応し、的確なアドバイスができるよう、関係機関等と連携を図ります。

また、地域で困りごとや悩みを抱えている人を把握し、さりげない見守りや声かけ、話し相手として相談に応じるなど、住民同士の支え合いによる相談支援体制の充実を推進します。

主な施策・事業	内 容
① 地域における連携強化	・住民が抱える様々な悩みや課題に対して、早期支援につながられるよう、関係機関や関係団体等と密接に連携します。
② 民生委員児童委員の資質向上	・住民の身近で専門的な相談窓口となる民生委員児童委員の資質向上を図るため、研修会や講習会の充実に努めます。
③ ひとり暮らし高齢者等の見守り	・地域で連携して、独居高齢者等の安否確認を行う見守り体制の充実に取り組みます。
④ 子ども・子育て家庭への相談・支援の推進	・安心して妊娠・出産・育児ができるよう、専門職（保健師・管理栄養士・保育士・医師等）による相談支援や子どもの発達相談などの周知や相談機会の充実に取り組みます。
⑤ 虐待の防止	・高齢者や障がい者、子どもへの虐待や暴力を発見した場合の相談窓口や通報義務について周知し、あらゆる暴力を許さない社会を目指します。
⑥ 心に悩みを抱える人を支える人材の育成	・心の健康に問題を抱える住民に気づき、見守り、必要な支援につなぐため、住民と接する機会が多い民生委員児童委員や町職員を対象にゲートキーパー※養成講座を実施します。

※ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。



主要施策2 情報提供と福祉サービスの充実

町の福祉に関する情報が必要な人に行き届くように、町の広報紙やホームページなどを活用した情報提供の工夫に努めます。

また、各福祉計画に基づく公的福祉サービスの充実や公的福祉サービスのすき間を埋める自助・互助・共助による多様な生活支援のあり方を検討し、誰もが必要な福祉サービスを受けられるまちづくりに取り組みます。

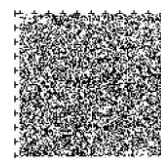
施策の展開

1 福祉に関する情報提供の充実

福祉や保健に関する制度や町の福祉サービスについて、町の広報紙やホームページ、SNS、パンフレットなど多様な媒体を活用し、わかりやすく丁寧な情報提供に取り組みます。

また、高齢者や障がい者、組合に加入していない人に行き届くよう、地域との協働による情報提供の充実に努めます。

主な施策・事業	内 容
① 情報提供の充実	・各福祉分野のサービス内容をまとめたパンフレットの作成・配布に努めます。 ・町の広報紙やホームページ、SNS、各種パンフレットなどの情報媒体について、高齢者や障がい者にもわかりやすく情報が行き届くよう工夫し、保健・福祉に関する情報提供の充実に図ります。
② 地域との協働による情報提供	・最新の保健・福祉に関する情報を民生委員児童委員や行政区に適宜提供し、地域住民への普及啓発に活用してもらいます。 ・必要に応じ各地域の回覧板を活用し、地域と協働した情報提供の充実に努めます。



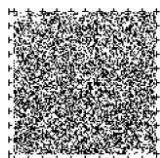
2 福祉サービスの充実

支援が必要な人が、必要な時に適切な公的福祉サービスが受けられるよう、関係機関との連携による事業展開に取り組み、公的福祉サービスの質・量の向上を図ります。

また、生活支援体制整備事業を中心に、制度の狭間にある課題に対応できるインフォーマルサービス※の創出を目指します。

主な施策・事業	内 容
① 福祉分野の適切なサービス提供	・「高齢者保健福祉計画」及び福岡県介護保険広域連合の「介護保険事業計画」、「障がい者計画」「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」など、分野別計画に基づき、適切なサービスの提供に努めます。
② 法制度、福祉サービスの情報提供の充実	・各福祉分野の法制度改正やサービスについて、広報紙やホームページを活用し、情報提供に努めます。
③ サービス提供体制の構築	・高齢者や障がい者に対する福祉サービスの質の向上に努めるとともに、地域包括ケアシステムによるサービス提供体制の構築を図ります。
④ 生活支援体制整備事業の推進	・社会福祉協議会と連携し、地域の生活課題や地域資源の把握を行い、住民との協議を踏まえながら、買い物支援や移動支援等のインフォーマルサービスの創出を目指します。

※インフォーマルサービスとは、家族や友人、地域住民、ボランティアなど、法律や制度に則らないサービスのこと。



主要施策3 複合的な課題を抱える人々への支援の充実

成年後見制度の周知など、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく取り組みを進めます。また、地域や関係機関・関係団体と連携し、虐待の未然防止や早期発見等を強化します。

生活困窮世帯や子どもの貧困問題に対応するため、関係課や関係機関との連携・協働の下、相談窓口につなぎ、継続的かつ伴走型の自立支援に取り組みます。また、生活困窮世帯が地域から孤立することがないように、地域や関係団体と協力しながら、見守りや声かけに努めます。

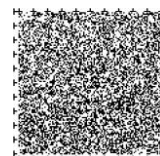
施策の展開

1 権利擁護の推進

判断能力が不十分な高齢者や障がい者の財産管理や日常生活における援助に関する制度等の周知及び利用促進を進めるとともに、専門的な相談支援や各相談機関のネットワークの構築に努めます。

また、関係機関と緊密に連携し、子どもや高齢者、障がい者に対する虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

主な施策・事業	内 容
① 権利擁護の周知及び利用促進	・日常生活自立支援事業（社会福祉協議会実施）や成年後見制度について周知啓発に取り組みます。また、援助が必要な人や家族等への相談支援体制を強化し、利用につなげます。
② 「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく施策の推進	・「久山町成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、中核機関の整備・運営など、ネットワークの整備を検討します。 ・社会福祉協議会が実施する法人後見事業について周知啓発を行います。
③ 虐待やDV等の早期発見・早期対応	・子どもや高齢者、障がい者等に対する虐待や配偶者間等にかかるDV被害の早期発見や早期対応を図るため、相談窓口及び通報義務の周知を徹底します。
④ 被虐待者（児）支援体制の強化	・子どもや高齢者、障がい者等への虐待について、庁内関係課、教育機関、地域住民等からの情報を下に、関係機関との連携を図り、速やかな対応と適切な保護・支援体制を強化します。

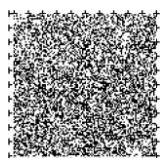


2 生活困窮者自立支援の充実

経済的に困窮している家庭や生活困窮に陥る可能性のある家庭を把握し、個々の状況に応じ、相談支援や自立に向けた体制の構築に努めます。

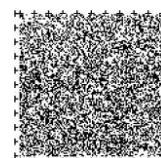
また、子どもたちが生まれ育った環境によって将来が左右されることがないように、各種手当・助成制度や学習支援に取り組めます。

主な施策・事業	内 容
① 生活困窮者の早期対応・早期支援	・介護保険の申請や障害者手帳の交付申請などの行政手続きの際に、経済的に困窮している人や複合的な悩みを抱えている人を把握し、早期対応・早期支援につなぎます。 ・民生委員児童委員等の訪問活動や地域の関係団体や住民等の情報提供を下に、生活困窮家庭を把握し、早期対応に努めます。
② 生活困窮者等に対する相談窓口の充実と周知	・生活困窮者の自立に向け、県の自立相談支援事務所等の関係機関と連携・協働し、早期対応と継続的な支援など、生活困窮者自立支援事業に取り組めます。 ・広報紙やホームページ、チラシ等で生活困窮者に対する相談窓口の周知を強化します。
③ ひとり親家庭等への支援	・ひとり親家庭等に対する自立支援に向け、県やハローワークが行う相談会や就労情報等について周知啓発を充実します。 ・ひとり親家庭等への手当及び医療費等の助成を適正に実施します。
④ 学習支援事業の充実	・中学生を対象に、学習支援を必要とする生徒に適切な支援ができる環境を提供します。また、中学校やNPO法人との連携を強化するとともに、事業の周知啓発を図ります。



基本目標2の目標指標

成果指標	現状値	目標値
居住地域の民生委員児童委員について「担当している人の顔や名前を知っている」と回答した人の割合	27.3%	35%
	令和2年度	令和8年度
各福祉分野（高齢者・障がい者（児）・子ども・子育て）のサービス内容をまとめたパンフレットの作成件数	0件	1件
	令和元年度	令和7年度
町の保健・福祉情報を「すぐに手に入れることができた」と回答した人の割合	42.4%	50%
	令和2年度	令和8年度
生活支援体制整備事業における買い物支援や移動支援等のインフォーマルサービスの創出件数	1件	3件
	令和2年度	令和8年度
成年後見制度について「制度の内容まで知っている」と回答した人の割合	22.3%	30%
	令和2年度	令和8年度
見守り等の支援が必要な人や気になる人に対して、「役場など公的機関へ相談する」と回答した人の割合	16.3%	25%
	令和2年度	令和8年度



基本目標 3 元気と笑顔があふれるやさしいまちづくり

主要施策 1 健康づくり・生きがいづくりの充実

町の強みである「健康なまち」の魅力を広く周知し、健康づくりに対する取り組みや情報発信を強化するとともに、住民の健康管理体制を充実し、健康増進への関心喚起と住民一人ひとりの自主的な健康づくりを推進します。

また、身体の健康とともに、心の健康保持に向け、相談体制の充実や孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加を強化し、人と人とのつながりを基本とした生きがいづくりの醸成に取り組みます。

施策の展開

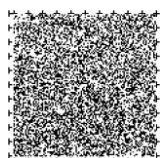
1 健康づくり・介護予防の推進

子どもから高齢者まで、全てのライフステージに応じた健康教育や保健指導の充実、健康づくりに関する情報の周知を図り、健康意識の啓発と健康づくり事業の充実を図ります。

高齢者が生涯健康で自立した生活ができるよう、あらゆる機会を通じた健康教育や健康相談、介護予防の取り組みを推進していきます。また、地域で安心して生活するため、医療と介護の切れ目のない支援体制の強化に取り組みます。

主な施策・事業	内 容
① 健康増進活動の推進	・健康づくりに関する情報発信や健康教育・保健指導の充実を図り、健康への意識啓発を行います。 ・ヘルスＣ＆Ｃセンター等の有効活用や自然を生かしたウォーキング等による健康づくりを推進します。
② 健診・保健活動の充実	・生活習慣病予防を中心とした健診事業の充実を目指すとともに、受診率が低い若年層に対する受診勧奨に努めます。 ・「ひさやま元気予報」※ などＩＣＴを活用した保健指導や健康づくりを充実します。 ・関係機関との連携による健康相談、情報提供等を充実し、健康管理を推進します。

※「ひさやま元気予報」とは、久山町と九州大学が連携して実施する「久山町生活習慣病予防健診」（40歳以上の全住民対象）の健診データを活用した、将来糖尿病等の疾患発症確率を予測するシステムのこと。



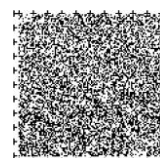
主な施策・事業	内 容
③ 介護予防の推進	・地区のシニアクラブ・サロン等での健康教育、家庭訪問による健康相談等の実施、フィットネス事業の利用促進を図ります。 ・生活習慣病予防健診の受診勧奨や健康づくり事業を実施し、介護予防を推進します。 ・地域デイサービスやふれあいスクールを実施し、介護予防や認知症予防に取り組みます。 ・元気サポーター養成講座により、地域の中で介護予防活動を実践する人材育成や身近に介護予防活動のできる場づくりに努めます。
④ 保健事業と介護予防の一体的な実施	・高齢者の特性を踏まえた健康支援や生活習慣病の重症化予防、介護予防の事業を一体的に取り組みます。
⑤ 在宅医療・介護連携の推進	・糟屋地区1市7町や粕屋医師会等と連携し、医療、保健、福祉、介護関係者間の連携体制を強化するとともに、住民に対する在宅医療や認知症に関する知識の普及啓発など、在宅医療・介護連携推進事業を実施します。

2 心の健康と生きがいづくりの推進

自らの心の不調に気づき対処することや誰かに援助を求めること、また心の健康に問題を抱えている人の存在に周囲が気づき、寄り添い、必要に応じて相談機関につながることの重要性と実践方法について普及啓発に取り組みます。

また、趣味やこれまでの経験を活かした生きがいづくり、社会参加の機会づくりを充実し、人と人とのふれあいを通じた心の健康保持を目指します。

主な施策・事業	内 容
① 心の健康相談や自殺予防の普及啓発	・心の健康に関する相談窓口について、広報紙やホームページに掲載し、自殺予防週間、自殺対策強化月間等に合わせ、広報紙等での心の健康づくりに関する普及啓発を行います。
② 自殺対策の推進	・町の「自殺対策計画」に基づき、地域におけるネットワークの強化や自殺対策を支える人材の育成、子どもから高齢者までライフステージに応じた支援策を講じます。



主な施策・事業	内 容
③ 人権教育の推進	・住民が健康で生きがいを持って暮らし「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指し、家庭・学校・地域における人権教育・啓発を推進します。
④ 社会参加や交流ができる居場所づくりの推進	・子どもとその保護者が相互に交流し、相談や情報交換を行う場として子育て支援センター「木子里」を周知し、子育て中の家庭の孤立を防ぎます。 ・サロン等の活動を支援し、高齢者が仲間とともに、生きがいを持って元気に生活できる場づくりを推進します。
⑤ 高齢者の生きがいづくり事業の推進	・シニアクラブ等の活動を支援するとともに、町内行事を通じた高齢者の交流活動の拡大に努めます。 ・高齢者の雇用の場として、シルバー人材センター等の活用機会の拡大を図ります。

主要施策2 災害等の緊急時における備えの充実

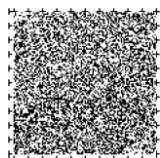
大規模な風水害や震災等発生時の地域の防災活動、災害時の避難行動要支援者対策や消防体制の充実を図り、災害に強いまちづくりを進めます。また、日常的な犯罪被害や事故などから住民を守るため地域の防犯体制や交通安全対策の強化に取り組みます。

施策の展開

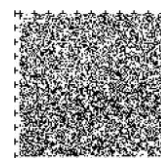
1 防災・防犯対策の強化

災害発生時に支援が必要な高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の迅速な避難支援を行うため、近隣住民や行政区、民生委員児童委員、自主防災組織など、互助・共助・公助の連携・協働による安否確認や避難支援体制の強化を図ります。また、災害への備えや避難行動について情報発信を行い、住民一人ひとりの防災意識を高めます。

犯罪や交通事故などから高齢者や子どもを守るため、防犯対策や交通安全対策の普及啓発を図るとともに、地域を見守る人材を確保し、地域ぐるみで行う防犯対策、交通安全対策の充実を図ります。



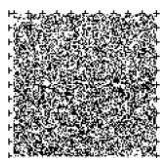
主な施策・事業	内 容
① 防災に関する情報の普及啓発	・避難場所や避難経路、非常持ち出し品を周知し、住民一人ひとりの防災意識を高めます。 ・町のハザードマップを必要に応じて更新し、周知啓発に取り組みます。
② 避難行動要支援者の支援体制の充実・強化	・行政区や自主防災組織、民生委員児童委員等との連携・協働の下、避難行動要支援者名簿及び個別の避難行動計画を作成・更新し、本人の同意を得た上で行政区と情報共有を行い、災害発生時の避難支援体制の強化を図ります。
③ 自主防災組織の育成・充実	・住民による自主防災組織を育成し、災害時の初期対応や避難行動要支援者等の避難活動に対する支援体制の充実を図ります。
④ 要配慮者への対策の充実	・高齢者や障がい者、妊婦や乳幼児等、避難生活に特に配慮が必要な人たちが安心して避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の設置や避難所での生活に配慮した物資の備蓄、保健・医療・介護関係者間の連携に努めます。
⑤ 交通安全対策の推進	・高齢者や子どもの交通事故を未然に防ぐため、地域や学校、警察などの関係機関が連携し、交通安全教育の実施に努め、交通安全意識の啓発を進めます。 ・交通危険箇所の点検整備や通学路の安全点検を進めます。
⑥ 防犯体制の充実	・子どもの登下校時の交通安全や不審者対策を目的に、学校・家庭・地域・関係機関・関係団体等が協力・連携した防犯体制を強化します。 ・犯罪等に関する情報提供を行い、自主防犯行動を促します。



2 感染症への備えの充実

住民に対し、新型コロナウイルス等の感染症拡大防止や新しい生活様式について普及啓発を行います。また、感染症拡大の影響等により経済的に困窮する家庭や交流機会の減少に伴って社会的孤立を感じている人たちが、安心して生活していけるよう、経済的支援の充実や新たなかたちで行う交流の場・機会の検討を進めていきます。

主な施策・事業	内 容
① 感染症に対する知識の普及啓発	・広報紙やホームページ、防災行政無線を通して、感染症に対する正しい知識や感染予防策の普及啓発に取り組みます。 ・地域の活動の場における感染予防策について、助言や情報提供を行い、交流の場や機会の継続を支援します。
② 感染症支援策の充実	・感染症拡大の影響等により、収入減少で経済的に困っている家庭に対し、国や県の動向を踏まえながら、給付金等の支給を行い、生活の安定を支えます。
③ 高齢者等のフレイル（虚弱）対策の推進	・外出機会の減少に伴う高齢者の心身機能の低下防止に向け、健康づくりや介護予防、重症化防止に関する情報提供や家庭訪問による健康相談を行い、高齢者のフレイル防止に向けた取り組みを推進します。



主要施策3 安心できる生活環境の整備

住んでいる生活環境の違いによって、買い物や外出などに制限されることがないように、地区の特性に応じた公共交通網の整備や生活利便施設の誘致などの検討を進めます。

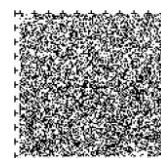
また、町の公共施設や道路などのバリアフリー化を進めるとともに、全ての人が快適に利用できるユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりに取り組みます。

施策の展開

1 交通や買い物などの生活環境の充実

庁内関係課や関係機関と連携し、公共交通サービスの利便性の向上や外出支援が必要な人に合わせた交通手段の改善などに取り組みます。併せて、地域の特性に基づく生活利便施設・商業施設の誘致を推進します。

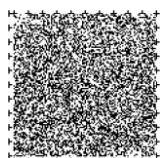
主な施策・事業	内 容
① 交通移動手段の充実及び環境の整備	・バス等、公共交通の利便性の向上や、道路環境の整備・改善について庁内関係課と協議を進めます。
② 多様な主体による生活環境の改善・充実	・住民主体による多様な支えあいの仕組みづくりや地域のボランティア団体、福祉サービス事業者、民間事業者等による外出支援や買い物支援などの参入を促進します。
③ 交通弱者への外出支援の充実	・運転免許証を自主返納した高齢者に対して、コミュニティバスの利用を支援します。 ・在宅の重度障がい者が利用できる福祉タクシー利用料金補助制度を周知し、日常生活の利便性向上につなげます。 ・社会福祉協議会が実施するスロープ付きの軽自動車貸出事業について、周知します。



2 バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

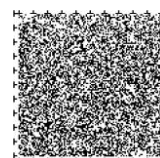
道路や公園、公共施設、民間施設、住宅等のバリアフリー化とユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりを推進するとともに、住民一人ひとりの心のバリアフリーに向けて、情報提供・啓発活動に取り組みます。

主な施策・事業	内容
① 空間・施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	・主要な公共施設や道路、特に交差点など、安全で利用しやすいバリアフリーの施設となるよう整備を推進・誘導します。また、新たに整備する施設等については、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を推進します。 ・車いす専用駐車場や「ふくおか・まごころ駐車場」の普及啓発を推進します。
② バリアフリー化・ユニバーサルデザインの普及啓発	・町の道路や公園、身近な生活空間について、バリアフリー化を推進します。また、建築設計技術者等に対し、バリアフリー化・ユニバーサルデザインの考え方を普及啓発します。 ・健康づくり活動や生涯学習等を通して、バリアフリー化・ユニバーサルデザインの情報提供・啓発活動を推進します。
③ 住宅環境の改善	・住宅改修などの各種制度・事業の周知及び利用促進を図り、高齢者や障がい者の在宅生活を支援します。



基本目標3の目標指標

成果指標	現状値	目標値
健康増進事業の年間参加者数	9,965 人	12,000 人
	令和元年度	令和7年度
特定健診受診率	61.5%	70%
	令和元年度	令和8年度
“健康状態はよい”（「とてもよい」と「まあよい」を合わせた割合）と回答した人の割合	88.8%	90%
	令和2年度	令和8年度
自主防災訓練の年間実施回数	0 回	8 回
	令和2年度	令和8年度
消防団員数	158 人	168 人
	令和2年度	令和8年度
福祉避難所の数	1 か所	1 か所
	令和2年度	令和8年度
地区にある災害時の避難場所を「知っている」と回答した人の割合	75.8%	80%
	令和2年度	令和8年度
自主防犯組織の設置数（累計）	2 件	8 件
	令和2年度	令和8年度
公共交通利用に関する住民満足度	91.7%	令和3年度に 設定予定
	令和元年度	令和7年度
外出の際に困ることは「特にない」と回答した人の割合	53.6%	60%
	令和2年度	令和8年度



地域福祉活動計画

目指す
まちの姿

地域で支え合い
みんなが安心して暮らせる 共生のまち

第1章 地域福祉活動計画の基本的な考え方

第1節 地域福祉活動計画とは

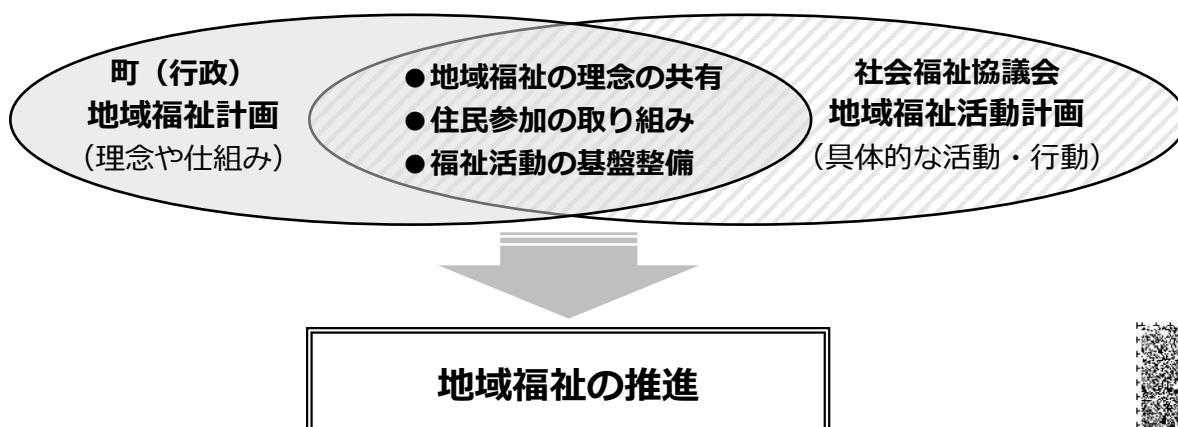
「地域福祉活動計画」とは、地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者等の民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。「地域福祉活動計画」は、町（行政）が策定する「地域福祉計画」との整合性を図りながら、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が中心となって策定するものです。

また、地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」とそれを実行するための活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、住民をはじめとする地域福祉の推進に関わる様々な担い手の参加と協力を得ながら、取り組みを展開するという共通の考え方を持っています。

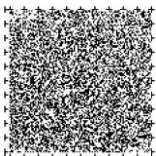
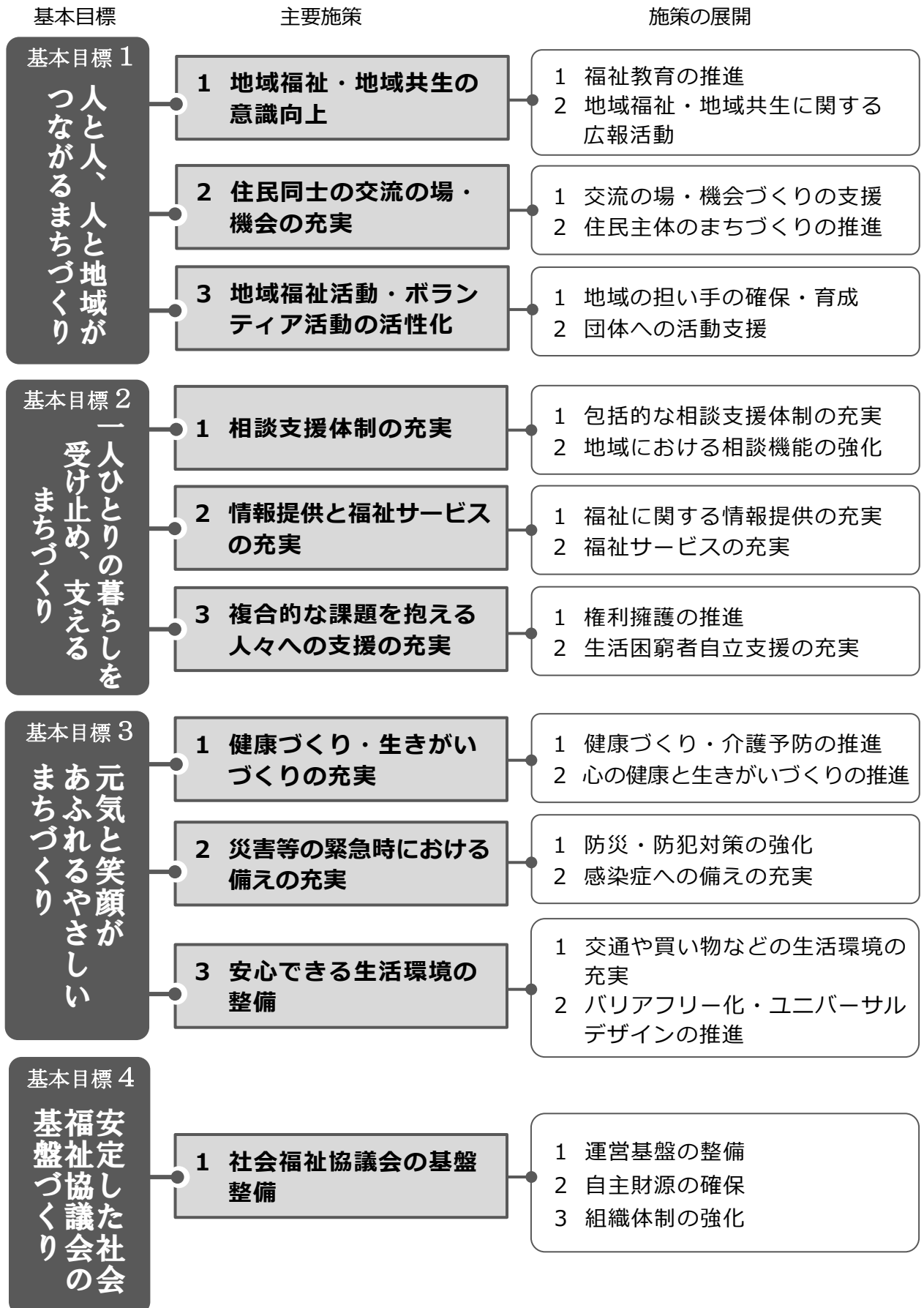
これらが一体となって策定されることにより、住民や地域、関係機関・関係団体、福祉や介護サービス事業所、町（行政）等、地域福祉の推進に関わる様々な担い手の役割や協働が明確化され、より実効性のある計画づくりが可能となります。

このような考え方に基づき、久山町及び久山町社会福祉協議会では、住民が身近な地域社会でお互いに支え合う仕組みを整え、共に地域福祉に関する活動等を推進するため、「地域福祉計画」に基づき、「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものとします。

【「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係イメージ】



第2節 地域福祉活動計画の体系図



第2章 施策の展開

基本目標 1 人と人、人と地域がつながるまちづくり

主要施策 1 地域福祉・地域共生の意識向上

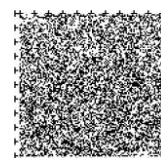
学校や町（行政）等と連携・協力しながら、福祉教育の内容の充実を図り、高齢者や認知症、障がい者等についての理解を深めてもらい、福祉活動につなげるとともに、将来の福祉活動の担い手の育成に努めます。

施策の展開

1 福祉教育の推進

「主な事業と実施方針」

① 福祉教育教材の配布・活用								
福祉教育教材を小学生に配布し、課外授業や家庭で活用します。						(関係者・関係機関) ○小学生 ○福岡県社協 など		
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施								現状の事業を継続
② 福祉体験学習・講座の実施								
小学生・中学生に対し、当事者等の気持ちや関わり方、コミュニケーションの取り方等を学ぶため、福祉体験学習や福祉講座を実施します。						(関係者・関係機関) ○小学生 ○中学生 ○ボランティア団体 ○福岡県社協 など		
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施								現状の事業を継続
③ ひさやま福祉大学の開催								
住民の関心や地域課題を把握し、選んだテーマについて住民同士が共に学び、地域福祉の理解者や担い手の養成に努めます。						(関係者・関係機関) ○町民		
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施								現状の事業を継続



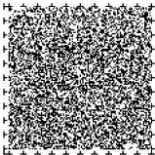
施策の展開

2 地域福祉・地域共生に関する広報活動

「主な事業と実施方針」

① 社協だよりの発行							
年4回、社協だよりを発行し、社会福祉協議会の活動や福祉サービスに関する情報提供、ボランティアの意義や必要性について広報活動に取り組みます。						(関係者・関係機関) ○町民	
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					

② 多様な媒体を活用した情報発信							
福祉サービス等に関する情報発信をホームページやSNS等を活用し、定期的に更新できるよう努めます。						(関係者・関係機関) ○町民	
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					



主要施策2 住民同士の交流の場・機会の充実

高齢者、障がい者、子どもとその保護者などが気軽に参加・交流できる場や機会をつくり、その普及啓発に努めます。

また、住民主体による交流の場や機会がより活発で有意義な活動となるよう、活動の目的やあり方について理解を深めるための研修や情報提供に取り組みます。さらに、地域の多様な組織が地域福祉活動の推進に必要な情報を互いに共有し、連携・協働による地域福祉活動を推進します。

施策の展開

1 交流の場・機会づくりの支援

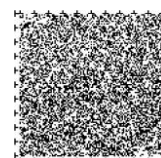
「主な事業と実施方針」

① 世代間交流の実施

ふれあいスクール（中長期通所型サービス事業）やふれあい・いきいきサロンに参加する高齢者等と児童・生徒たちとの交流を推進します。						（関係者・関係機関） ○教育委員会 ○高齢者 など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					

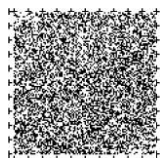
② ひとり暮らしを励ます会の開催

高齢者の生きがいづくりや孤立感の解消を目的に、バスハイクや食事会など、高齢者同士の交流や民生委員児童委員との交流を図ります。また、参加につながっていない高齢者に対し、継続したアプローチを図り、参加を促します。						（関係者・関係機関） ○高齢者 ○民生委員児童委員 など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					



③ ふれあい・いきいきサロン活動の推進							
各行政区において、地域住民の孤立感の解消、閉じこもり予防、介護予防、健康維持の向上を目的にサロン活動の支援や助成を行います。また、高齢者だけでなく、様々な方が参加できる居場所づくりの推進に努めます。						(関係者・関係機関) ○町民 ○行政区（サロン） など	
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					
④ 久山サン・シー（3C）※ 事業の実施							
花を植えたプランターを各家庭に配布（貸与）することで、地域の皆さんが自然に声を掛け合い、日頃から顔が見える関係に繋げることを目的に実施します。						(関係者・関係機関) ○町民 ○小学生 ○中学生 など	
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					
⑤ 認知症の人を介護する家族への支援							
認知症家族交流会（すまいるカフェ）を開催し、認知症の人をケアする家族等介護者同士の交流機会を設け、精神的負担の軽減につなげます。						(関係者・関係機関) ○町民 ○町（福祉課）など	
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					

※サン・シー（3C）とは、Community（地域）、Casual（さりげない）、Connection（繋がり）の頭文字からとった言葉。



施策の展開

2 住民主体のまちづくりの推進

《主な事業と実施方針》

① 地域福祉活動に関する情報発信及び参加支援

社協だよりやホームページで地域福祉活動に関する情報発信やボランティア養成講座などの開催を広く周知し、参加を促し、支援します。

(関係者・関係機関)
○町民
○ボランティア団体

実施年度

令和2年度

令和3年度

令和4年度

令和5年度

令和6年度

令和7年度

令和8年度

実施

現状の事業を継続

② 地域福祉活動への意識向上

ボランティア活動を通じ、住民主体による活動の目的や役割を学ぶ機会をつくり、地域福祉活動への意識を高め機能の充実を図ります。

(関係者・関係機関)
○町民
○ボランティア団体

実施年度

令和2年度

令和3年度

令和4年度

令和5年度

令和6年度

令和7年度

令和8年度

実施

現状の事業を継続

③ 多様な組織の連携強化

民生委員児童委員や見守り協力者、行政区長、シニアクラブ役員等の地域の多様な組織が、地域福祉活動の推進に必要な情報を互いに共有し、連携強化を図ります。

(関係者・関係機関)
○民生委員児童委員
○見守り協力者
○行政区長
○シニアクラブ役員
○町（福祉課）

実施年度

令和2年度

令和3年度

令和4年度

令和5年度

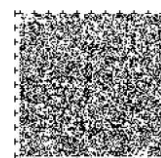
令和6年度

令和7年度

令和8年度

実施

現状の事業を継続



主要施策3 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

今後、町の地域福祉を担う人材の確保・育成に向け、各種ボランティア養成講座の周知や参加促進を図り、住民のボランティア意識を高め参加促進を図ります。

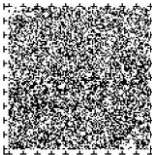
また、ボランティア団体等が行う活動を住民に周知し、協力を呼びかけるとともに、団体同士の協力関係の構築に向けた支援を図り、今後の地域福祉活動、ボランティア活動の活性化を推進します。

施策の展開

1 地域の担い手の確保・育成

「主な事業と実施方針」

① ボランティア講座等の開催							
福祉ニーズに合わせたボランティアの養成や福祉に関する知識の習得を目的としたボランティア講座及び住民講座を開催します。また、各種講座の周知啓発を強化し、参加を促します。						(関係者・関係機関) ○町民 など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					
② ボランティア活動の支援							
関係団体と連携し、ボランティア活動の相談や登録、住民の福祉ニーズに対応する活動のマッチングなど、コーディネート機能を持つ窓口の設置に努めます。同時に、ボランティアコーディネーターの配置を検討します。						(関係者・関係機関) ○町民 ○ボランティア連絡協議会 など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	－						
		準備・調整		新規事業を実施			
③ ボランティアの活動拠点整備							
住民が気軽にボランティア活動を始められるよう、町（行政）やボランティア連絡協議会と連携し、活動拠点の整備に努めます。						(関係者・関係機関) ○町民 ○ボランティア連絡協議会 ○町（福祉課） など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					



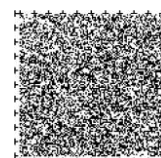
④ 元気サポーター養成講座の開催								
		地域デイサービスでの担い手となる「元気サポーター」の養成やスキルアップを目的とした講座を開催します。					(関係者・関係機関) ○町民 ○町（福祉課）など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	実施							
		現状の事業を継続						
⑤ 認知症サポーター養成講座開催の支援								
		町やキャラバンメイトと協力し、認知症サポーター養成講座を実施します。					(関係者・関係機関) ○町民 ○教育委員会 ○町（福祉課）など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	実施							
		現状の事業を継続						

施策の展開

2 団体への活動支援

「主な事業と実施方針」

① 町内福祉団体等への支援							
社協だよりやホームページ等で町内福祉団体等の活動内容を周知します。 また、各団体等の福祉活動の充実のため、共同募金配分金等により助成を行います。						(関係者・関係機関) ○シニアクラブ連合会 ○ボランティア連絡協議会 ○ボランティア団体 ○当事者組織 ○行政区 など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					



② 関係団体の連携強化

行政区や自主的な住民活動を行う団体、関係機関・関係団体等が顔を合わせ、情報交換や交流する機会をつくり、連携強化を図ります。

（関係者・関係機関）

- 行政区
- シニアクラブ連合会
- ボランティア連絡協議会
- ボランティア団体
- 当事者組織
- 町（福祉課）など

実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					

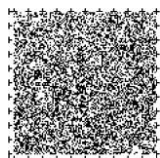
基本目標1の目標指標

（※本計画を推進する上で、成果や効果を評価するための数値目標）

成果指標	現状値	目標値
ひさやま福祉大学への参加者数	累計 53 人	累計 125 人
	令和2年度	令和8年度
ふれあい・いきいきサロンの設置数	12 か所	15 か所
	令和2年度	令和8年度
久山サン・シー事業プランター設置数	200 世帯	800 世帯
	令和2年度	令和8年度
ボランティア講座等への参加者数	累計 42 人	累計 120 人
	令和2年度	令和8年度
久山町社会福祉協議会について「活動内容を知っている」と回答した人の割合	26.3%	30%
	令和2年度	令和8年度
福祉ボランティア活動や地域活動について「現在活動している」と回答した人の割合	19.4%	25%
	令和2年度	令和8年度

※令和2年1月から流行し始めた新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の中断や利用自粛、講座等の中止、もしくは延期、縮小されたため、令和2年度の見込みは少ない又は低い傾向がみられます。

（以下、同様）



基本目標 2 一人ひとりの暮らしを受け止め、支えるまちづくり

主要施策 1 相談支援体制の充実

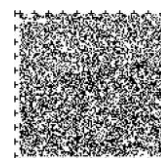
住民が日常生活を営む上で生じる様々な心配ごとや生活課題に関する相談を総合的に受け付け、各分野の相談支援機関との連携を図りながら、住民の課題解決に向けた取り組みを推進します。また、社会福祉協議会が行う相談事業について住民への周知を図り、相談しやすい窓口となるよう進めていきます。

施策の展開

1 包括的な相談支援体制の充実

「主な事業と実施方針」

① 相談窓口の周知啓発							
社協だよりや町の広報紙などを活用し、相談内容や分野に 捉われない総合相談窓口として周知啓発に取り組みます。						(関係者・関係機関) ○町民	
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					
② 心配ごとと相談所運営事業							
住民の日常生活上のあらゆる相談に応じるため、弁護士及 び相談員による心配ごとと相談を実施します。						(関係者・関係機関) ○町民 ○民生委員児童委員 ○弁護士	
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					
③ 横断的な相談支援体制の構築							
住民の複合的な心配ごとや生活課題の解決に向け、町の福 祉課をはじめ、他課や関係機関との関係性を構築し、横断的 な相談支援体制の構築を図ります。						(関係者・関係機関) ○町 など	
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					

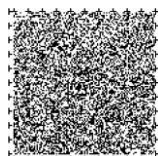


施策の展開

2 地域における相談機能の強化

《主な事業と実施方針》

① 地域との連携による継続的な支援								
様々な福祉課題や生活課題を抱える人や家庭に対し、継続的に関わっていくため、専門的な支援に加え、地域住民ともつながりを持ちながら、地域として関わり合い、課題解決に取り組めます。						(関係者・関係機関) ○町民 ○民生委員児童委員 ○見守り協力者 ○ボランティア団体 ○町（福祉課）など		
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	実施	現状の事業を継続						
② 民生委員児童委員との連携強化								
ひとり暮らし高齢者や生活困窮世帯、ひきこもりなどの世帯について情報共有し、課題解決に取り組めます。						(関係者・関係機関) ○民生委員児童委員 ○町（健康課 福祉課）		
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	実施	現状の事業を継続						
③ 見守り支援活動の推進								
高齢者等の見守り支援活動を継続して実施していくため、見守り協力者の活動や必要性を周知し、新たな協力者となる人材を確保します。また、ひとり暮らし高齢者だけでなく、日頃の生活の中で気になる人や世帯の状況をさりげなく見守る考え方や実践方法を広めていきます。 地区別見守りネットワーク会議を開催し、地域課題の確認・共有を行い、課題解決の取り組みについて協議していきます。						(関係者・関係機関) ○町民 ○行政区 ○民生委員児童委員 ○見守り協力者 ○シニアクラブ連合会 ○町（福祉課）		
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	実施	現状の事業を継続						
④ 社会福祉法人の連携強化								
町内の社会福祉法人で連携し、様々な問題解決に向け、定期的な連絡会を行い、それぞれの特性を活かした地域のニーズに対応できるネットワークの構築に努めます。						(関係者・関係機関) ○社会福祉法人		
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	実施	検討	準備・調整	連絡会立ち上げ及び活動開始				



主要施策2 情報提供と福祉サービスの充実

福祉サービスに関する情報提供をより充実させるとともに、情報が行き届きにくい人への配慮や家庭訪問による情報提供に努めます。

また、高齢者、障がい者、児童、生活困窮等の各分野の福祉事業を町（行政）と連携しながら進めていきます。さらに、生活支援コーディネーターを活用し、公的福祉サービスのすき間を埋めるための資源開発やネットワークの構築、生活支援サービス等の基盤整備に取り組みます。

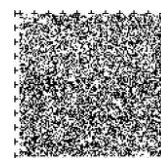
施策の展開

1 福祉に関する情報提供の充実

「主な事業と実施方針」

① 情報提供の充実								
社協だよりやホームページ、SNS、各種パンフレットなどを活用し、社会福祉協議会が実施する福祉サービスや相談支援事業、地域の福祉活動やボランティア活動に関する情報提供の充実に努めます。						(関係者・関係機関) ○町民 など		
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	実施							
		現状の事業を継続						

② アウトリーチ（訪問活動）による情報提供								
高齢者や障がい者など特に福祉サービスが必要な人たちに対し、社会福祉協議会職員や民生委員児童委員の訪問による確実な情報提供に努めます。						(関係者・関係機関) ○町民 ○民生委員児童委員		
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	実施							
		現状の事業を継続						



施策の展開

2 福祉サービスの充実

《主な事業と実施方針》

① インフォーマルな生活支援サービスの創出

買い物や移動、ゴミ出しなどの日常生活の困りごとを家族や友人・知人、近所の人、地域のボランティア団体が援助し、自立を支えるインフォーマルサービス（住民参加型の生活支援サービス）の創出を検討していきます。

(関係者・関係機関)
○町民
○ボランティア団体
○生活支援コーディネーター
○町（福祉課） など

実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	－	検討	準備・調整	新規事業を実施			

② 生活支援コーディネーターの業務遂行

生活支援コーディネーターを中心に、地域における福祉ニーズや資源の把握、ネットワークの構築、多様な地域資源による生活支援サービス等を整備します。また、生活支援コーディネーター通信「hand in hand」を発行し、生活支援コーディネーターの役割や活動を周知します。

(関係者・関係機関)
○町民
○生活支援コーディネーター
○町（福祉課） など

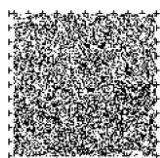
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					

③ 協議体（手に手をとってあつまりの輪）の運営

住民や関係機関・関係団体等が参加し、地域で生活する上での課題の解決に向けて、知恵を出し合い、実践へとつなげ、支え合いのまちづくりを目指します。
また、協議体参加者の主体的意欲の向上や生活支援に関わる様々な情報の把握を行うため、研修会や先進地視察を実施します。さらに、協議体の話し合いによる成功体験や活動を積み重ね、町全域での活動につなげていきます。

(関係者・関係機関)
○町民
○行政区
○民生委員児童委員
○見守り協力者
○シニアクラブ連合会
○サービス事業者
○生活支援コーディネーター
○町（福祉課） など

実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					



④ 福祉活動専門員の業務遂行							
実施 年度	住民や関係機関・関係団体等と連携しながら地域福祉活動を推進し、住民の生活課題、福祉課題を解決するため、福祉活動専門員配置による調査や研究、企画、連絡調整、広報活動等を行います。					(関係者・関係機関) ○町民 ○町（福祉課） ○行政区 など	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					

主要施策3 複合的な課題を抱える人々への支援の充実

認知症や障がいなどにより判断能力が低下している人の権利擁護に向け、町（行政）の成年後見制度との連携を図りながら、財産管理や日常生活における援助に関する制度等の周知及び利用促進に取り組みます。

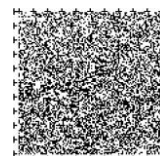
また、生活困窮家庭やひとり親家庭、不登校、ひきこもりなど複雑化した課題を抱える人や制度の狭間に置かれている人を支援するため、地域住民や民生委員児童委員、関係機関、町（行政）との連携・協働の下、早期発見と相談支援、自立支援の充実に努めます。

施策の展開

1 権利擁護の推進

「主な事業と実施方針」

① 各種事業の周知啓発							
実施 年度	生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業などの周知啓発に取り組みます。					(関係者・関係機関) ○町民	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					
② 日常生活自立支援事業の実施							
実施 年度	福祉サービスの利用援助支援や日常的な金銭管理及び預貯金の預かりを行います。					(関係者・関係機関) ○町民 ○福岡県社協 など	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					



③ 法人後見事業の実施

判断能力が不十分な方が安心して生活できるよう、法人が成年後見人、保佐人、補助人となり、関係者・関係機関等と連携しながら、長期的にサポートします。

（関係者・関係機関）

- 町民
- 家庭裁判所
- サービス事業者
- 町（福祉課）など

実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	準備・検討	新規事業を実施					

施策の展開

2 生活困窮者自立支援の充実

《主な事業と実施方針》

① 生活困窮者支援

生活困窮者の実態把握、困りごと相談室（自立相談支援事務所）をはじめとする関係機関等との連携を図り、生活困窮者の早期発見と相談支援、自立支援に取り組みます。

また、住民への生活困窮相談に関する理解を広めるための周知啓発に取り組みます。

（関係者・関係機関）

- 困りごと相談室
- 町（福祉課）
- 福岡県社協 など

実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					

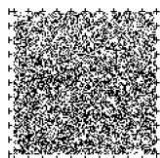
② 生活福祉資金貸付事業

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。また、事業の周知啓発に取り組みます。

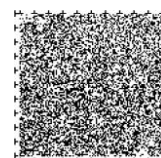
（関係者・関係機関）

- 町民
- 福岡県社協 など

実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					

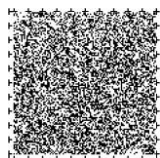


③ ふくおかライフレスキュー事業							
糟屋地区内の社会福祉法人が連携し、制度では対応できない生活困窮者に対し、食材支援やライフラインの復旧など、経済的援助（現物支給）を行います。また、リユース品の支給や各種制度・サービスにつなぐなど、生活が安定するまでの支援を行います。						(関係者・関係機関) ○町民 ○事業運営委員会 ○粕屋地区連絡会 ○町（福祉課） ○福岡県社協 など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					
④ 学習支援事業のサポート							
学習支援事業をサポートする中で、生徒の家庭環境等を把握するとともに、必要に応じて関係者との連携体制を構築し、学びや育ちを支援します。						(関係者・関係機関) ○町民 ○NPO法人 ○町（福祉課） ○教育委員会 など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					
⑤ 不登校、ひきこもりの人とその家族への支援							
地域住民や関係機関からの情報提供により、不登校やひきこもりの本人と家族の実態把握に努めます。 また、相談支援を通して、信頼関係を築き、自立支援に向けて関係機関等とのネットワークの構築や地域における居場所づくりに努めます。						(関係者・関係機関) ○町民 ○民生委員児童委員 ○教育委員会 ○町（健康課 福祉課） など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	—						
		実態把握	調整・協議			新規事業を実施	



基本目標2の目標指標

成果指標	現状値	目標値
不安や悩みを相談する相手が「社会福祉協議会の職員」と回答した人の割合	0.3%	10%
	令和2年度	令和8年度
町の保健・福祉情報の入手先が「社会福祉協議会の「社協だより」やホームページ」と回答した人の割合	12.7%	25%
	令和2年度	令和8年度
生活支援体制整備事業における買い物支援や移動支援等のインフォーマルサービスの創出件数	1件	3件
	令和2年度	令和8年度
法人後見事業及び日常生活自立支援事業の利用者数	3件	10件
	令和2年度	令和8年度
日常生活自立支援事業について「制度の内容まで知っている」と回答した人の割合	8.1%	20%
	令和2年度	令和8年度
生活困窮家庭の子どもや保護者、不登校児童生徒が気軽に立ち寄れる居場所の設置数	0か所	1か所
	令和2年度	令和8年度



基本目標 3 元気と笑顔があふれるやさしいまちづくり

主要施策 1 健康づくり・生きがいづくりの充実

高齢者の心身機能の維持向上と高齢者の社会的孤立の解消を図るため、地域住民や行政区、シニアクラブ、ボランティア団体、町（行政）などの関係者との協力・連携により、ふれあい・いきいきサロンやふれあいスクールの実施及び充実を図ります。

地域における見守り活動等の中で、心の健康に問題を抱えた人の発見と支援体制の構築、社会参加の機会づくりに努めます。

また、高齢者がこれまで培ってきた経験を地域に還元する場や機会をつくり、世代や分野を超えた人と人とのふれあいを通じた心の健康保持を支援します。

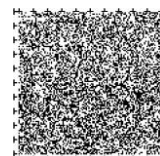
施策の展開

1 健康づくり・介護予防の推進

《主な事業と実施方針》

① ふれあい・いきいきサロン事業の活動支援							
各行政区において、高齢者の孤立感の解消、閉じこもり予防、介護予防、健康維持の向上を目的として行うふれあい・いきいきサロン事業の活動を助成します。						(関係者・関係機関) ○高齢者 ○行政区サロン ○ボランティア団体	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					

② 中長期通所型サービス事業（ふれあいスクール）の実施							
介護保険サービスの利用までの必要がない高齢者に対して、心身機能の維持・向上、生きがいの創出を目的に、介護予防事業として実施します。						(関係者・関係機関) ○高齢者 ○ボランティア団体 ○町（福祉課）など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					



③ レクリエーション備品等の貸し出し

健康づくりや介護予防、住民同士の交流を目的に、子どもから高齢者まで幅広い世代が楽しめるレクリエーション道具の貸し出しを行います。

（関係者・関係機関）
○町民

実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施							
	現状の事業を継続						

施策の展開

2 心の健康と生きがいの推進

《主な事業と実施方針》

① 心配ごと相談所運営事業（再掲）

住民の日常生活の不安や悩みを解消するため、弁護士や民生委員児童委員による相談所を運営しており、事業の周知啓発に取り組みます。

（関係者・関係機関）
○町民
○民生委員児童委員
○弁護士

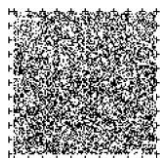
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施							
	現状の事業を継続						

② 自殺対策の推進

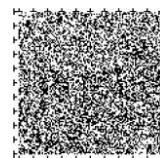
町（行政）が策定した「久山町自殺対策計画」に基づき、社会福祉協議会として高齢者や生活困窮者を支援する中で、心の健康に問題を抱える人や孤立・孤独に陥りやすい人に気づき、寄り添い、必要な支援につなぎます。

（関係者・関係機関）
○町民
○町（健康課 福祉課）
など

実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施							
	現状の事業を継続						



③ ひとり暮らしを励ます会の実施（再掲）								
ひとり暮らしの高齢者を対象に、食事会とバスハイクを年に1回ずつ実施し、参加者同士や民生委員児童委員との交流の場をつくり、地域との孤立防止と生きがいづくりを推進します。						(関係者・関係機関) ○ひとり暮らし高齢者 ○民生委員児童委員		
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	実施							
		現状の事業を継続						
④ 移送サービス事業の推進								
高齢者や身体障がい者等の通院や社会参加の促進を目的に、スロープ付きの軽自動車の貸し出しを行います。また、移動に困難を抱えている人やサービス事業所などへの周知啓発に努めます。						(関係者・関係機関) ○高齢者 ○身体障がい者 ○サービス事業者		
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	実施							
		現状の事業を継続						
⑤ 高齢者相互支援の推進								
高齢者自身の社会的役割意識の維持や向上を目的として、普段の生活の中で、ひとり暮らし高齢者等をさりげなく見守る意識と実践力を高めるための研修会や見守り協力者としての参加を呼びかけます。						(関係者・関係機関) ○高齢者 ○行政区 ○民生委員児童委員 ○シニアクラブ ○ボランティア団体 ○町（福祉課）		
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	実施							
		現状の事業を継続						



主要施策2 災害等の緊急時における備えの充実

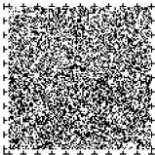
災害時のボランティアセンターの開設と運営、災害ボランティア活動の参加促進、町内外からの災害ボランティアの受け入れ体制の強化を図ります。また、町（行政）とともに、避難行動要支援者の把握や情報共有を行うとともに、要支援者に対し、平常時における見守りから災害時支援まで、地域の助け合いによる支援体制の構築を推進します。

施策の展開

1 防災・防犯対策の強化

「主な事業と実施方針」

① 災害に関する講座の開催							
災害時に必要な知識と技術を学び、防災意識を高める講座を行います。また、町内外の災害発生や復旧時に尽力できる人材の養成に努めます。						(関係者・関係機関) ○町民 ○町（総務課） ○福岡県社協 など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					
② 災害ボランティアセンター設置運営訓練							
災害等発生時の迅速な対応や町内外からの災害ボランティアの円滑な受け入れに向け、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を、住民や地域の関係機関・関係団体等とともにを行います。 また、災害時に必要な備品等を計画的に整備し、非常時に備えます。						(関係者・関係機関) ○町民 ○民生委員児童委員 ○ボランティア ○自主防災組織 ○糟屋地区社協連 ○町（総務課） ○教育委員会 ○消防署 など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					



③ 高齢者等見守り事業の推進							
実施 年度	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者等に対し、災害時を見据えた平常時の見守りを心がけ、見守り活動の強化を図ります。 また、声かけや話をする際に、避難行動要支援者制度の周知に努め、防災意識の向上を高めていきます。					(関係者・関係機関) ○町民 ○行政区 ○民生委員児童委員 ○見守り協力者 ○町（総務課、福祉課） など	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					

施策の展開

2 感染症への備えの充実

「主な事業と実施方針」

① 心配ごとと相談所運営事業（再掲）

失業や収入減による経済的困窮などの不安や悩みの解消に向けて、弁護士や民生委員児童委員による心配ごとと相談所で相談支援を行います。また、事業を周知します。

(関係者・関係機関)
○町民
○民生委員児童委員
○弁護士

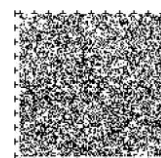
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					

② 高齢者等のフレイル対策の推進

外出機会の減少に伴う高齢者の心身機能の低下防止に向け、介護予防に関する情報提供や家庭訪問による相談支援などの取り組みを進めていきます。

(関係者・関係機関)
○町民
○町（福祉課）

実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					



主要施策3 安心できる生活環境の整備

町（行政）や関係機関と連携し、移送サービス事業の周知啓発などを行い、高齢者や障がい者等の外出を支援します。

また、ボランティア講座や住民講座を通じて、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方について普及啓発に取り組みます。

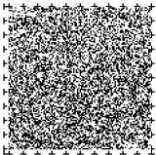
施策の展開

1 交通や買い物などの生活環境の充実

＜主な事業と実施方針＞

① 移送サービス事業の周知							
高齢者や身体障がい者などの通院や社会参加の促進を目的に、スロープ付きの軽自動車を貸し出しており、事業の周知と利用促進を図ります。						(関係者・関係機関) ○車いす利用者	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					

② 買い物、交通手段などの整備							
買い物や交通手段などの環境を整えていくため、地域のニーズを把握し、協議体による話し合いの中で、移動販売や買い物代行サービスなど、日常生活のサポートを行うサービスの検討を行います。						(関係者・関係機関) ○町民 ○行政区 ○民生委員児童委員 ○ボランティア団体 ○町（福祉課）など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					



施策の展開

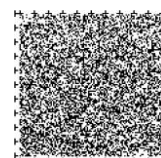
2 バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

《主な事業と実施方針》

① バリアフリー化・ユニバーサルデザインの普及啓発							
実施 年度	社協だよりやボランティア講座・住民講座を活用し、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を普及啓発します。					(関係者・関係機関) ○町民 ○ボランティア団体 など	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施						
		現状の事業を継続					

基本目標3の目標指標

成果指標	現状値	目標値
心配ごと相談所利用件数	11件	36件
	令和2年度	令和8年度
移送サービス事業利用件数	0件	5件
	令和2年度	令和8年度
災害に関する講座への参加者数	0人	累計100人
	令和2年度	令和8年度
災害ボランティアセンター設置運営訓練の回数	累計1回	累計7回
	令和2年度	令和8年度
平時からの見守り対象世帯数	19世帯	40世帯
	令和2年度	令和8年度



基本目標 4 安定した社会福祉協議会の基盤づくり

主要施策 1 社会福祉協議会の基盤整備

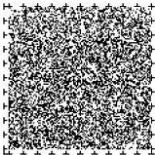
社会福祉協議会が実施する事業等を安定して行うため、法人運営の基盤を整備し、地域福祉活動等を実施するための財源の確保、組織体制の強化に努めます。

施策の展開

1 運営基盤の整備

「主な取り組みと内容」

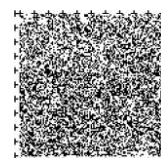
① 定款・諸規程の整備	
取組内容	社会福祉法をはじめとする各法令の基準に従い、定款及び諸規程を整備し、遵守します。
② 会計基準・経理規程の整備	
取組内容	厚生省令で定める基準に従い、経理規程や会計システム等を整備・遵守し、適切な会計処理・運営に努めます。



2 自主財源の確保

「主な取り組みと内容」

① 賛助会員加入の推進	
取組内容	社会福祉協議会が推進する地域福祉活動等を周知し、理解を求め、地域福祉への住民参加のひとつとして、賛助会員への加入を推進します。
② 赤い羽根共同募金運動の推進	
取組内容	赤い羽根共同募金運動の趣旨や意義を広く周知し、その使い道や配分方法についての理解を深め、募金運動を推進します。また、法人募金の開拓や募金百貨店プロジェクトの普及、募金箱の設置を増やすなどに努めます。
③ 福祉自動販売機設置の推進	
取組内容	住民が気軽に社会貢献でき、地域福祉活動の安定した財源を確保するため、市内の公共施設や社会福祉施設等に福祉自動販売機設置を推進します。
④ 企業等への広告掲載の推進	
取組内容	社会福祉協議会が発行する社協だより等の有効活用を図るほか、企業等へ広告掲載の媒体として社協だより等を提供し、新たな財源の確保に努めます。
⑤ 久山町民ゴルフ愛好会チャリティーコンペの開催支援	
取組内容	久山町民ゴルフ愛好会主催のチャリティーコンペの開催を支援し、そのチャリティーを地域福祉活動等で活用します。
⑥ 新たな財源の開発	
取組内容	地域福祉を推進するための財源を確保するため、新たな財源確保に努めます。



3 組織体制の強化

「主な取り組みと内容」

① 理事会及び評議員会の充実	
取組内容	関係機関、各種団体など住民代表参加のもと、理事会、評議員会を開催し、協議、研修を重ねながら地域福祉の推進を図るため、本会の適切な運営に努めます。
② 職員育成研修の充実と体制づくり	
取組内容	職務、経験別等の育成研修の充実を図るとともに、職場外研修の受講及び職場内研修の充実により、職員の資質向上を目指します。また、事業や事務の効率化を図り、職員間の連携を深める体制づくりに努めます。

基本目標4の目標指標

成果指標	現状値	目標値
賛助会員加入口数	1,479 口	1,600 口
	令和2年度	令和8年度
赤い羽根共同募金実績	2,890,877 円	3,000,000 円
	令和2年度	令和8年度
福祉自動販売機設置台数	9 台	10 台
	令和2年度	令和8年度

